

科目	昭和六年度		大正九年度		大正元年度	
	入	出	入	出	入	出
國庫補助金	九三、〇三三		五五、五〇〇		五七、一五元	
地方費補助金	三六、三六一		三五、九六五		三五、〇五三	
府債	二、五四、一九八		一、〇七、〇三四		二六、五七四	
その他の収入	二、四〇、六〇四		一、八七、七三〇		五九、〇三九	
合計	一三三、三七、七三三		一四一、〇三、五八八		一四八、七三〇	
水道費		一、八七、七三〇		一、四〇、八〇一		五八、七〇四
汚物掃除費		六五、〇一〇		六五、八〇四		三五、九七六
府債		二、五四、一九八		八九、〇三三		五三、七三三
その他の		三六、五八九		二、六九、〇二一		四三、五六一
合計		一三三、三七、七三三		一四一、〇三、五八八		一四八、七三〇

ハ 邑、面

邑面は地稅附加稅、營業稅附加稅、所得稅附加稅、車輛稅附加稅、特制所得稅附加稅及特別稅、戶別稅等の邑面稅を以て財源の本體となし之に補助金、財産收入、使用料及手数料等を加へて其の歳入となし之を以て土木に在りては道路橋梁の修繕及渡船、勸業にありては模範林、苗圃、採種田舎、市場、衛生にありては屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水、下水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る。之が歳計は其の歳入歳出豫算額大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが主として邑面稅の増額と給與及事業費の増額等に因り同九年度に於て一千百餘萬圓となり、更に昭和六年度に於ては二千二百八十餘萬圓を算し一邑面平均豫算額八千百十九圓に達した。

邑面歳入歳出豫算

科目	昭和六年度		大正九年度		大正元年度	
	入	出	入	出	入	出
邑面稅	一三、五九、八八三		一〇、〇三、三三三		二、七五、五二四	
財産收入	一、三三、〇五四		一〇、三〇、八		一、九四、五〇四	
交付金	一、二四、五〇〇		四二六、四三三		一、九四、五〇四	
前年度繰越金	一、四〇、〇〇七		七五二、一四四		六、七二四	
使用料及手数料	一、三七、七三三		五五、七〇一		一、四九九、一〇三	
其他	四、二六、九三三		一、二九、五八〇		三、四二六	
合計	三三、八八、二七九		一三三、〇九、二八八		三、〇七、三〇八	
給與		一〇、三六、四二七		六、六九、一三四		二、三六、六三三
事務所費		二、一三〇、七四四		一、七四、二二七		四八、二六〇
土木費		二、三四、〇七〇		四〇八、一三三		
勸業費		一、四九九、一〇三		三、八三、〇八五		
衛生費		七五、七九三		九三九、七七		
其他		五、七九、〇三三		一、二八三、三〇〇		三九、三六一
合計		三三、八八、二七九		一、一、五六、四九五		二、九〇、一七三

二 學校費

學校費の財政は賦課金、使用料、補助金、財産收入等を以て財源とし特別の必要ある時は夫役現品をも賦課することが出来る。今之が歳計を見るに大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが大正八年より同十一年度に至る四年間に公立普通學校四百校を増設し以て三面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めると爾來毎年度財政の許す限り普通學校の増設及擴張並終業年限延長實施と共に大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之に着手したるを以て一段の膨脹を見るに至り、昭和五年度に於ては總額千五百二十九萬七千三

百六十九圓に達したるに對し昭和六年度に於ては府の區域を包含する學校費を府に移管せる結果豫算額は千三百七十五萬二千三百四十八圓に減じたるも實質的には當時に比し著しき膨脹である。而して之が財源の主なるものは補助金にしてその四割七分弱を占め賦課金二割一分強、授業料二割強之に次ぎ其の他寄附金、財産收入、學校費債、雜收入等順次に次ぐ状況である。

學校歳入歳出豫算

科 目	入			出		
	昭和六年度	大正十二年度	大正七年度	昭和六年度	大正十二年度	大正七年度
賦課金	二、九〇四、二六八	六、九八五、三五九	一、五、三三六	一〇、八四四、一六三	七、七五、四七六	一、三三六、五九九
國庫及道地 方費補助	六、四四五、一九三	二、〇〇六、九七七	一、〇四七、七三〇	一、四四四、四六五	四、三六一、一〇〇	三、三三、五二
財産收入	一、五、九〇九	一、四、四六四	八、五、四三二	一、三、九三、七三〇	一、八、六、四九九	三、五、五、二
授業料	二、八〇四、一五三	一、七、七七〇	一〇、三、一四七			
其他	一、四〇三、九三五	三、〇一六、六七五	四〇四、〇六三			
合計	二、三、七、三、三三八	一、三、九、三、二一五	一、八、五、六、六六	二、三、七、三、三三八	一、三、九、三、二一五	一、八、五、六、六六
學 校 經 費						
學校建設費						
其他						
合計						

學校組合

學校組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外組合財産より生ずる收入其他組合に屬する收入を以て其の經費を支辨し仍不足ある場合は組合費及夫役現品を賦課徴収するを原則とするものなるが本組合は創立日尙淺く

収益財産として見るべきものなき爲組合費を以て其の主たる財源となすの餘儀なき状況であるが尙維持困難なるもの多きを以て國庫より主として經常費に對し年々補助を與へて居る。今之が歳計を見るに大正七年度に於ては百八十六萬千五百八十圓に過ぎなかつたが大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ教員給料其他經費の増加、學校、學級の増加に因り又一方平均約八割の組合費増課並國庫補助金其他收入の増額を計上せる爲歳入歳出共に著しき激増を來せしが大正十年度以降にありては主とし組合費の増率、國庫補助金の増額と學校學級等の増設等に因り漸次増加の趨勢を辿り昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の多額に達したるに對し昭和六年度に於ては府の區域を包含する學校組合を府に移管せる結果豫算額は三百十三萬九千八百八十七圓に減じたるも實質的には當時に比し著しき膨脹である。如斯歳計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり昭和六年度豫算額に於て組合費の收入は其の三割七分弱に達し其の結果一戸當負擔額全道を通じて二十二圓三十六錢の多額に上り教育費のみの負擔としては餘りに多きを以て相當對策を講ずるの必要がある。

學校組合歳入歳出豫算

科 目	入			出		
	昭和六年度	大正十年度	大正七年度	昭和六年度	大正十年度	大正七年度
組合費	一一、五、〇九七	二、〇、四九、六二	七、四、〇八	三、〇、六三	三、八、五五	二、九、三、四
使用料及手数料	三、〇、五、六〇四	四、三、四、四五	三、七、五、三七	三、一、七、四、〇四二	三、五、六、一六八	一、一、五、五、六七
財産收入	五、〇、四三二	八、四、五、五		八、五、三、五九	一、六、〇、五	九、六、〇、三
事 務 所 費						
教 育 費						
組合債費						

國庫補助	五四、三三	七四、〇七九	四元、七五	其	六九、一五	四七、九三	三八、六六
地方費補助	五〇、六五	五四、九七		他			
其他	五三、七九	七四、四三	三三、四〇				
合計	三、三九、一八七	四、四八、七四九	一、六六、五〇	合計	三、三九、一八七	四、四八、七四九	一、六六、五〇

二 地方公課負擔額

朝鮮に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し且其の戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通である。

朝鮮	地方費	稅收入豫算	負擔額		内地	地方費	稅收入豫算	負擔額	
			戸當	一人當				戸當	一人當
道	一七、八四、四五	四、九〇	〇、八二		道	三九、七〇、三五	一八、八六	三七九	
府	三、六七、三五	一〇、九六	二、三九		府	一一九、四三、〇六	三、五四	七六七	
邑	二、五九、八三	三、七六	〇、七九		市	三三〇、八四、〇六	三、三四	四、三二	
學	二、九四、二八	〇、八八	〇、一五		村				
校	一、二五、〇七	三、三三	五、六五		合計	五九、九五、四七〇	四、八六	八、八四	
組合									
合計	三、一五、九七	九、九七	一、八四		合計				

備考

- 一、朝鮮に於ける稅收入豫算額は昭和六年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和五年末現在の調査に依りて算出せり。
- 二、内地に於ける稅收入額は昭和六年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は大正十五年十月一日現在の世帯數及人口を以て計算したるものなり。

三 夫役賦課の概況

道地方費を以て施行する道路の改修及既成道路の路面修補にありては主として地方的利害と密接なる關係あるを以て賦課區域を沿道二里以内賦課員數を一箇年一戸平均五人以内として努めて農閑を利用し且一時に多大の負擔を爲さしめぬ方針を以て實行して居る。昭和六年度に於ける賦課人員は全道皆無である。又邑面、學校組合、學校費に於ても夫々必要に應じて夫役を賦課し得るものなるが學校組合及學校費に於ては殆んど其の例を見ない。昭和五年度に於ける邑面の賦課人員は百六十五萬八千七十七人で内出役せる者百四十三萬六千八百八十八人、代納金額六萬五千四百圓である。

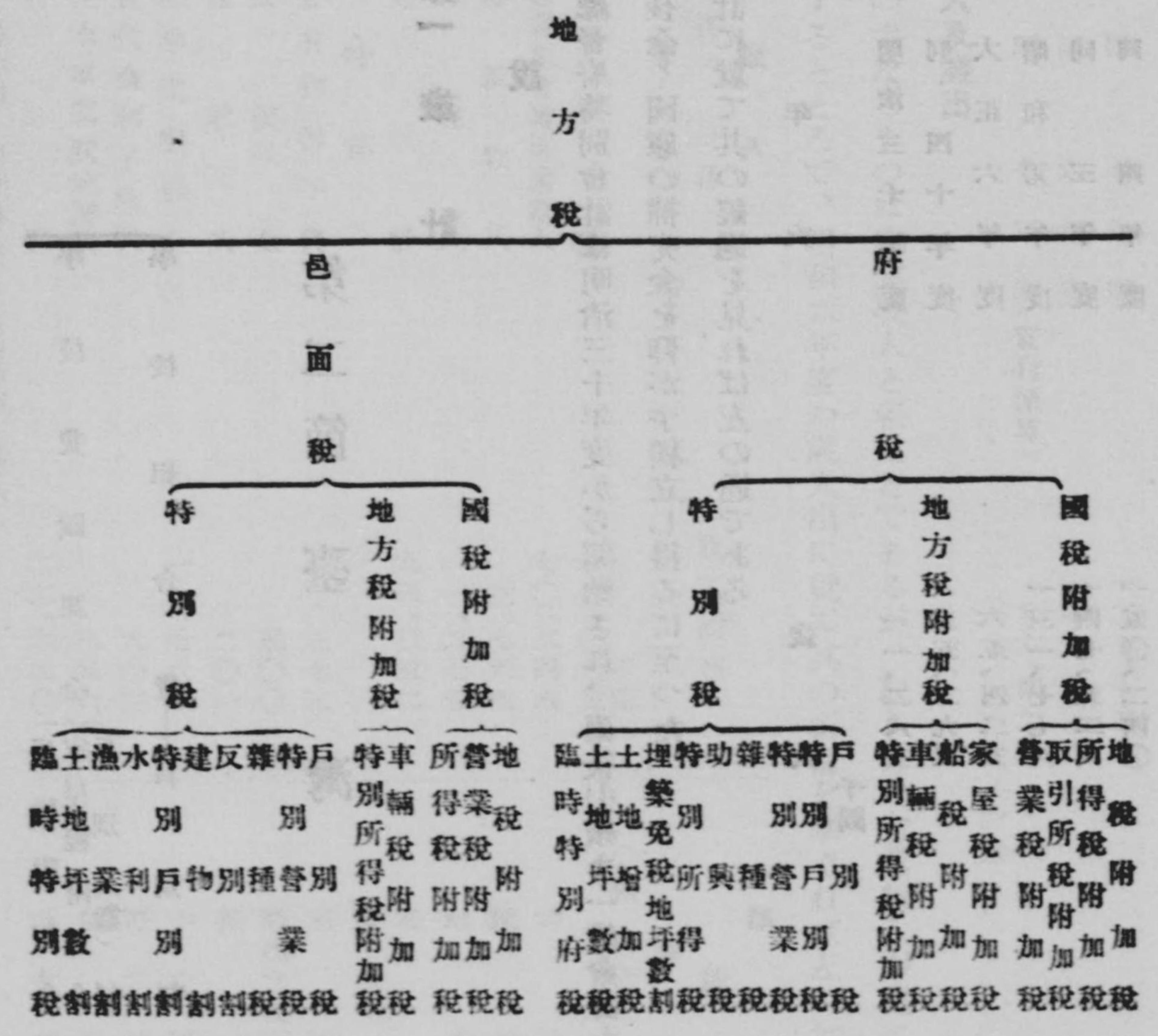
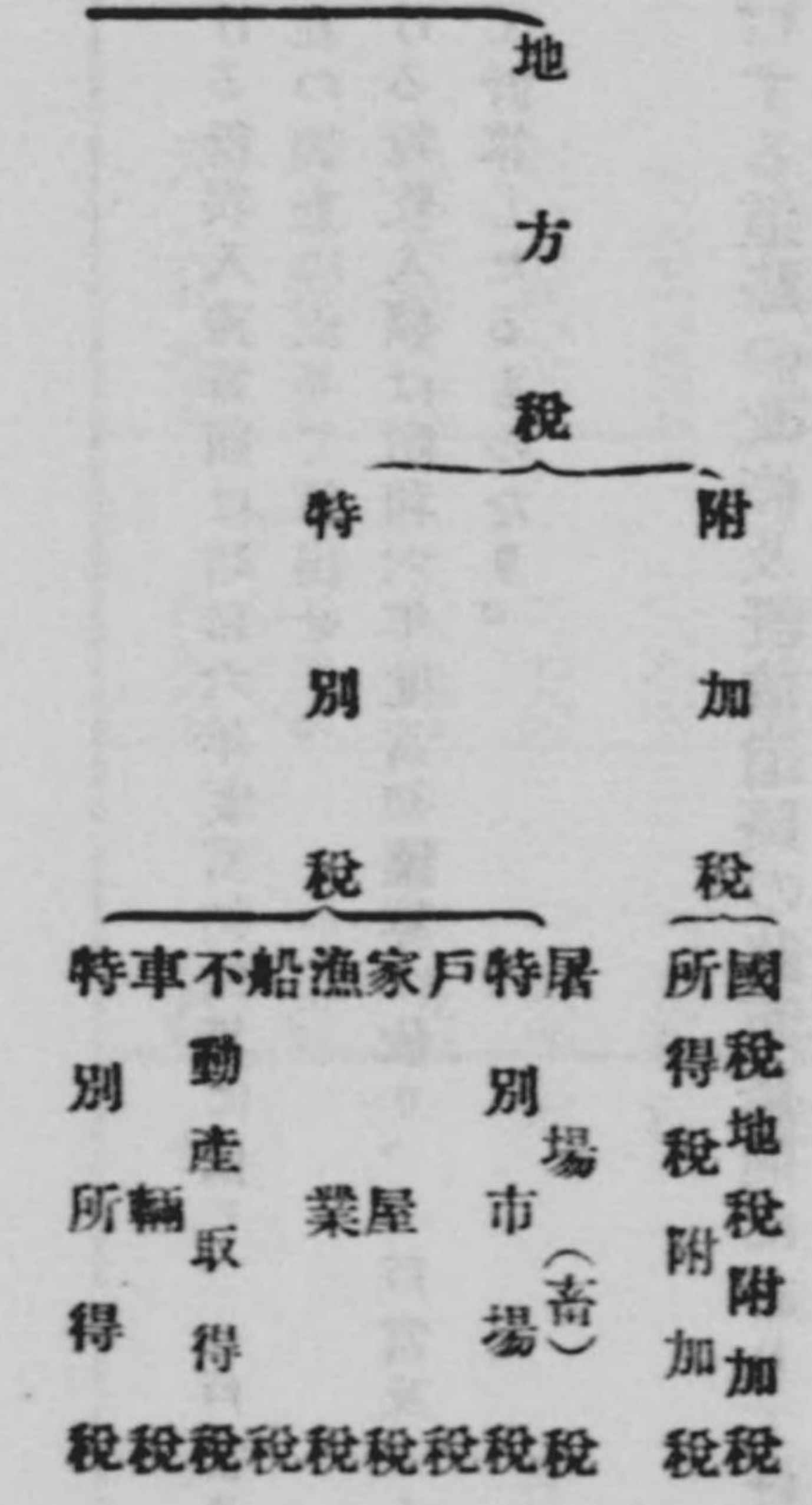
四 地方債の概況

地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も漸次増加するに至つた。即ち道地方費以下の諸團體を併せ大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓となり更に昭和五年度末現在に於ては千七百九十九萬四千五百三圓を算するに至つた。起債事業の主なるものは道地方費に於ける土木事業、府の土木、水道、電氣及電車事業、邑面の水道及土木事業等であつて學校費及學校組合に於ても相當多額の起債あるは注目すべきである。

起債表

年度別	道		府		邑		學校費		學校組合		合計
	金額	道數	金額	面數	金額	面數	金額	學校數	金額	組合數	
大正十一年度末	二七〇、九三〇	四	二、九〇、五五〇	三	三九八、五三〇	一	一、三五、七三〇	一	一、七三、三〇〇	一	四、六六九、九七〇
同 六年度末	—	—	一、八三、三九九	—	—	—	—	—	—	—	三、四九、九四五
昭和二年度末	一、五七、四〇〇	六	八、五七、〇〇九	三	一、四九、五七〇	—	—	—	—	—	六、〇六、九七〇
同 四年度末	一、三三、三三三	六	二、六六、六〇〇	三	二、三〇、一二三	—	—	—	—	—	五、一五、〇五三
同 五年度末	一、〇三、三三三	六	二、四五、六〇〇	三	二、〇五、九三三	—	—	—	—	—	四、一八、六七〇
											三、一七、九四〇、五三〇

五 道地方費以下の諸團體の租税體系圖



學校費	賦課金	戶別附加金
學校組合費	戶別附加金	別割

第二節 臺灣

第一歲計

一 概説

臺灣總督府特別會計は明治三十年度から開始され、爾後引續き一般會計から補充金を仰いで居つたが、同三十八年度以後全く國庫の補充金を仰がず獨立し得るに至つた。今歲計に就て其の經過を見れば左の通である。

年次	歲入 (千圓)	歲出 (千圓)
明治三十年度	一一、二八三	一〇、四八八
同 四十年度	三五、二九五	二七、七〇九
大正六年度	六五、四二五	四六、一六六
昭和元年度	一三一、七七八	九一、九四一
同 三年度	一四七、五二四	一〇九、一〇九
同 四年度	一五〇、二四〇	一二二、二九五

二 歳入及歳出

歳入の主なるものは官業收入と租税とであるが、取り分け官業收入が實に全歳入の約六割を占むることは最も注目し得る。昭和六年度の歳入出に就て其の科目を擧ぐれば左の如くである。

歳入		歳出	
科目	収入済額 (千圓)	科目	支出済額 (千圓)
租税	一八、〇六五	神戶府費	四三
官業及官有財産收入	七〇、二四八	總督府費	二二、二八四
印紙收入	三、七六四	地方官廳費	一三、四九三
雜收	一、二七五	法院	四九九
合計	九三、三五二	刑務所	一、一九八
臨時部		警察官及刑務官練習所	一〇八七
官有物拂下代	三七三	醫院	一八六
公債	五〇〇	中央研究所	一、一五二
雜收	二〇一	中央試驗場	七七七
前年度剩餘金	一九、七八七	社會事業費	四、五二二
貸代金利息收入	九〇三		
治水事業費分擔金	八五六		
合計	二二、六二〇		

交通部	一七、三〇八
專賣局	一九、一七七
林務局	三、一一四
國債整理基金特別會計繰入	六、九九一
恩給負擔金	二、五五〇
諸支出金	一、五六二
豫備金	七六、六四七
○臨時部	
事務費	一一、〇九九
營業費	二、二八七
調査費	一、一四二
勸業費	一、四〇四

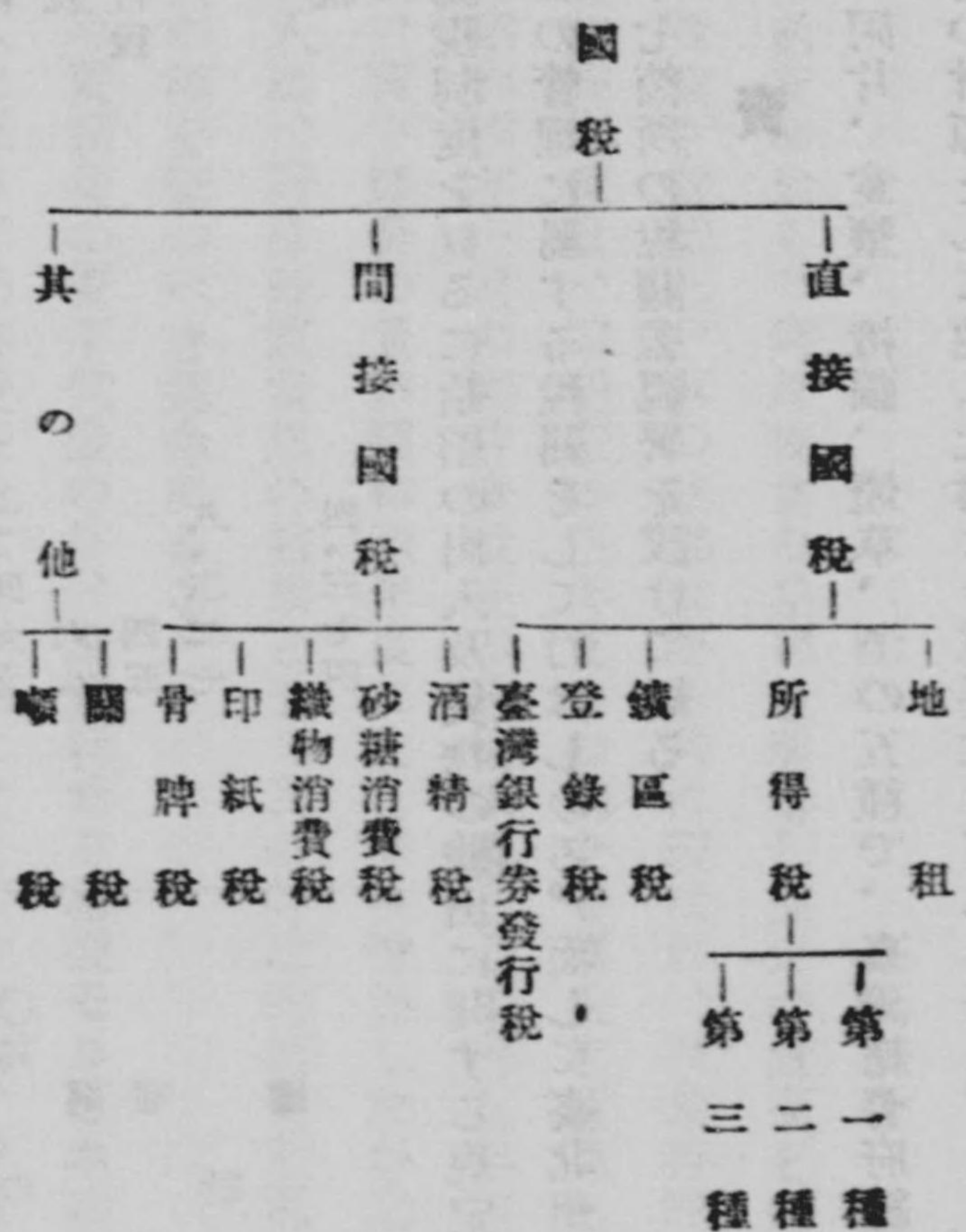
第二租・稅

領臺以來諸般の行政施設に於て全く其の面目を一新したが、税制に於て特に然るものがある。即ち清朝時代の混亂せる制度を改め、努めて簡明を擇び、煩累を除き、負擔の適正を期し、以て今日の如き整然たる體系を具備するに至つたのである。

殊に最近、清朝時代の舊套を止めたる製茶税を廢して斯業の發展を計り、地租の如きも産業の發達、都市の膨脹、水利事業の開發等の結果變動を來したる土地の收益に應じ、負擔の公平均衡を計る爲、全島に亘る地租等則の大修正事業を企圖し、五年計劃の下に昭和五年一月より之に着手せる等鋭意時代に適應せる改善を行ひつつある。

補助費	四、五九七
酒專賣創業費	三五七
警察特別施設費	一一二
災害費	九二三
阿片癮者矯正費	一五一
醫社地方其他臨時整備費	二八七
賀陽宮恒憲王殿下御警衛諸費	三五
海底電信線修繕費	一九
合計	二二、四一三
總計	九九、〇六〇

本島租稅體系は左記の通であるが、内地の税制に比し特に注意すべきは營業收益税、相續税、資本利子税、清涼飲料税等を缺く點と酒類課税が專賣制度を實行せる關係上單に酒精税に止る點である。而して内地の法律を施行せるものは登録税、砂糖消費税、織物消費税、骨牌税、印紙税、關稅等であり臺灣特殊の事情に基き律令を以て規定せるものは地租、所得税、鑛區税、酒精税、噸稅等である。



其の昭和六年度稅額は左の通である。

科 目		收入済額	千圓	
○直接國稅				
地 租		五、六一五		
所 得 稅		二、四九九		
鐵 區 稅		一六八		
臺灣銀行券發行稅		四五		
計		八、三二七		
○間接國稅				
酒 精 稅		四、三七四		
砂糖消費稅				
織物消費稅		二、九三二		
計		一六		
○其 他				
關 稅		七、三二二		
噸 稅		二、三五七		
計		六〇		
總 計		二、四一七		
計		一八、〇六六		

次に臺灣に於ける關稅制度を見るに船舶の出入及貨物の輸出に關する規定を除くの外關稅定率法及關稅法を施行し、其の事務は臺灣總督の管理に屬する稅關をして行はしめる。而して臺北州基隆港に稅關を置き稅關支署十箇所、出張所一箇所、其他十七箇所の稅關監視署を設けて居る。

第三專賣

臺灣の專賣事業は、阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種で、臺灣總督府經常歲入の三割四分は實に專賣收入の占むるところであり、本島の財源として他に比儔なき重要性を有して居る。而して其の收入は(昭和六年度)左の通である。

品 名	千圓
阿 片	三、六八六
食 鹽	二、四八三
樟 腦	六、〇九二

品 名	千圓
煙 草	一四、五六一
酒	一二、六四七
計	三九、四六九

一 阿 片

阿片は明治三十年以來專賣となり、阿片吸食の習癖を絶滅せしむる階梯として、癮者に限り鑑札及購買通帳を下附し、暫く吸食を特許したもので、其の販賣は專賣局から地方廳を経て元賣捌人に拂下げ、元賣捌人より小賣店に至り零賣される。

阿片專賣の目的は前記の如く、阿片吸食の惡習を漸禁し住民の健康を保全せんとするに在るが、一方阿片令を以て特許者以外の阿片吸食を嚴禁し、其の効果は年と共に現はれ、吸食特許者の數も賣下煙膏の量も年々減少するに至つた。即ち吸食特許者數は、明明三十三年九月の約十七萬人を最高とし、昭和六年末に於ては二萬一千五百十人に減じて居。尤も昭和四年一月の阿片令改正の善後處置として同五年六、七月新に約五千五百人に對して暫定的に吸食を特許した爲、賣下煙膏の量が昭和四年度に比し多少増加したが之も一時的現象に過ぎぬ。斯くて阿片專賣收入は、阿片政策當然の結果として其の財政的價値を遞減すべく、而して阿片政策の順調なる進行と共に早晚全く其の跡を斷つべき運命にある。

阿片專賣收入は、專賣煙膏の賣下代金の外、副産物たる粗製モルヒネの賣下代金を含み、又原料生阿片は主としてベルシヤよりの輸入に係る。仍專賣益金は優先的に之を衛生施設、癮者矯正及阿片取締費に充つることになつて居る。

二 鹽

臺灣の製鹽は明代に始り清朝に入りて後官營となつたが、我領有の當初之を廢し民營に委した處、鹽田の荒廢、品質の低下、價格の變動甚だしきに至つたので、明治三十二年五月是等の弊害を矯正する爲、專賣制度を實施することになつた。

爾來鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅かに二百甲（一甲は約一町歩）鹽の産額千八十萬疋に過ぎざりしも、翌三十三年には約三千六百萬疋に進み、既に島内の需要を充たして尙餘りあるに至つた。其の後專賣局に於ては當初の方針を以て鋭意鹽田の改善擴張を助成獎勵し且製鹽の指導誘掖に努めた結果、順調なる發達を遂げ、本島主要産業の一たるの實を擧ぐるに至つた。斯くして昭和六年度に於ては、鹽田面積二千四百一十一甲となり、天日鹽八千五百五十四萬疋、煎熬鹽一千五百九十萬疋の産出を見た。製鹽業者からの收納は專賣局の特定支局及出張所之に當り、其の補償價格は生産者の難易と生産者の經濟状態を參酌するので各地一様ではない。

鹽の供給機關としては、食鹽元賣捌人（八十五人）及び小賣人（二千八十四人）の二級制とし、賣價は勿論全島均一であるが別に産業獎勵の意味で一回の買入高一萬斤以上の需要者に限り、特別用として直接專賣局に於て特定價格を以て賣下ぐる制がある。

島外の販路は昭和六年度中、内地一億五百六十六萬疋、朝鮮二千三百三十萬疋であるが、專賣局は直接輸出をなさず希望者に於て當局から賣下を受け自ら輸出することになつて居る。

三 樟腦

本島の樟腦事業は領有以前より既に存し、古い歴史を有するものであるが、樟樹濫伐の防止、外人よりの商權回復等の目的を以て專賣を施行したのは明治三十二年である。

其の後順調なる發達を遂げ、今年々約三百萬疋を生産し、天然樟腦の産出に於ては世界に冠絶して居る。

專賣制度としては臺灣製腦株式會社に原料樟樹其の他の材料を拂下げ、其の生産品を專賣局が買收し、此の買收樟腦と樟腦油とは其の一部を專賣局工場で處理し、殘餘の樟腦は神戸支局に送つて處理し、尙樟腦油の一部は再製樟腦株式會社に賣渡して樟腦を再製せしめ、其の再製樟腦は更に之を前記神戸支局に納入せしむることとなつて居る。樟腦の販路は内國賣の外は主として英、米、佛、伊等の諸外國で、現今では、就中米國を以て最大の顧客とし、主としてセルロイドの原料として需要せられて居る。内國賣は以上の外樟腦油（本樟油）及副産物たる赤油、白油、芳白油、藍色油、タール油、芳油及香水等がある。尙近來獨逸合成樟腦の擡頭に依り、販路に付脅威を感じるに至つたので最近其の賣下價格を引下げて市場の回復と今後の發展に努めつつあるの現況である。

四 煙草

煙草の專賣は明治三十八年より即ち内地に一年遅れて施行された。

當時島内の耕作面積は百五十甲、産額は十八萬疋にも満たず（年收百五十萬圓）、其の上耕法幼稚、品質劣等であつたが、爾來栽培を獎勵し耕作方法の改善を圖つた結果、年と共に面目を改め、昭和六年度には面積七百八十二甲、收益量百二十六萬疋、此の製品（葉卷五種、兩切四種、刻八種）の賣渡價格七百八萬圓に達するに至つた。然し本專賣收入中過半を占むるものは内地製（内地專賣局より供給を受く）であり殊に本島内に消費される口付煙草六百六十三萬圓は全部内地製である。此の他内地製兩切、刻及外國製品（葉卷、紙卷、刻）を加へ、本專賣收入總額は千四百萬圓を突破し全專賣收入中の首位に在る。

販賣機關は賣捌人及小賣人の二階級より成り、現在賣捌人七十、小賣人七千四百十九を算し人口六百四十九人に小

賣人一名の割合である。(昭和六年度末)

五 酒

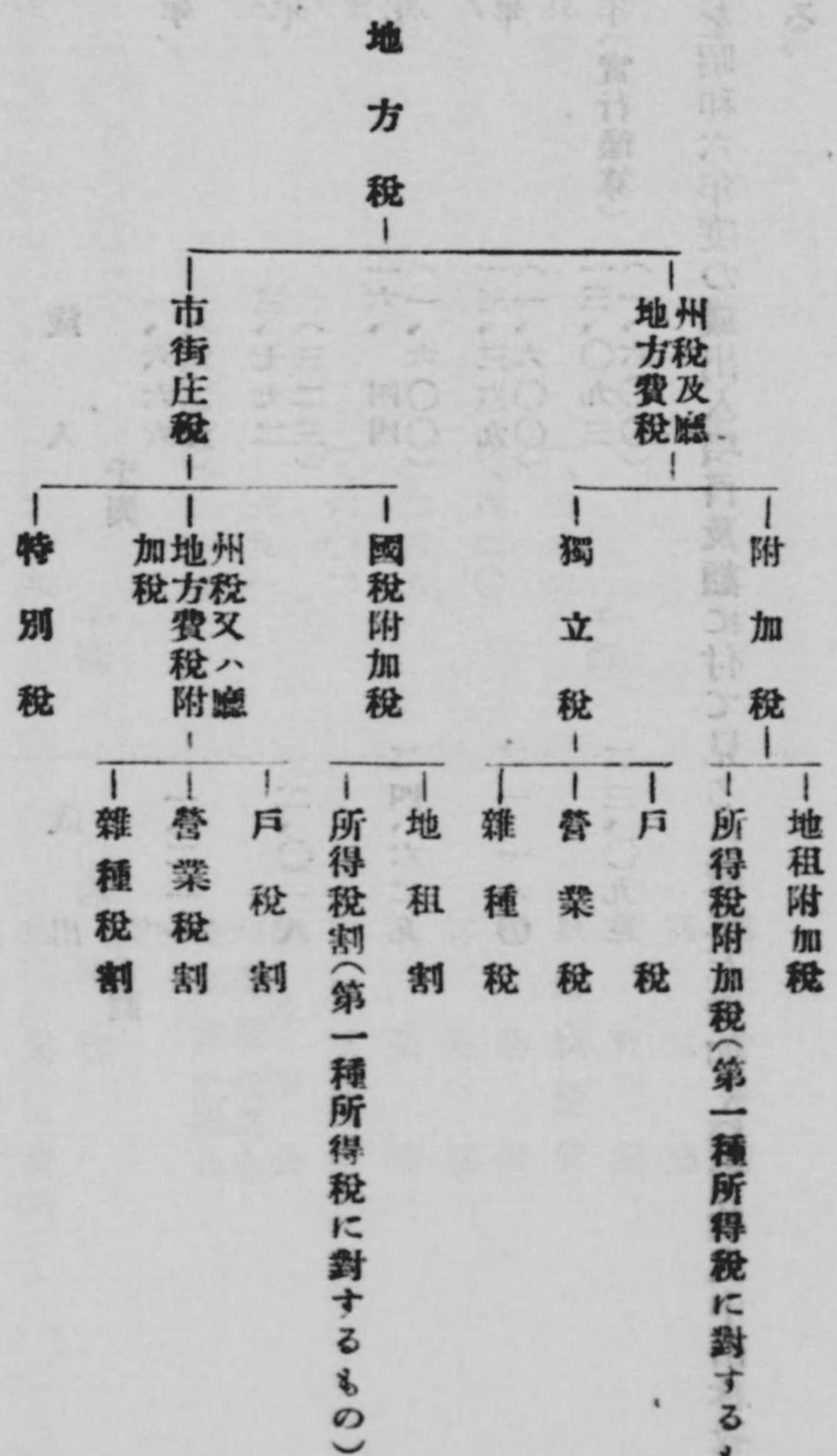
酒類の専賣は世界に於ても其の例稀であるが、我國に於ても臺灣のみに之を施行して居る。酒類専賣の主目的は酒税に代り新財源たらしめんとすること勿論であるが、之を政府の管理に移すことに依つて、品質の統一を計り、品質のものを供給して、島民の保健衛生に資せんとする目的を併有して居る。

本専賣は専賣の事業中最も新しく、大正十一年七月の創始であるが、其の収入年額千二百餘萬圓に達し、煙草に次ぐ好財源として順調なる成績を収めつつある。

専賣酒類の範圍は、麥酒を除外し専賣局製品及輸移入品を合せ各種の酒類を網羅し、酒精は民間の自由製造を認め、るが専ら島外販賣に供することを條件として居る。

第四 地方財政

地方財政は明治三十一年に始り、明治三十五年度に地方費區を設け、全島を三費區に分ち經理し來つたが大正九年の地方制度の改正と共に従來の地方費區は廢止され、州、廳、地方費、市街庄は獨立の財政主體となつた。此等地方税制の體系は左の通である。



而して此等州及廳地方費の歳入は左の如くである。

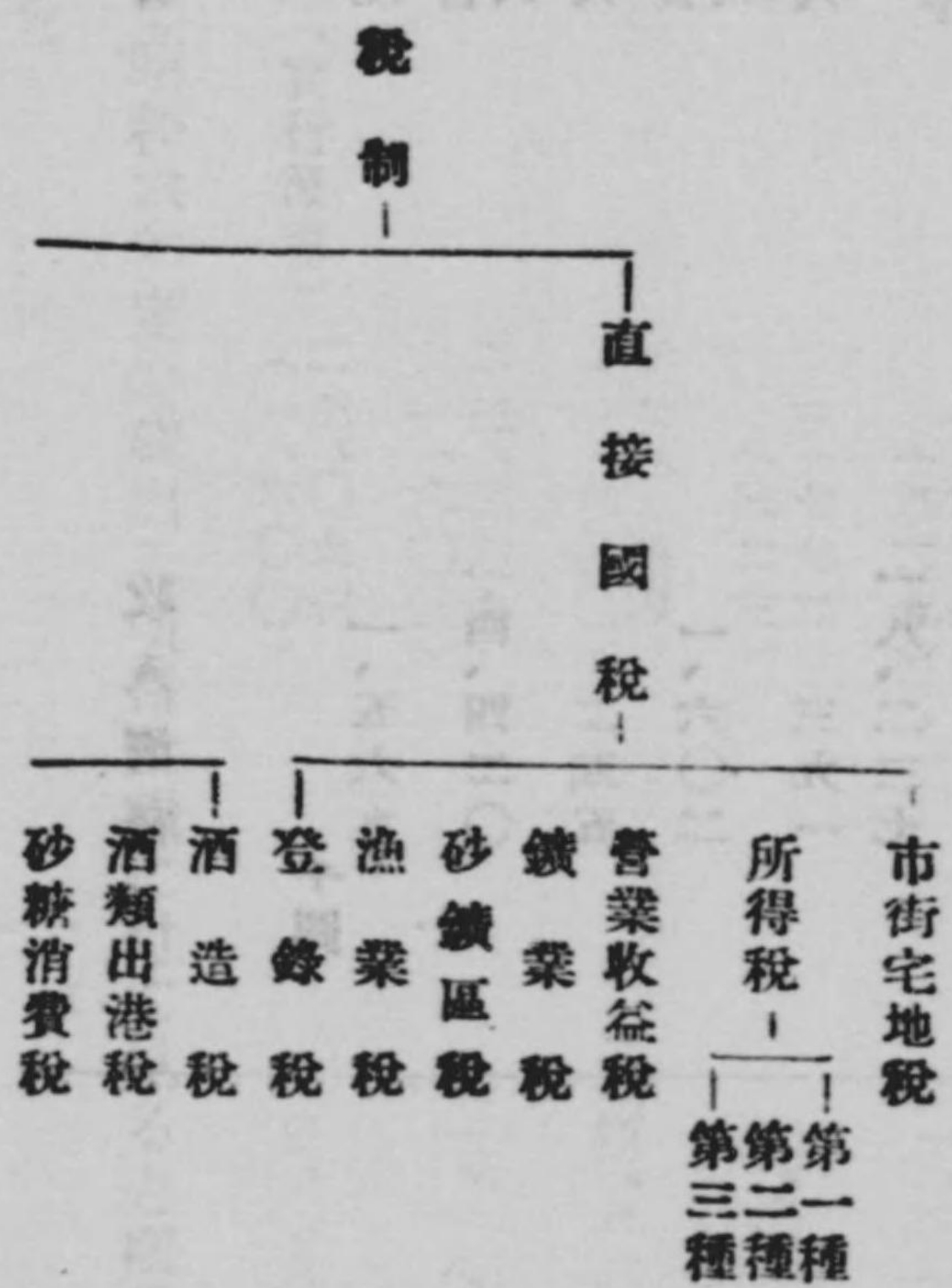
地方税	昭和四年度(決算)	昭和五年度(決算)	昭和六年度(決算)
	千圓	千圓	千圓
地方税	一一、五五八	一一、五六三	一〇、四一〇
其の他の收入	二、九六三	三、二〇一	三、五八三
繰越金	三、六二八	三、七五一	一、四三四
國庫補助金	二、二四三	二、四〇七	二、一七七
計	二〇、三九二	二〇、九二二	一七、六〇四

尙市街庄の歳入豫算の昭和六年度の歳入豫算額は一九、五三八千圓であつて、内市街庄税は七、八五八千圓であり、國

第二 租 稅

樺太の租稅制度は明治四十年三月法律第二十一號「樺太に於ける租稅に關する件」を以て創定せられ、當初戸數割、營業稅及雜種稅の三種目に過ぎなかつたが、其の後數次の改廢増設及内地稅法施行に依り現在は左記十五種目を數ふるに至つた。右の内、市街宅地稅、所得稅、營業收益稅、酒造稅、酒類出港稅、漁業稅の六種は特別法に基くものであり、其の他は何れも内地法の一部又は全部施行に係るものである。而して前者の内でも所得稅、營業收益稅及酒造稅は其の内容略内地のそれに近似してゐる。

樺太は拓殖過程に在る關係上、土地に關する租稅が市街宅地に限定されたる點、又同島の天然富源たる漁業に關し其の漁業權及漁獲物に對して課する漁業稅の存する點、及び内地、朝鮮等に於ける酒稅との均衡を得しむる爲移出の際課徵する酒類出港稅を設けたる點等は、同島特殊事情に基くところである。



而して昭和六年度各稅收入額は左記の通である。

科 目		收入濟額	間接國稅	
○直接國稅			酒 造 稅	五九九、三六二
地 租		九、四一五	出 港 稅	八六八
所 得 稅		三九六、二五五	消 費 稅	
營業收益稅		三〇七、五一七	總 計	一、五六九、四〇五
礦 業 稅		一二六、九七八		
漁 業 稅		一二八、九五二		
營 業 稅		五八		
計		九六九、一七五		
○間接國稅				
織物消費稅				
骨牌稅				
印紙稅				
其の他				
噸稅				

次に樺太に於る關稅制度は、明治四十二年勅令第二十三號を以て關稅法及關稅定率法を施行し直接大藏省の管轄に屬し、函館稅關の支署が大泊、真岡に在つて稅關事務を管掌する。従つて關稅及噸稅收入も一般會計に繰入られて居る。

第三 專 賣

本島に於ても明治四十二年勅令第二百一十一號を以て煙草專賣制度施行せられ、爾來函館專賣支局出張所を豐原に、同專賣官吏派出所を大泊に創設して、専ら煙草の供給に關する事務を取扱ひ尙豐原、大泊、真岡に煙草元賣捌人を置き

各地の煙草小賣人を其の儘煙草小賣人に指定して販賣せしめて居る。本專賣収入は直接本廳歳入に屬せしめらるることなく、毎年度大藏、拓務兩省協議の上專賣益金繰入額として拓務省一般會計を経て本廳歳入に受入れられることとなつて居る。昭和六年度右受入額は一、九六七千餘圓である。

第四 地方財政

町村の經費は其の財源から生ずる收入使用料、手数料及其の他の町村に屬する收入を以て之に充て尙不足ある時は町村税及夫役現品を賦課徴収する事を得る。而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に町村税として賦課し得べきものは國税の附加税及特別税である。

今昭和五年度の徵稅狀況を示せば左の通である。

町村税賦課額調	
町村税種別	賦課總額
國稅營業收益稅附加稅	二八九、四八〇
國稅所得稅附加稅	三二六、五一五
國稅市街宅地稅附加稅	四七、八五二
國稅礦業稅附加稅	九、九二八
國稅砂鐵區稅附加稅	一三
特別稅戶別割	九二七、五四四
計	一六、一三九

一戸當負擔額

國稅營業收益稅附加稅	五、〇三六
國稅所得稅附加稅	五、八八一
國稅市街宅地稅附加稅	〇、八三二
國稅礦業稅附加稅	〇、一七二
國稅砂鐵區稅附加稅	一
特別稅戶別割	一六、一三九

特別稅建物割	二五六、六四一	四、四六五
特別稅土地割	一一、五七六	〇、二一八
特別稅所得稅	七二、〇四〇	一、二五三
特別稅營業稅	四二、四六九	〇、七五六
特別稅雜種稅	六三五、九九一	一一、〇六六
計	二、六二二、〇四九	四五、六一八

第四節 關東州

第一歲 計

明治四十年法律第十七號を以て關東都督府特別會計法制定せられ、爾來其の歳入及一般會計からの補充金に依つて持經理せられて居る。今歳出入決算累年表に付て其の經過を示せば左の通である。(括弧内は國庫補充金)

年次	歳入	歳出
明治四〇年	四、二七三	三、四五一
大正六年	七、七二五	四、六一二
昭和五年	(二、〇〇七)	一九、八七〇
同六年	(二五、一六一)	二〇、八九九
同七年	(四、〇〇〇)	二二、七三六
同八年	(二四、六二八)	
同九年	(三、七〇〇)	
同十年	(二二、七三六)	
同十一年	(四、〇〇〇)	

而して昭和六年度各稅收入額は左記の通である。

科 目	收入濟額
○直接國稅	千圓
地 租	二一七
所 得 稅	一、六六一
取引所營業稅	九
計	一、八八七
○間接國稅	
酒 稅	四〇八
煙 草 稅	六六〇
鹽 稅	四四九
取引稅	七二
計	一、五八九
總計	三、四七六

第三 關稅制度

關東州の關稅制度は内地及他の所管地域と全く其の趣を異にし、所謂自由地帯として同州内に輸入せられる物品には一切關稅を賦課せざる制度となつて居る。唯大連には支那の海關が設けられ關東州を通じて民國に輸出入せられる物品は左記の通便宜大連で課徵せられる取極となつて居る。

1 關東州對中華民國

- 關東州對民國の關稅に關しては大連海關設置に關する協定（明治四〇、五、三〇調印）並大連稅關假規則（明治四〇、六、府令第三八號）に依る。其の主要規定を摘記すれば左の通である。
- (一) 海路大連に輸入し關東州内に消費する貨物には課稅しない。（協定第五條）
 - (二) 陸路民國内地より移入し關東州内で消費する貨物に付ては課稅しない。（協定第六條前段）
 - (三) 關東州の生産物又はこれを以て、若は外國より輸入した原料で製造した貨物を輸出するときは課稅しない。（協定第六條、規則第五條）

定第六條、規則第五條）

- (四) 海路大連に輸入し陸路關東州境界を越えて支那内地に移入する外國貨物には輸入稅を課する。（協定第五條、規則第一條の一）
- (五) 關東州内の生産物又はこれを以て製造した貨物を陸路支那内地に移送するときは輸入稅を課する。（協定第五條、規則第二條の一）

陸路民國内地より移入した支那貨物を大連より輸出するときは輸出稅を課する。（協定第六條、規則第四條）

- (六) 陸路民國内地より移入した原料で製造した貨物を輸出するときは輸出者の選擇に依つて原料又は製品に對して輸出稅を課する。（協定第六條、規則第六條）
- (七) 支那の通商港から海路大連に輸入した支那貨物を民國内地に移送するときは現行條約に従つて課稅する。（協定第七條、規則第二條）

陸路民國内地より移入した貨物を支那通商港に輸出するときは輸出稅を課し到着港で沿岸貿易稅を課する。（協定第八條）

關東州對日本内地

關東州は他の所管地域と異り外國貿易上全く外國と看做され、其の生産物を日本内地に輸入するときは輸入稅を課せらるべきものであるが（明治三十九年九月勅令第二六二號）關東州に於ける生産工業の發達の助成及本邦に於ける工業原料の不足を補充する目的を以て關東州に於て生産する特殊の物品に對しては本邦に於て輸入稅を減免する特惠關稅制度が設けられて居る。關東州生産品の内地輸入稅輕減の嚆矢は明治三十九年九月勅令第二六二號であつ

て「關東州の生産に係る物品の輸入税率は協定税率に依る。但し關稅定率法に定むる税率が協定税率より低きときは此の限りにあらず。」と定め(第一條)、次で同年十一月勅令第三〇四號(大正十二年五月勅令第二三七號で改正)に依つて「支那國の生産に係る銑鐵、水銀、毛織物、毛綿交織物及綿織物の輸入税率は協定税率に依る。但し關稅定率法に定むる税率が協定税率より低きときは此の限りにあらず」(第一項)と定められた。

右の兩令で關東州を始め支那生産品に對しては内地輸入税の輕減を計つた。更に大正十四年六月法律第五十一號を以て、(一)關東州内に於ける食糧品又は原料品 (二)州内の原料で製造したもの (三)主として滿蒙に産する無税原料で製造するもの内、内地に不足し内地産業に影響が少いものなどに關して内地輸入税免除の制度を見るに至つた。

右の法律に依つて輸入税の免除を得たのは生果外二十九種であるが、此の内主なるものは生果(苹果、葡萄、梨、桃、櫻桃、其の他) コールタール、主要原料とした消毒劑エーシヨン、黄麻絲及黄麻線、油布、ポートランドセメント、耐火煉瓦、耐火性粘土製品、硝子板等九種である。

尙朝鮮から若は朝鮮を通過して滿洲に輸入せられ、又は滿洲から朝鮮に若は朝鮮を通過して輸出せらるる安東經由の鐵道貨物に對しては大正二年六月の鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減の日支間の取極に依つて海關税率の三分の一の減税の特典を受けてゐたが昭和五年五月の日支間關稅に關する協定取極めに依り昭和五年九月十六日以降之を廢止することになつた。

前述關東州の關稅制度は日支間の協定により成立した特異の制度であるが滿洲國の成立により將來其の改正が行はれるであらうが、昭和七年九月十五日調印の日滿議定書に依つて滿洲國は將來日滿間に別段の約定を締結せざる限り日本國が從來日支間の條約、協定其の他の取極等により有する一切の權利、利益を確認し又別段新しき取極もないのであるから、明治四十年五月三十日調印の日支間に締結せる大連海關設置に關する協定、並該協定に基き制定せられた大連稅關假規則(明治四十年六月、府令第三十八號)も其の儘日滿に關する限り效力を有するものと考へられる。従つて該協定及該規則中支那又は民國とあるは滿洲國を意味することになる。

第四 專 賣

關東州に於ては關東州阿片令(大正十三年勅令第五十三號)同令施行規則(大正十一年關東廳令第四十九號)に依つて、生阿片及藥用阿片の賣下及交付並藥用阿片の製造は之を官の獨占とすることとなつたが、此は臺灣の阿片專賣と同様財政上の理由に基き專賣ではなく警察取締上の目的を主眼としたものである。而して阿片煙膏は特許制度に依り特に癮者に限り救療上必要と認められた限度に於て之が吸食を許して居る。

尙昭和六年度の專賣收入は二、四九六千圓である。

第五 地方財政

關東州地方費に關する制度は明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令に基き創設せられ、地方收入(地方税、其の他)を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費(會屯事務費、教育費、衛生費、勸業費、營繕土木費、教育費、營造物及地方費取扱費等)を支辨するものである。

地方税と稱するものは、營業税及雜種税の二種にして、明治四十年の創設に係り、其の後同四十五年の改正を経たが課税標準其の他に付尙改正を要すべき諸點があつたので、昭和五年三月大改正を加へ、營業税にありては新に鐵道業を課税圏内に入ると共に、從來の賦課營業に於ける課税標準を整理して平均二割二分を輕減し、雜種税にありて

も均衡上三種目の新規課税を加へ、在來種目に對しては平均一割六分の減税を爲し、共に昭和五年度より之を實施したる
尙地方費の内容は左記の通である。(昭和六年度決算)

地方費收入		地方費支出	
○經常部	千圓	○臨時部	千圓
租稅	一、八五六	勸業費	四八
事業及財産收入	一、八三六	衛生費	一〇〇
雜收入	二八七	營造物費	二八六
計	三、九七九	救濟費	二
○臨時部		消防費	一三七
物品拂下代	二六	作業費	一、〇一七
寄附金	二二	土木維持費	二八九
國庫補助金	七〇〇	地方費取扱費	一一
前年度繰入金	二、九〇四	諸支出金	一九
餘金	三、六五二	豫備費	二、五四〇
計	七、六三一	營繕及土木費	一、〇五四
○經常部	千圓	補助費	一、一三〇
會屯事務費	三六	調査費	九五
數百費	四八五	産業獎勵費	七
		博覽會出品費	
		金融組合貸付金	二、二八六
		計	四、八二六

第五節 南洋群島

第一歲計

南洋群島に於ても亦特別會計制度であつて、(南洋廳特別會計法大正十一年法律第十七號)從來一般會計からの補充金を以て維持經理して居たが昭和七年度より補充金を受けずに經理し得るに至つた。
其の歳出入の概況は左の通である。(括弧内は國庫補充金)

昭和五年	歳入 千圓	歳出 千圓
	七、三六七	四、六五八
	(一、〇〇〇)	
同 六年	七、六九八	四、五七六
	(二七二)	
同 七年(豫算)	五、〇一四	五、〇一四

今昭和六年度の決算額に付て其の財政状態の一端を窺ふに左の通である。

歳入		歳出	
○經常部	千圓	○臨時部	千圓
租稅收入	三、一八九	官有物拂下代	一八
官業及官有	一、四七六	補充金	二七二
財産收入	一、四七六	前年度剩餘金	二、七〇九
印紙收入	一五	計	二、九九九
計	六、一四一	計	七、六九八

歳出科目	支出済額	臨時部	七六九
○經常部	千圓	獎勵及補助費	一、三一三
南洋廳	二、四〇六	土地調査費	四一
國債整理基金	四	島勢調査費	一四
特別會計繰入	二二	災害費	六
恩給負擔金	二二	合計	二、一四三
合計	二、四三二	總計	四、五七五

第二租 稅

南洋群島に於ける租稅種目は、大正十一年南洋廳設置後左記四種とし勅令又は其の委任に依り南洋廳令の定むる所に依り同廳支廳長之を賦課徴收するものである。

科 目	國 稅		○間接國稅	
	直接國稅	間接國稅	出港稅	其他稅
○直接國稅	千圓	千圓	千圓	千圓
人頭稅	九五、五〇九	鑛區稅	三、〇七四、四三三	一八、九一八
鑛區稅	一四三	島民以外	三、一八九、〇〇二	
計	九五、六五二	其他國稅		
		總計		

而して此等租稅收入の内譯は左の通である。

收入済額(昭和六年度)

前表に於て見る如く租稅收入の約九割は砂糖に對する課稅を主とする出港稅であるが、此の點は内地及他の所管地域に對比し自ら特色を有る所である。

南洋群島に於ける關稅制度は大正十一年勅令第二百九十五號を以て關稅法、關稅定率法等に依ることとなつて居り、サイパン、バラオ、アンガウル、ヤルート、トラツクを開港と定め關稅の事務は南洋廳長官、大藏大臣の監督を承けて之を掌つて居る。

產

業

一地域の産業状態が其の自然的環境により著しき制約を受くることは言を俟たざる所である。我が外地も或は北、寒帯に逼り、南、熱帯に位し、夫々風土の差あるに従ひ其の産業にも自ら之に適應するの特殊相を呈し、各独自の分野を持しつつ而も互に相倚り相俟つて我が國民經濟の自立に重大な寄與を爲しつつあるのである。唯新領土の産業は總じて原始産業を基幹とし、本土に對する原料資源の供給を主たる目標として其の進展を遂げつつあることは列國植民地の例と多く選ぶ所なしと言ひ得べく、帝國全領域を通ずる所謂經濟ブロックの構成上各外地に特有なる天恵と地利とに適應する特殊産業の育成と發達とに助長の重點を置き、本土と新領土との經濟的結合に資しつつ其の利害の調整を圖らんとするは、蓋し産業國策の大局上當然の要求と謂はねばならぬ。各外地の代表的主産物たる朝鮮の米、臺灣及南洋群島の砂糖、樺太の木材及バルフ、關東州の鹽等の如き、時に需給の實勢に制せられ本土既存産業との間に機微なる交渉を生ずるを避け難しとは雖、孰れも本邦自給經濟の確立に對し著大なる貢獻を爲しつつあることは何人も否み得ざる所であつて、我が新領土の産業が適切なる統制下に益々其の眞價を發揮するに至らんことは吾人の待望して已まざる所である。

三 小計

第六章 産業

第一節 農業

第一項 朝鮮

第一概 説

農業は古來より朝鮮産業の樞軸たる地位を占め、現在に於ても總人口の約八割は農業に従事し、其の生産價額は各種産業生産物價額の約八割に相當し、輸移出額に付て見るも亦總輸出額の約七割三分餘を占むるの狀態に在る。然しながら日韓併合以前に於ては引續く稅政の結果農民の知識、經濟力極めて低く、農事の改良行はれず、官憲の指導獎勵も見るべきものなく、且山林の荒廢に依る旱魃洪水の被害甚大にして著しく農村の疲弊を招來する有様であつた。茲に於て併合と共に當局は農事改良に最も力を盡し、先づ勸農機關を設けて實地に指導獎勵を行ふと共に、水利開墾事業を助成し或は耕種の改良、耕地整理を行はしむる等各般の施設改善に努めたる結果近來其の面目を一新するに至つた。就中米は農産品中の王位に在り、農産總價額の約四割に當り、更に之を貿易上より見るも農産物總輸出額の約七割餘を占むるの狀態に在るを以て、朝鮮の産業政策として産米の増加を基調とせねばならぬ趨勢に在る。故に大正九年以來後述するが如き産米増殖計畫を樹立して積極的に灌漑設備の改善、土地改良事業の實施に着手するに至つた。更に昭和六年には中小農家の食糧充實を主なる目的とし、主要畑作物の改良増殖を圖る爲畑作改良増殖十二箇年計畫を樹て目下着々實行の途上に在る。尙農家の副業として最も好適なる養蠶並家畜の飼育等を獎勵し、朝鮮産業の

發達惹いては農家經濟の向上を圖らんとして居る。

第二組 織 及 經 營

一 耕 地

昭和六年末現在に於ける耕地面積は畝(田)百六十五萬三千百町步、田(畑)二百八十萬二千二百町步、合計四百四十五萬五千三百町步にして其の内小作地面積は畝百一十一萬二千町步、田百三十八萬九千町步、合計二百五十萬町步に達し其の總面積の五割七分を示す状態である。尙又農家一戸當り平均耕地面積は畝約五段六畝、田約九段六畝、合計一町五段三畝にして内地の一町九畝步に比すると遙に多いが、從來粗笨的農法を營み、肥料の使用尠く、其の收穫高は内地に比し著しく劣り米の一段歩平均收穫高は僅に九斗八升(内地一石八斗)に過ぎぬ状態である。然れども産米増殖計畫に伴ふ農事改良資金の供給による金肥の使用増加、堆肥の獎勵等所謂集約的農法が行はれるに至つた結果著しく其の收穫高を増加したる地方多く、朝鮮全體としても今後其の收穫高の増加を期待することが出来るのである。

二 農 家

昭和六年末現在に於ける農家戸數二百八十八萬二千戸中地主十萬四千戸、自作農四十八萬八千戸、自作兼小作八十五萬四千戸、純小作百三十五萬三千戸にして、自作兼小作及純小作は總戸數の七割八分に當り、而も此の割合は漸次増大の傾向を示してゐる。

三 小作慣行

朝鮮の農業は主として小作農に依つて行はれるにも拘らず小作方法に關しては從來一定の制規なく、唯古來の慣習

に依つて行はるるの状態であつて耕作期以外は何時たりとも地主の一方的意思を以て小作人を變更し、地稅其の他の公租公課は形式上は地主の負擔なるも實際に於ては小作人に轉嫁すること多く又各種の名目の下に無償勞役を要求し、地主は多くは直接に土地の管理を行はず、舍音なる管理人を置くが故に舍音にして其の地位を利用し私利を圖り其の弊尠からざる状態に地主主義の下に發達し來つたので極めて弊害多く、小作人に不利にして之が爲小作人の生活の安定を奪ひ、小作地の生産増殖を妨ぐることも多く惹いては小作爭議勃發の原因を爲し、農業の健全なる發達を阻害する状態にあり、而して今其の小作の種類に付て見るに大同江及鴨綠江沿岸の一部には賭地と稱する永小作が行はれつつあるが、他は殆ど年期小作にして之を小作料徵收の方法により分類すると次の通である。

(イ) 定租法 年の豊凶に拘らず一定額の小作料を收納するものにして、農業は水利不完全にして天災に禍せられる事多き朝鮮に於ては、此の方法の實行せられるは田又は水利灌漑の完備し比較的旱水害尠く毎年の收穫量に甚だしき差異なき畝の一部である。而して小作料率は平年作の四割乃至五割を普通とするが一般に高騰の傾向がある。

(ロ) 執租法 作物の刈取前に地主又は其の代理人が、小作地の立毛に付其の收穫高を看檢し一定の比率に依り地主小作人に分配して小作料を定むるものであつて、此の場合の契約小作料率は見込收穫高の四割乃至六割を普通とするが其の實納小作料は六、七割に達するものが尠くない實情にある。

(ハ) 打租法 收穫物を全く折半收得する方法にして、小作人等は徒に其の名目のみ良くて實の伴はざる定租、執租よりも優れりとして此の方法を歓迎する者が多い。然し地主側からすれば、小作料收納に多くの手數を要し收穫の時期を失するといふ缺點がある。

第三 勸業機關及其他の施設

一 農事試験場

農事試験場は總督府の管轄に屬し、本場を京畿道水原に置き、同女子蠶業講習所、裡里南鮮支場、沙里院西鮮支場、北鮮支場、木浦棉作支場、其の他の支場、出張所を設けて農業上の指導講習並農事の改良發達に資すべき調査試験、種苗、蠶種、種畜の配付等に從事してゐる。

二 各道に於ける勸業機關

各道に於ては道種苗場及道原蠶種製造所を設け、風土に應じて適種の育成配付、蠶業の講習、蠶種の配付を行ひ、且種苗、蠶種等の調査試験を行ひ、大正八年以來道蠶業取締所を設置して蠶病の豫防及蠶種桑苗の生産販賣に關する取締を爲してゐる。

三 農會

農業の改良發達を目的とする農業團體は、從來全鮮各道各地に存し、各種事業毎に單獨に組織せられ、各専門の技術員を置いて組合員の指導に當り、相當の成績を挙げたけれども、此等の團體は相互の連絡統一を缺き、而も未だ法令の根據もなく、従つて其の完全なる發達を期することが困難であつたので、大正十五年三月朝鮮農會令を公布し是等團體を併合統一して系統的に成立せしむることとなつた結果、上述の缺陷を除去することを得て農事の改良發達に貢獻してゐるのである。現在二百二十の郡島農會並各道の道農會の設立を見、昭和二年三月には朝鮮農會を設立し、茲に系統的農會が成立したのである。

四 水利組合

朝鮮の農業水利は從來極度に疲弊し殆ど不安なる天水に俟ち、一度天災に遭遇せば忽ち凶作に禍せられ、農民の困苦甚しきものがあつたので、積極的に之が改善を爲す必要が認められ、總督府に於ては大正六年七月水利組合令發布以來大規模に灌溉施設を奨励し、又荒廢に歸せる在來の堤堰（内地の溜池）及汰（内地の堰）の修築を助成した結果、現在に於ては水利組合及其の他に依つて灌溉設備を有するもの全鮮畜總面積の約三割に達したが、他の七割は尙不安なる状態に在る故に、大正八年四月水利組合補助規定を發布し、面積二百町歩以上の事業調査は申請に依り總督府に於て之を行ひ、又補助金を支出することとし、同九年十二月産米増殖計畫の樹立に伴ひ更に土地改良事業補助規則を發布し、事業助成の範圍を擴張して個人經營の事業に對しても補助金を交付することとし之が發展を圖つたので、組合組織の計畫勃興するに至つた。今昭和六年末現在に於ける水利組合の状況を見れば左の通である。

組合數	既定工事を完了せる組合	工事中又は起工準備中に屬する組合
組合數	一七六	一五
蒙利面積	一九五、八一町歩	二六、八三二町歩
事業費	一一〇、七一一、〇三四圓	一七、四七三、四五八圓
反當り事業費	六一圓六五錢	六五圓一二錢

五 畜産同業組合

畜産の改良發達を圖り有畜農民の福利増進を目的とする畜産同業組合は明治四十四年慶尙南道に初て設置せられ、續いて大正四年朝鮮重要物産同業組合令の實施せらるるに及んで、同令に據つて法人となり名實共に畜産の獎勵並之が指導機關の中樞を爲すに至つた。爾來大正十一年に至る迄の間に於て平安南道を除く（平安南道は農會中に畜産組合の業の種類を包含す）全道各郡に同令に依る組合の設置を見、其の數二百六に達し之が組合員は實に百十七萬七千二百十四人の多きを算するに至つた。

而して本組合の業種は初専ら牛にのみ限られてゐたが近年業種の擴張を見、現在は豚鶏をも加へらるるに至つて組合の施設は普く有畜農民に及ぶの状態となつた。

更に組合の行ふ事業に至つては畜産の改良發達を促し、有畜農民の福利増進に關係を有する各般の施設に亘らざるはなく、近來殊に副業としての豚鶏畜牛の共濟等直接農民の利益に重大なる關係を有する方面の施設に向つて組合の機能を發揮せんとするの傾向を帯び、之が効果又顯著なるものあり。有畜農民と之が指導獎勵機關たる本組合と是一身同體の實を擧げるに至つた。

六 朝鮮産米増殖計畫

朝鮮に於ける米穀の生産の増加は、民衆の經濟に大なる影響を及ぼすのみならず又内地の人口食糧問題の解決に資する所大なるものがあるので、施政以來品種及耕種法の改善等に依りて産米の増加を圖つた結果、其の生産は増加し又輸移出量も非常に増加したが、今後尙一層産米の増加を圖るには積極的に耕地の擴張を行ふ必要認められ、總督府に於ては大正九年以降十五箇年を期する産米増殖計畫を確立し總經費一億六千八百萬圓を以て約四十二萬町歩

に亘る既成畜灌漑改善、田を畜とする地目變換及開墾干拓に依る開墾等の事業を助長し併せて農耕法の改良を勵行し以て九百萬石の産米の増加を得んとして工事に着手した。然るに此の計畫は其の後財界の變動等に伴ひ豫期の成績を擧ぐるを得なかつたので、大正十五年に至り計畫を更新し、同年度以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟つて約八百二十萬石の産米増加を圖らんとし、事業資金總額三億二千五百餘萬圓の内土地改良資金二億八千五百餘萬圓、農事改良資金四千萬圓とし、土地改良事業補助金六千五百萬圓及企業者自身に於て調達すべき金額二千二百萬圓を控除した。殘額二億三千八百萬圓の半額は政府の預金部より低利資金を供給し、他の半額は朝鮮殖産銀行及東洋拓殖會社をして調達せしめることとし且又土地改良事業の代行機關として朝鮮土地改良株式會社を設立せしめ、以て本計畫遂行上支障なきを期した。爾來本計畫は着々として進行中である。而して本計畫完成の曉に於ては約八百二十萬石の産米増加を得て將來に於ける需要の増加を控除するも尙約五百萬石を輸移出に振向けることが出來、現時の輸移出高と合して約一千萬石の輸移出高となる見込である。

七 北鮮開拓事業の狀況

咸鏡南北道、平安南北道及江原道の一部の廣大なる國有林野中には農耕適地多く開拓の餘地頗る大なるを以て昭和五年度に於て北鮮農事調査費を計上し、咸鏡南道甲山郡普惠面に農事試驗場の北鮮支場を設置し之が開發の根本的對策樹立上必要な基礎的試驗調査を開始せるが北鮮開拓の急を要する事情あるに鑑み開拓に必要な資料を急速に蒐集する目的を以て昭和六年度に於て北鮮農事調査費を増額し開拓に必要な試驗調査を行つて居る。

八 米穀倉庫並會社設立の狀況

(一) 米穀倉庫計畫

従来朝鮮の農家は秋收期に於て米價の如何を問はず其の生産米を放賣せざるべからざる經濟狀態の者大多數を占め、其の販賣せられたる米は一時に開港地其他に於て調製せられ其の儘内地市場に殺到するを例とし、之が爲米價は著しく壓迫せられ延て朝鮮農家經濟の蒙る損失鮮少ならざりしを以て本府は昭和四年度に於て農業倉庫設置計畫を樹立し極力季節的偏倚移出の緩和を圖らんとせり。時恰も内閣に於て開催せられたる米穀調査委員會は漸く其の結論を得、朝鮮總督府は鮮米の移出を毎月平均的に統制するの要あるものとせるに依り、右計畫案を改訂し茲に五箇年計畫の米穀倉庫案を樹立し、生産地の多數の農業倉庫を開港地に大規模の移出米穀倉庫を設置して極力鮮米の移出統制を圖ることとし、農業倉庫五十箇所（一萬二千五百坪）及移出米穀倉庫五箇所（一萬二千五百坪）を設置することとし目下其の計畫遂行中である。

(二) 保護助成

右米穀倉庫計畫は朝鮮としては創始の事業であるから本事業遂行には多大の困難を伴ふ爲、農業倉庫に對しては建設費の七割以内及三年間の經營費として一箇所一、八〇〇圓の補助金を交付し、移出米穀倉庫に對しては建設、買収、借庫に對し其の六割以内の補助金を交付する計畫である。

(三) 米穀倉庫の實施狀況

(イ) 農業倉庫

昭和七年度末坪數

八、三五三坪

(ロ) 米穀倉庫會社倉庫

所有坪數

四、六二五坪

經常借庫坪數

六、五五三坪

九 穀物検査

朝鮮米の輸移出數量は産米増殖計畫の進捗及耕種法の改善等に伴ひ逐年増加の趨勢を辿ると共に、其の取引方法の如きも精緻の度を加ふるに拘らず其の取引の根幹をなす検査制度は従來各道區々に獨立し、其の行政區劃を検査區域となす爲同一生産狀態或は同一取引系統のものであり皆異なる標準米に依つて検査を受ける爲實際に即せざる點頗る多く、従つて取引上の不便亦尠くないのみでなく、輸送の途次若は貯藏中被れる損傷品を發見せる場合でも検査員の權限は自道産米のみに限らるるを以て、他道検査品に付之を再検査し其の輸移出を防止することが出来なかつた爲、鮮米の聲價を損傷すること尠くなかつた。仍て昭和七年十月一日から各道検査を本府の直轄とし、全鮮を左記検査區域に分轄して同一生産狀態又は同一取引系統のものは之を同一検査區域に包含させ同一標準米に依て検査することとし、検査制度の根本的改正を行ふこととなつた。

本 所

京 城

釜 山 支 所

慶尙南道一圓

木 浦 支 所

全羅南道一圓

群 山 支 所

全羅北道一圓及忠清南道の一部

仁 川 支 所

京畿道一圓及忠清南道、黃海道、江原道の各一部

鎮 南 浦 支 所

平安南道一圓及黃海道の一部

元 山 支 所

咸鏡南道

第二編 所管地域

第六章 産業

一〇 肥料取締

産米其の他各種農産物の増殖計畫に伴ひ鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年激増するに至つたので、昭和二年九月朝鮮肥料取締令を公布し肥料の取締を嚴重にし品位の向上改善に努めてゐる。

而して昭和六年に於ける肥料營業者数は約一萬人にして法規違反事件は二千六百件に達し、大體肥料營業者四人に付一件の割合になつてゐる。

第四 主要農産物概況

一 米

總督府に於ては夙に米穀生産の増加を圖ると共に、補食作物たる雜穀類の栽培を奨励して米の輸移出量を多からしむる方針を採り、又各種試験の成績に鑑み各地の風土に適する優良種の栽培を奨励し、有利なる肥料の使用を指導し且耕作上の改良及收穫物の乾燥調製に對しても周到なる注意を加へ、他方米穀検査を嚴重にした結果優良種米の收穫増加し、全收穫の約七割八分を占めて朝鮮産米の聲價を擧げた。今併合當時と最近に於ける生産狀況及輸移出高を比較すれば次の如く異常な進歩を示してゐる。

米作付反別、收穫高及輸移出高

年 度	作 付 反 別	收 穫 高	輸 移 出 高
明 治 四 十 三 年	一、三五二、七九六	一〇、四〇五、六一六石	七九八、九七六石
昭 和 四 年	一、六三二、〇六四	一三、七〇一、七四六	五、七九〇、八一

而して輸移出高の殆ど全部は内地への移出である。

斯の如く産米の増殖と共に内地への移出も亦増加するに至つたのであるが、元來朝鮮の農民は其の經濟力薄弱なるが爲に、秋收期に於て米價の如何を考慮することなく一時に之を放賣し之が内地市場に殺到し内地米價に重大なる影響を及ぼすのみならず朝鮮米の價格を下落せしめ爲に蒙る朝鮮の不利甚大なるものがあつたので、經濟的施設によりて移出數量の平均を企圖するの必要痛感せられ總督府に於ては曩に農業倉庫の普及計畫を樹て生産者に平均賣を奨励し漸次移出の調節を行ふこととし、昭和四年度に於て主要産米地方に二萬五千三百餘石を收容し得る農業倉庫を創設した。然るに同年以來開催せられたる米穀調査會に於ても朝鮮米の問題が其の中心を爲したのに鑑み、總督府に於ては該委員會の答申案に基き現在に於ける季節的過剩移出量百萬石の調節を爲す目的で主要産米地方並主要移出地に米穀倉庫を設置するの計畫を樹て、第一期計畫は昭和五年より五箇年を期し合計百萬石を收容し、第二期計畫は其の後十箇年を期し更に百五十萬石を收容せんとするものであり、第一期及第二期計畫を通じ政府より六千萬圓の預金部資金の融通を受くる計畫で、昭和五年度には先づ五百八十五萬圓の融通を受けた。

二 麥

麥(大、小)は主として農家の食糧用として其の生産の増加を圖り、一般田作の外南鮮地方に於ては灌漑水の豊富なる畜の裏作として其の作付を奨励し施肥其の他耕作上の改良を督勵した結果裏作も亦漸次盛になつた。昭和六年に於

ける麥の收穫高は合計千二十一萬石である。

三 大豆

品質數量共に良好にして各道到る處に栽培せられ、殊に西北部には優良品も産し内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富み豆腐、味噌、醬油等の原料として貴ばる。昭和六年の收穫高は四百十三萬石にして輸移出額百六十一萬石、其の價格千三百八十萬圓に上り米と共に重要輸移出品である。

四 棉花

朝鮮の在來は纖維長くして彈力に富み各種の用途に適するも、品質優良ならざるを以て其の改良増殖を圖る爲、明治三十九年以降木浦に棉作支場を設け紡績原料に最も適した米國陸地棉栽培試験を行ひたるに其の成績良好であつたので、總督府に於ては大正元年以降陸地棉獎勵計畫を樹立し南鮮地方に陸地棉の栽培を獎勵した結果其の産額漸次増加したが、之と共に西鮮地方に於ける在來棉の獎勵増殖をも行つた。同計畫に依れば作付總反別を二十五萬町歩と爲し、生産額を約二億五千萬斤になさんとしたのであるが、昭和四年に於て既往の實績に鑑み作付反別の積極的擴張を中止し専ら集約栽培を獎勵し反當收量の増加を圖ることとし目下着々進行中である。昭和六年に於ける棉作實收高は次の通である。

區	別	作付反別(町)	收穫高(斤)
陸地	在	一三一、一〇九	七八、七二一、八四六
	來	六一、四三七	三七、一九一、四四〇
計	棉	一九二、五四六	一一五、九一三、二八六

五 養蠶及製糸

朝鮮の養蠶は氣候風土好適にして且土地、勞力低廉なるため農家の副業として最も適當なるものである。然るに従來其の飼育方法極めて幼稚粗雑であり、桑樹の肥培管理も殆ど行はれず繭質不良不齊にして産額も至つて渺なかつた。故に總督府に於ては各道と協力して之が試験取締を爲すと共に獎勵に全力を盡し斯業の發達を圖つて來たが更に大正十四年度より向ふ十五箇年を期し産繭を百萬石に増殖するの計畫を樹て、之に要する桑田増殖の爲其の植栽桑苗に對し年々補助金を交付すると共に植栽技術者を配置し之が振興を期することとした。其の結果始政當時に於て飼育戸數七萬六千餘戸、産繭額二萬石に過ぎなかつたものが、昭和六年には桑田反別七萬九千七十四町歩、飼育戸數七十四萬七千餘戸、産繭額五十七萬八千餘石に達した。然るに従來製糸技術頗る幼稚にして優良繭も却つて粗惡なる生糸を製するに過ぎなかつたので、寧ろ製糸を爲さず成る可く繭のまま賣却するが得策なるを認めて地方道府郡又は道郡農會幹旋の下に之が共同販賣を獎勵し、此の共同販賣繭は大部分主として鮮内製糸業者と隨意契約に依りて取引されてゐる。而して昭和六年に於ては共同販賣數量約三十一萬三千餘石に達した。尙近時蠶業の發達に伴ひ器械製糸業の勃興を來し又座繰製糸も増加した。昭和六年に於ける製糸戸數は器械に依るもの六十戸、其の他に依るもの二十六萬四千二百二十二戸、計二十六萬四千二百七十二戸にして、生糸産額は器械に依るもの二十五萬一千二百五十三貫にして主として輸出向として殆ど全部内地に移出せられ、其の他に依るものは十三萬八百五十四餘貫である。斯の如く製糸業の發達によりて工場組織が各地に出現するに至つたが、然し乍ら鮮内に於ける産繭は専ら鮮内にて消化せしめ、合理的に製糸業の發達を期する必要より、製糸工場の亂設を制限してゐる。

六 畜産

由來朝鮮人は愛畜心に富み殊に畜牛の飼育管理に長じ、朝鮮牛は體質強健性質温順で、而かも粗雑な飼養に耐え得るので農耕運搬上缺くべからざるものであり、又其の肉は肥育せば頗る美味である。故に總督府に於ては農業の發達に資する爲且又内地移出の爲に極力畜牛の繁殖改良を圖ると共に、防疫等の施設を充實したので其の頭數著しく増加し、明治四十三年末には飼育數七十萬頭、輸移出數二萬頭に過ぎなかつたものが、昭和六年末には飼育數百六十三萬七千頭に上り、輸移出四萬三千百頭、價格二百九十萬一千圓に達した。

朝鮮在來種馬は體格矮小で其の價値少きも近年一般産業の發達と道路の改修に伴ひ、内地、支那産馬の輸移入が増加したことに鑑み、咸鏡北道に於ては種馬所を設けて馬産の改良を圖り相當の成績を擧げてゐる。

緬羊は國策として羊毛の自給に資せむが爲に之が飼養の普及を奨励してゐる。又養豚養鶏に至りては在來種は品質何れも劣等で利益少きを以て、始政以來改良種を奨励普及せる結果豚は百三十五萬頭に對し、四〇%、鶏は六百三十萬羽に對し三九%の普及歩合を示すに至り、何れも相當の成績を擧げる様になつた。因に昭和六年末に於ける飼育數、馬五萬四千頭、緬羊一千六百頭におよんでゐる。惟ふに朝鮮の畜産は營農上重要な位地を占め更に之を進むるの必要と之が發達の餘地は充分であるから其の前途は頗る有望なりと謂はねばならぬ。

第二項 臺灣

第一概 說

臺灣の地勢は高峻なる中央山脈が南北に縦貫し其の西方は緩斜で廣潤な沃野開け、東方は傾斜急で海岸山脈との間に狭少なる平野を見るのみである。従て本島の農業は主として西部平野地方に於て行はれる。而して本島は熱帯及亞熱帯に位し、高温と強烈な日光に恵まれ、多雨と相俟つて各種の農産が頗る豊富で近時諸般の施設經營の發達に伴ひ明治三十三年に於て三千萬圓に過ぎなかつた農業生産額は昭和五年に於ては二億五千餘萬圓に上つてゐる。

農産は米を主とし甘蔗、豚、甘藷、バナナ、茶、鶏、落花生、牛、鳳梨、柑橘類等が順次これに次ぐものである。これらの中米は澎湖列島を除き全島普く栽培せられ、氣候の關係上一年二回の收穫が出来る。

甘藷は全島に普く又バナナ、甘蔗は主に中南部に多く栽培せられ、茶、柑橘類は北部に、落花生は中南部及澎湖列島よりの産が多い。

養豚、養鶏は農家の副業として全島に亘つて行はれる。

第二 耕地

昭和六年末の耕地面積は田四十一萬一千七十四甲（一甲は九段七畝二十四步）畑四十二萬四千三百三十二甲、計八十三萬五千四百六甲で本島總面積の二三%、蕃地除外面積の四十二%に當る。

農家一戸當り耕地面積は二、〇一甲、農業者一人當〇、三二甲であつて本島の農耕は殆ど本島人の手に依つて行はれてゐる。

第三 經營

農業は本島の主要産業で之に従事するものは全人口の五四%を占め、昭和五年末の調査に依れば農家戸數四十一萬四千八百六十戸、人口二百五十八萬三千三百五十九人である。この中小作農の戸數は四〇%、自作兼小作農は三一%を占め、尙殘部二九%は自作農であつて、小作經營並自作兼小作經營の割合が頗る大で小作問題の影響する範圍が又頗る大である。又農家の經營規模を見るに、内地に比しては大であるが諸外國に比すれば極めて小である。大正九、十年農業基本調査に依れば、本島農家一戸當平均耕地面積二甲歩に満たない面積を經營する農家戸數は總農家戸數の七割七分の多きを占め比較的規模の大なる經營面積二甲部以上五甲部未滿の農家は約一割八分、五甲歩以上を經營する大規模のものは五分である。

第四 小作制度

最近の調査(昭和五年四月現在)に依れば全島農耕地中小作地は水田四十萬一千九百餘甲の中二十六萬五千四百餘甲、畑四十萬一千百餘甲の中十七萬四千三百餘甲である。即ち小作地の總耕地面積に對する割合及小作農家の總農家戸數に對する割合(前項参照)は共に頗る大なるものあるが之を支配する舊來の慣行中には、小作人の地位を不安ならしむると共に農産の増殖を阻害する事大なるものがある。

而して舊來の小作慣行中改善を要すると認むべきものは左の通である。

(イ) 小作契約は多くは口頭を以て締結せられ書式となすもの少きこと

(ロ) 小作契約期間の定めなきもの多く、偶定あるも期間短く且容易に地主に於て中途解約をなし得る様契約しあること

- (ハ) 水田小作料に於て第一期作の小作料納入割合が第二期作納入割合に比し頗る大なること
- (ニ) 畑小作料は前納多きこと
- (ホ) 小作料代金納入の場合は地主のみにて換算價格を決定するもの多きこと
- (ヘ) 小作料の品質につき定無き場合多きこと
- (ト) 凶作の場合と雖減免せざるもの多きこと
- (チ) 地主が屢々小作料の引上をなすこと
- (リ) 小作料の保證として小作人より徴する積地金高額にして、而も之が利子を小作人に返還せざる場合多きこと
- (ヌ) 耕地の轉貸盛なること

第五 勸農機關及其他の施設

一 農業試驗機關及其他の機關

農業關係の試驗機關としては中央研究所農業部、糖業試驗所、各州農事試驗場及廳農會農場があり其の他の機關としては殖産局附屬の諸機關がある。中央研究所農業部には種藝、農藝化學、植物病理、應用動物及畜産の各科があり各主要地に支所を有してゐる。

州農事試驗場は五箇所、廳農會農場は二箇所ある。

殖産局附屬機關には養蠶所、植物検査所、米穀検査所、蔗苗養成所、鳳梨種苗養成所、茶検査所、茶業傳習所、獸疫血清製造所、肥料検査所、東部農産試驗所、鳳梨罐詰検査所がある。

二 農業團體

農會 臺灣に於ける農會の濫觴は明治三十三年で爾來各地に設置されたが、明治四十一年十二月臺灣農會規則及同施行規則の發布に依つて法人格を有する農會の設立を見、爾來地方制度の改正に伴ふて屢々變遷があつて、現在の五州三廳農會となつたが基礎益々強固となり、總督府の施設經營と相俟つて地方農政上最も有力な助長機關として斯業の指導獎勵の任に當つてゐる。

農業組合、農事實行小組合 各州廳及州廳農會の農事指導獎勵方針に従ひ郡、街、庄又は大字、小字等を區域とする農業組合は農事實行組合が全島に亘り二千以上も設立せられて居る。此等の組合は地方に於ける農事の改良獎勵或は農家經濟の向上を主たる目的として居る。

業佃會、興農信和會 小作關係の改善を主目的とするものであつて、不良小作慣行の改善、小作紛争の調停等に活動して好成績を収めてゐる。而して今や其の所定様式に従ひ長期書式契約を締結せるもの全島總小作地の三分の一に達してゐる。

三 農業施設

産米改良 明治四十三年以來在來米の品種改良に付ては米種改良事業を徹底的に行ひ其の効果を収めたが、蓬萊米（内地種水稻）に付ては昭和元年より其の栽培の健全なる發達を遂げしむる爲、州又は州農會をして原種田を經營せしめ、これに國庫補助金を下附して優良原種の普及を圖ると共に蓬萊米の商品的統一を圖つてゐる。

農業倉庫設備獎勵 産米の腐敗變質等による商品價値の失墜を防止し、併せて貯藏による需給の調節價格の安定を期する爲に補助金を交付し各州農會十一箇所（一箇所産業組合經營）の農業倉庫の設置經營を獎勵して居る。

蠶業獎勵 領臺當初本島には養蠶業は殆ど見る事が出来なかつたが自然的に非常に恵まれた條件が備つてゐるので明治四十五年度より頗る積極的になつて獎勵を行つた。其の結果島民の養蠶業に對する理解も漸く出來たので大正十一年度より其の獎勵も消極的になつて殖産局養蠶所で蠶種を製造し、之を農民に無償配付するに止めたが、昭和五年度より其の他乾繭場の設置並巡迴教師の設置に對し地方農會に補助する様になつた。

茶業獎勵 茶業改良獎勵は各方面に亘つて施設され、就中生産方面の改良獎勵は大正七年度より組織的方策の下に實行されつある。即ち茶業組合の設置、製茶機械の貸付、優良茶苗の配付、模範茶園の設置獎勵、主要茶産地街庄に茶業技術員の配置並茶共同販賣所、茶業傳習等が主なる施設である。

鳳梨栽培獎勵 前途有望な鳳梨事業の基本的施設として在品種の改良は最も喫緊の要務なるを以て、高雄州鳳山郡大樹庄及同州東港郡万丹庄に鳳梨種苗養成所を設置して優良外國種苗の繁殖配付を行つてゐる。

蔗作獎勵 地方の増進を計る基本手段である灌溉排水工事費補助と全島蔗園に對する蔗苗の更新及優良甘蔗品種普及計畫の下に、糖業者の設置せる甘蔗中間苗圃に對し、殖産局附屬蔗苗養成所に於て育成せる蔗苗の無償配布を行つてゐる。

小作改善事業獎勵 本島小作慣行中には幾多の改善を要すべき惡習あるを認め、大正十一年試に臺南州新營郡に地主小作人協同團體たる業佃會の設立を促し、之をして小作の改善事業を行はしめたる所、慣行の改善、地主小作人兩者間の紛争調停をなす外、兩者間の親善融和を圖るに必要なる施設をも行ひ其の効果顯著なるものがあつた爲、各州に於ても之に倣ひ本事業を實施するもの續出するに至つたが近時農民思想の變遷に伴ひ小作農民の團體運動漸く擡頭し來れるを以て、昭和二年度より州又は州農會に補助金を交付し、各郡下に小作改善事業を行ふ團體の設置

を奨励すると共に、總督府に専任職員を設置して之を指導監督をなさしめ小作問題に備へて居る。
畜産改良奨励 島民の生活には豚肉の利用頗る旺盛にして其の結果本島農家は殆ど凡て豚を飼育し、又農耕によく牛を使役する。

牛は従來水牛及黄牛の二種であつたが領臺以來これが改良奨励に着手し役牛としては専ら黄牛の改良に印度牛カンクレージ種を交配し其の普及を圖つてゐる。

豚は本島畜産の大宗とするもので領臺以來其の改良に努め其の數量は既に過剩生産の處置を必要とするに至つた。種類の改良はパークシャー種を以てし、國庫補助により右種豚の移入をなし又種畜場より右種豚の拂下を爲して普及を圖つた結果近時百七十三萬頭中百三十二萬頭はパークシャー種系が普及した。尙其の品種の改良に付ては優良系統の普及を圖つて居る。

家畜傳染病豫防、往年猖獗を極めた牛疫は、今は全く根滅し、現在發生流行する主なるものは炭疽氣腫疽、口蹄疫、畜牛結核病、豚コレラ、家禽コレラ、狂犬病等である。豫防法規は内地の家畜傳染病豫防法及畜牛結核病豫防法を引用し一部本島に必要な條項を改正して施行してゐる。豫防制度に必要な血清豫防液は總督府獸疫血清製造所に於て製造し之を配付して居る。

農業基本調査 本事業は本島農政上の基礎的資料を得んが爲、大正九年度以降毎年繼續施行して居るもので既に完了した。調査種目は耕地の分配及經營調査、小作慣行調査、農家經濟調査、主要農作物の生産調査、肥料需給調査、土地利用並農産適地調査、主要農産物經濟調査、耕地賃貸經濟調査、農産物市場調査（取譯中）、企業的農業經營調査（取譯中）及米生産費調査である。

農業關係取締並検査

農業關係の取締並検査には輸移出入植物検査及蔗苗取締、肥料取締、米穀検査、製茶検査、鳳梨罐詰検査等である。

第六 農産物

一 米

本島の氣候は米の栽培に適し、一年二回の收穫が出来る。澎湖島を除き全島遍く栽培され西部諸州が其の主産地である。

領臺以來品種の改良と栽培の奨励に努めた結果面目大いに改り其の作付面積、收量、品質等の諸點に於て著しい進歩を見た。

即ち今年年産額は約七百五十萬石其の價格八千五百萬圓を超え、本島三大農産物（米、甘蔗、甘藷）中でも最も主要なるものである。尙近年蓬萊米栽培が盛んに行はれて其の昭和六年度の作付面積は一期二期合計十四萬七千四百四十八甲、收穫高は百九十萬八千七百六十三石に達した。

昭和六年度に於ける第一期作付面積は水陸稻合計二十八萬二千八百六十一甲、此の收量三百六十二萬八千四百四十五石、第二期作付面積は三十七萬五千九百九十九甲、此の收量三百八十五萬一千四百一十石に上る。内地移出は明治三十年來のことで爾來年々其の額を増し、昭和六年度の移出高は玄米白米を合せて二百九十一萬五千九百九十九石、價格は約四千百萬圓に上つてゐる。

二 甘藷

米に次ぐ食用作物で良く本島の氣候に適するので四時到来所に栽培されるが、就中臺南、臺中、高雄の三州は其の

主産地である。昭和六年に於ける産額は二十四億四百萬斤餘である。直接食料とする以外に豚の飼料として重要である。其の切干薯(蕃薯)は酒精原料として移出せられ、又澱粉原料にも供せられる。昭和三年の切干薯移出高は四千四百萬斤を超え、此の價格約百六十萬圓に及んだが同六年には四千三百萬斤、價格七十四萬圓に減じた。

三 甘蔗

甘蔗作付面積は昭和六年度九萬九千九百四十四甲であつて、これが生産高は百九億四千四百六十六萬九千五百五斤に達し、一甲平均收穫高は十一萬四百四十七斤である。

甘蔗耕作上基礎的に最も緊要なのは灌漑排水の設備であつて、明治三十五年以來今日迄に糖業獎勵補助により施行した灌漑排水面積は延十三萬八千五百七十七甲に及んでゐる。植付品種は現在爪哇實生種中大莖種が全盛を極め、昭和六、七年期は殆ど全作付面積を占めてゐる。今日の品種改良を見るに至るまでには、あらゆる改良が行はれ、在來品種である竹蔗、紅蔗、納蔗より布哇產ローズバンブー、ラハイナ種、次で爪哇細莖種の輸入栽培となり、其の間には蔗苗養成所の設置、中間苗圃の設置補助、蔗苗三年更新の計畫となり遂に今日の盛況を見るに至つたのである。甘蔗耕作發達の趨勢を示せば左の通である。

	植付面積	甘蔗生産高	一甲當收穫量
明治三十六年	一六、五二六 ^甲	六八三、一五七、九〇二 ^斤	四一、三三八
大正八年	二〇、四一〇	五、六三一、三三九、〇七二	四六、七六八
昭和六年	九九、〇九四	一〇、九四四、六六九、五〇五	一一〇、四四七

四 茶

茶は臺灣の主要輸出品で烏龍茶と包種茶とが其の大部分を占めてゐるが最近紅茶の生産も有望とされて居る。而して栽培地は臺中以北に限られ臺北、新竹二州が主産地で年十數回摘葉をする。其の種類は青心烏龍、硬枝紅心、大葉烏龍、青心大有等であるが、就中青心烏龍、青心大有、硬枝紅心、大葉烏龍の四種は最も優良種で茶園全面積の六割以上を占めてゐる。

昭和六年生産額は粗製茶として一千六百三萬七千六百七十八斤、價格三百二十二萬八千八百二十二圓である。而して輸出總額は七百五十八萬餘圓である。

五 落花生

食料又は製油原料等に供し、全島到る所に栽培されるが其の主産地は臺南、高雄の兩州及澎湖廳である。

昭和六年の作付面積は二萬八千八百七十七甲、收量五十萬三千七百九十二石、價格百六十八萬八千六百九十九圓である。

六 豆 類

本島で栽培される豆類の種類は多いが就中最も主なるものは大豆である。

普通輪作として年二、三回の收穫が出来、臺南、高雄、臺中の各州が其の生産地である。

昭和六年に於ける收量は七萬九千五百四十六石、價格八十一萬六千二百七十三圓である。

七 麥 類

臺中、臺南二州の海岸地方に栽培されるが、其の方法極めて粗放な爲大正七年から品種改良に着手したが作付面積は遺憾ながら減少しつつある。昭和六年には收量七千八百三十九石、價格五萬六千四百五十一圓である。

八 其の他の農産物

胡麻 主として製油原料に供せられ臺南、高雄の二州は其の主産地である。昭和五年には收量一萬三百二十九石、價格十二萬五千九百一圓であつてこれも亦減少の傾向が見られる。

黃麻 従來は網素、七島表の製造又は結束用に供するに過ぎなかつたが臺中州豐原街に製麻會社が設立されて以來、米袋、黃麻布等の原料として需要は大いに増加し、臺南、臺中、高雄各州が主産地であるが猶年々不足を告げてゐる。

六 昭和六年收量は六百四十九萬七千九百五十三斤、價格四十七萬三千三百三十三圓である。

苧麻 平地のみならず山間の傾斜地にも適するので、宜蘭、新竹の蕃地に廣く栽培され蕃人も亦多少の栽培をしてゐる。

五 昭和六年收量は百五十一萬八千十斤、價格二十五萬七千六百六十五圓である。

煙草 主産地は臺南、臺中の二州と花蓮港廳とであるが未だ本島の需要を充たすに足らぬ。

四 昭和六年には收量二百一十一萬三千八百七十一斤、價格七十二萬三千九百二圓である。

九 果 樹

柑橘 柑橘類は必ずしも本島特有のものではない。然し椪柑と文旦は特に甘味豊醇な爲内地市場に於て歡迎されてゐる。其の外雪柑、桶柑、斗柚、白柚等があつて椪柑は臺中州員林、南投、新竹州新埔は有名な産地である。文旦と斗柚とは島内到處に産するが前者は臺南州麻豆、後者は同州西螺が最も名高い。又白柚の特産地は麻豆である。昭和六年に於ける收量は四千九百九十二萬一千九百八十八斤で内地移出も累年増加し同年には二百九十七萬二千

五十七斤其の價格三十三萬五千六百六十五圓に上つた。又其の年の輸出高は百三十二萬八千一百一十一斤、價格八萬六千五百九十八圓である。

バナナ バナナは臺灣の代表的果實で全島到處に栽培されるが其の主産地は臺中、高雄の兩州で高雄州以下は最近に至り水田又は畑地に集約的栽培を行ふの結果單位面積よりの收量最も多く作付面積も益々増加の趨勢にある。輸移出品中米砂糖に次ぐ重要品で、昭和六年の輸移出高二億二百九十九萬四千八百七十五斤、價格千四百四十三萬三千三百九十七圓に上り、同年の全島産額は二億六千六百九十九萬二千六百斤の巨額に達してゐる。

パイナップル バイナップル(鳳梨)はよく本島の風土に適し又他作物の栽培困難な傾斜地を利用して得る事及鎌詰用として海外市場に輸出し得る等の特徴を有する爲に最近に至り木島新興の一大産業として其の將來を嚮望せられ栽培事業が著しく勃興するに至つた。

其の適地は六萬四千甲以上に達し、昭和六年の栽培面積は五千三百三十四甲收量七千七十六萬四千二百五十二斤、生果としての輸移出高百八十二萬五千九百九十二顆、價格十萬九千四百八十三圓鎌詰の輸移出價格四百二十萬一千五百圓に達した。

龍眼 遍く島内に栽培されるが就中臺南、臺中の兩州は主産地である。果實は直接食用にも供されるが乾龍眼又は肉龍眼として主に支那に輸出される。昭和六年の樹數は四十四萬七千九百七十二本、收總量は四百八十一萬四千九百九十七斤である。

十 蔬 菜

本島在來の蔬菜は其の種類三、四十種に達するが多くは内地人の嗜好に適しないので内外から良種を入れ栽培を奨

勵した結果近年大に見るべきものがあつて昭和五年には九百七十二萬二千四百三十三圓の生産があつた。就中大根（百十二萬圓）大芥菜（約九十四萬圓）胡（約六十四萬圓）甘藍（約六十三萬圓）等は其の主要なものである。夏季は少く冬季の産出が多い故内地に送つて甚だ歓迎される。

十一 畜産

畜牛 本島の畜牛は水牛と黄牛との二種で専ら農耕と運搬用に使役される。

他に乳用、肉用として洋牛と雜種牛がある。

水牛は最多數を占め耕作上必要な家畜である。黄牛は水牛よりも一般に小さい。又動作が敏捷なので農耕以外運搬用にも使役される。

印度牛は黄牛改良の目的で輸入されたものである。昭和六年末中の全頭數は三十八萬三千四十二頭で其の内水牛は約二十九萬頭、黄牛は七萬八千頭、洋牛、印度牛雜種合せて約八千頭である。

養豚 豚肉は本島人の最も重要な食物の一つであつて人口一人當二十六斤餘を消費し自給自足の状態にあつて農家の副業として毎戸に必ず數頭を飼育してゐる。

昭和六年には飼養數百七十三萬八千八百七十四頭、屠殺數百六萬五千五百六十六頭を算してゐる。

家禽 臺灣に於て飼養される家禽は鶏、鶩、鶩、七面鳥等であつて、昭和六年飼養數は鶏五百五萬二千九百九十九羽、鶩三十四萬三千三百二十七羽、鶩二十六萬三千三百七羽、七面鳥六千六百三十一羽、合計六百六十六萬三千四百八十四羽である。

十二 蠶業

本島養蠶事業は蕃地並行政區域内では山手地方に小範圍に農家の副業として行はれて居るのみで、其の年産額も昭和六年に於ては千七百三十八石に過ぎず、其の現状は未だ貧弱の域を脱せぬが、本島の自然的環境が頗る養蠶に適して居るので、將來甚だ有望な産業である。年中桑葉が繁茂し冬期でも養蠶が出来得る如きは將來大に囁目に値さるる點の一つである。

第三項 樺太

第一 概説

樺太は我國唯一の亞寒帯に位する島でポトゾル地帯を形成し、この特有の氣温と土性に立脚する農業は自ら獨特の趣きがある。特に天候は一年を通じて驟雨性天氣が多い爲、従つて降雨日數は夥の方に屬するけれども、日照時數も亦多い爲に植物の成育は非常に良好である。

樺太に於て科學的並經濟的に合理的と認められるのは含水炭素物、即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産で此等の原料作物である甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の多量なる將來を認められて居る。經營方法に付ては此の他獨特の事情に不馴れの状態にある農民の指導が最も緊要な問題であつて、樺太の農業の將來は指導方法の如何に係る事が大であつて、現在に於ては有畜農業を主眼に置くを有利とされて居る。

本島の氣候は又家畜の飼育に適し、飼料作物の生育も亦良好なので其の經營の宜しきを得れば將來大いに斯業發展の望がある。

第二 耕地

本島の耕地面積は年を逐ふて躍進的な増加を見たものであるが、昭和六年末現在に於ける耕地面積は二萬九千三百二十八ヘクタールでこれを農耕適地四十六萬九千ヘクタールに比すれば未だ其の六分に過ぎない。故にこれを耕作すべき農民は猶數萬を收容する事を得べく耕地の現在状態から見ても、樺太は今後の開拓を俟つて發展すべき餘地が大である。

第三 經營及勸業機關

一 農業者並經營

近時本島内地間交通の便が著しく増進せられ世人の樺太に關する知識が向上し、一般渡來者が増加すると共に農業移民も亦著しく増加して、昭和六年末現在九千九百五十三戸、四萬八千三百三十九人で全戸口の約二割である。

二 勸業機關

中央試験所を小沼に置き農業部、畜産部、林業部及水産部の四部門に分掌されて居る。

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ、其の中第一科は主として種藝及農業物理に關する研究部門であつて、特に本島の如き特種の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定及其の農耕作法に關する研究に力を注いでゐる。

第二科は農作物の病害、害虫及雜草に關する研究部門で第三科は樺太農業に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帶ポトゾル系土壤に關する調査試験及其の農耕利用に付ての研究を行つてゐる。

尙第四科は醸造に關する研究部門である。

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ、第一科は牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理に關する事項、其の飼料作物に關する研究を行ひ、第二科は豚、綿羊、家兎、養狐其他毛皮動物並家禽に關する研究及其等の種卵の配付、種畜の貸付及種付に關する事項を掌り、第三科は樺太畜産に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帶ポトゾル地帯と畜産の關係及酪農に關する研究を行つて居る。

尙中央試験所の外、西海岸宇遠泊に分場が設置されて居る。

第四 農産物概況

一 農 産

麥類 麥類は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麥、裸燕麥で昭和六年に於ける作付面積の總計は、八千六百六十九ヘクタール收穫高二十二萬八千六百九九頭、其の價格五十六萬二千五百二十七圓に上る。この中最高を占むるものは燕麥で家畜飼料の外一般需要も少くない。作付反別は作物中第一位で六千五百七十三ヘクタール、收穫高は十九萬五千九百八十一頭である。燕麥に亞ぐものは裸麥で作付面積千九百九十九ヘクタール、收穫高一萬八千六百七十六頭である。

大麥、小麥はよく本島の風土に適し生育良好であるが販路の關係によつて年々減少の傾向がある。故にこれが栽培を奨励すると共に製粉精麥事業の發達を奨励しつつある。昭和六年現在に於て大麥の作付反別は百四十三ヘクタール、收穫高千七百九十頭で小麥は作付面積三百九十五ヘクタール、收穫高五千六百二十七頭である。

豆菽類 豆菽類中最も廣く栽培せられるのは豌豆で昭和六年作付面積六百七十ヘクタール、産額六千五百十五頭に達し品質も亦優良である。

豌豆の他に菜豆、大豆、小豆、蠶豆等を産する。昭和六年豆類生産額は七千九百七十六頭價格四萬九千二百二十三

圃である。

馬鈴薯 これは燕麥と共に本島に於ける重要作物で、作付面積二千九百八十一ヘクタール産額二千四百三萬五千四百十二疋である。主として自家消費に供され、又澱粉原料とし、其の他市場に搬出せられるものも相當の量に達して居る。

蔬菜 蔬菜としては甘藍、蘿蔔、白菜、體菜、漬菜、胡蘿蔔、牛蒡、蕪菁、葱、茄子、南瓜、胡瓜等で作付面積總計二千五百六ヘクタール、産額千九百七十六萬疋、其の價格六十三萬六千五百一十一圓である。この中甘藍は樺太の氣候に好適し、作付反別は逐年増加の傾向にある。昭和六年現在五百四十四ヘクタール、産額四百八十三萬八千七百疋である。蘿蔔も亦全島に亘り廣く栽培せられ優良品を産する。

甜菜 昭和二年度から農家に試作せしめたのであるが、其の成績は極めて優良で品質は遙に北海道産品を凌駕し、昭和六年度の平均一ヘクタール當收量は一萬三千五百四十六疋に達し樺太に於ける將來最も有望な作物の一と謂ふ事が出来る。

以上の外樺太に於て將來有望視される作物は**チモシイ**、**オチャード**、**瑞典蕪菁**、**家畜ビート**、**デントコリン**等である。水稻は樺太農業の自然的條件の現状より見れば、相當研究を要する點も少くないので目下夫々成績調査中である。

果樹 一般的に栽培して居るものは少いが將來有望なものは苹果及葡萄である。

二 畜 産

牛 樺太の畜牛の基礎となるものは在來種（露人の遺棄せるもの）及領有後北海道より移入せらるもの二種に

大別される。在來種は體格一般に矮小であるが、能く寒氣に耐える性質がある。北海道より移入せるものは殆ど絶滅したものも少くないが、現在**エアシャー**種のみ繁殖盛んで、全畜牛の六割以上を占めてゐる。尙近時**ホルン** **スタイン**種の移入が行はれ、繁殖増加の傾向にある。

昭和六年現在民有畜牛は三千九百九十頭である。

馬匹 馬匹の基礎となるものは在來種及領有後内地より移入したものの二つである。

在來種は體格矮小、寒氣に耐えるが役馬としての能力が劣つて居る。領有後優良種の移入に依り改良増殖を圖つた爲、現在では**トロツター**、**ハクニー**、**ノルマン**等の雜種、**サラブレット**、**ヘルシユロン**、**クライデステール**、**アングロアラブ**等の系統に屬する優良馬を産して居る。昭和六年末現在の馬匹頭數は一萬三千百三十五頭を算する。豚 在來種は殆ど其の跡を絶ち、**パークシャー**及**ヨークシャー**種の二種に限られてゐる。

普通産體重は七十五瓦乃至百五十瓦で百八十瓦に達するものは殆ど稀で改良の餘地が尠くない。

昭和六年末飼養數は四千九百四十二頭である。

鶏 占領當時は在來種が各地に普及してゐたが、改良種の普及に伴ひ漸次減少の傾向にある。

移入種は**レグホン**が最も多く、其の後**單冠白色レグホン**及**横斑フリマスコツク**が獎勵品種に決定されてから盛に増殖して現在は總數の約九割を占めてゐる。昭和六年現在飼養總數は七萬二千六十羽である。

綿羊 **シユロツプシャー**種の移入によつて繁殖を圖り、これを一般農家に集團的に配付して普及に努めてゐる。飼養數は二百八十二頭である。

毛皮用畜 現在毛皮用畜として飼育されてゐるものは狐であつて、大正四年頃養狐事業の企業が始り、其の後一旦

該事業の衰退を見たが、大正十四年再び養狐熱盛んとなり、昭和六年末現在の養狐頭数は赤狐、紅狐、十字狐、黒狐、銀黒狐を通じ千八百二十九頭を數へられてゐる。其中銀黒狐（就中カナタ種は最近最も有望視されてゐる）は其の大部分を占め飼育容易で氣皮の價格も高價であり、將來益々其の飼育は盛んになるものを認められる。猶樺太には狐の外、野生毛皮動物としてミンク、海狸、獺、栗鼠、貂等も棲息し優良な毛皮を供給する。特に黒貂は世界に於ける分布地域が甚だしく少ないので最も將來を囑目されて居る。此等の野生毛皮動物の飼育化に付ては相當考慮され、最近其の飼育試験も目論まれて居る。

第四項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一概 說

關東州は滿洲の一角遼東半島の東南部山嶽丘陵地帯に屬し、耕地面積狹隘であるが南滿洲鐵道附屬地は遠く滿洲中部平野を貫通し其の背後地として萬里の沃野を有してゐる。而して關東州の中部以南の中部より北に及ぶ地方とは自ら耕作法も異り、南方は概して集約的であるが、北方に及ぶに従つて粗笨的になつてゐる。一般に輪作を普通とするが土地狹少で之を行ふ事の出來ぬ場合或ひは窪地にして常に濕潤なるか又は鹽分強い土地で特別の作物以外に栽培し得ぬ場合には連作を行ふ事がある。作物は南方と北方と大體二分する事が出来る。即ち南方には玉蜀黍を主として栽培され高粱及粟或は糜子（黍）が之に次ぎ、大豆は比較的少い。然るに北方は第一が高粱、第二が大豆であり粟、糜子は之に次ぐ。大豆は又所によつて第一位にある場合もある。

園藝作物は概して南方に盛んである。

農民は能く最低度の生活に甘んじて而も體軀強健多力勤勉で加ふるに役畜の使用が極めて巧妙である。従て滿洲の畜畜は其の農業と密接な關係を有するものであつて南方の集約農法には多く牛を用ひ又工程の大なる馬をも使役してゐる。

第二 組織及經營

一 耕地

都督府設置當時即ち明治三十九年に於ける州内耕地反別は 田畑合計約六萬七千町歩に過ぎなかつたが、農耕獎勵に努めた結果未墾地は漸次開拓されて、昭和六年末には水田六百五十七町歩、畑十九萬八千八百三十三町歩、合計十九萬九千四百九十町歩となつた。鐵道附屬地のみ耕地面積は水田三百町歩、畑四千四百五十六町歩、合計四千七百五十六町歩である。

土壤は到る所アルカリ及アルカリ土鹽類を含有し特に其の甚しい所は、如何なる作物も全然成育しない。故に鹽分の含量少なければ少い丈け地味優良となるわけで特に窪地は旱地に比して鹽分少くして肥沃度が大である。併し濕潤なる年には作物の收穫量は反つて旱地に於て多くなると云ふ現象が見られる。

二 農 家

昭和六年末調査に依る農家戸數は州内日本人三百七十七戸人口七百二人、滿洲國人四萬九千四百七十七戸人口十九萬七千二百四十三人、附屬地日本人千三十戸、滿洲國人一萬三千八百三十八戸で、州内外の總戸數は六萬四千六百六

十二戸である。

尙農業經營の方法を見るに凡そ次の如き五種を擧げる事が出来る。

自作農 自作農は一族苗黨寄り合つて農事に従事し其の數は一戸數十名乃至百名を越ゆるものがある。

小作農 小作農の多くは小經營であつて剩餘の勞力を以て他人の土地を耕作するものである。小作料は金納と穀納との二種あるが金納は寧ろ稀で大部分を占むる穀納の場合は普通收穫量の一半乃至三分の一を收むる事になつてゐる。

分益農 分益農は豫め規定せられた率に従つて地主と小作人とが收穫物を分配するもので、稍小作農に類似してゐる。

分益農に二種あつて家屋のみを支給されて居るものと家屋を支給され其他一切の農耕用品、生活必需品を貸與されて小作するものとある。收穫分配の率は前者に於ては地主四五分、小作人五六分、後者に於ては地主六七分、小作人三四分位が普通である。

協同農 協同農とは民國人の所謂挿具ツギモノと稱するもので二三の農家が協同して各自所有の土地、牛馬或は農具等を讓出して其の土地の耕作に従事する方法である。この制は關東州に多く奉天以北には殆ど認められない。

受負農 受負農は牛具(ニユーチュウ)と呼ばれるもので、役畜を有しない小農及過小農の階級者又は人の勞力に不足のもの或は農業者以外のもので耕地を所有するもの等の土地を受負耕作する方法である。受負賃は一町歩につき二十元内外である。

第三 勸業機關

農事試験場 明治三十九年十一月發布の關東都府農事試験場規程に依るもので、本場は初め大連にあつたが、大連市の發展と一方農事改良の必要上農事試験場の移轉を促進し大正十三年十二月金州城東門外に移轉すると共に其の敷地を擴張した。現在行ひつつある業務は大要左の如くである。

- (一) 農産畜産に関する試験及調査
- (二) 農産畜産に関する分析及鑑定
- (三) 種子、種苗、種禽及種草の配布並種畜、種禽の貸付
- (四) 農事及畜産に関する講習及講話

蠶業試験場 蠶業試験場は大正七年農事試験場より分離獨立して旅順市に設立せられたもので本場は蠶絲業に関する試験及調査、蠶種及桑苗の製造配付並蠶絲業に関する講習、講話及指導等を目的とするもので事業機關として蠶種係、講習係、野蠶係、桑樹係、製絲係等がある。

第四 農産物概況

一 穀 菽

高粱 高粱は連作に堪ゆる性質強く、又水濕、鹽分に對する抵抗力も大であるので前述の様な特別の性質を有する滿洲の土性には最も適當な作物と云ふ事が出来る。高粱は北支那地方の常食物であつて、其の昭和六年末栽培面積は甚だ廣く關東州二萬三千百七町歩、鐵道附屬地一千六百四十四町歩、計二萬四千二百七十一町歩、收穫高は兩者合計二十七萬四千六百五十六石で、其の價格は百二十一萬九百四十六圓である。

大豆 大豆は滿洲に於ける農作物中、作付面積收穫高共に第一位を占むるものであつて特に奉天、鐵嶺邊より以北

に最も多く栽培される。昭和六年度作付面積は關東州に於ては三萬五千二百八十八町歩鐵道附屬地は八百九十七町歩合計三萬五千三百九十八町歩であつて、其の收穫高は合計十三萬四千三百七十八石である。又昭和五年に於ける輸出價額は六千二百十萬三千三百餘圓である。大豆は連作を忌むので必ず他の二、三作物と輪作される。其の最も普通なるは高粱及粟と共に三年輪作を行ふものである。

一般に大豆を分類して金元豆、青豆、黑豆、磨石豆の四種とし、此の各に屬する品種は五十種を越ゆる。其の中所謂滿洲大豆として有名なのは金元豆で、其の主なる用途は大豆油の搾取原料である。大豆油は食物の調理用とし又車輪機械等の潤滑用として其の用途が非常に廣い。粕は家畜の飼料又は肥料として用ひられる。昭和六年に於ける豆油の輸出價額は一千七百五十六萬五千餘圓で、豆粕は二千九百七十四萬八千五百餘圓に上つた。青豆は金元豆と同様の用途があるが品質が劣るので栽培が多くない。

黑豆及磨石豆は主として家畜の飼料に用ひられる。

其の他の豆類 大豆以外の豆類は小豆、綠豆、落花生であつて、此等の中最も産額の多いのは落花生である。何れも主として關東州に栽培されるもので、昭和六年作付面積合計は二萬二千六百四十七町歩、産額は百二萬八千四百三十八石である。

包米(玉蜀黍) 黄包米、白包米の二種あり、一般に廣く耕作せらるるは黄包米なり、南滿洲一帯平坦地方に在りては栽培少きも遼東半島及東部山間地方に在りては常食とす。作付面積は關東州九萬八千八百六十八町歩、鐵道附屬地百三十二町歩、合計九萬九千町歩で收穫高百萬四千八百八十二石、價格五百三十七萬八千餘圓である。

粟 粟は連作を忌む作物で普通輪作を行ふ。又水濕を嫌忌するので多く高畦に栽培される。作付面積は關東州一萬

七千六百二十町歩、鐵道附屬地六百三十七町歩、合計一萬八千二百五十七町歩で、收穫高合計は十九萬五千四百九十六石で此の價格は九十四萬八千七百餘圓である。

以上の外、小麥(作付面積一千五百八十四町歩、收穫高一萬一千八百八石)、稻(作付面積水陸稻合計一千百三十町歩、收穫高一萬九千二百二十六石)

其の他雜穀として糜子、稗、大麥、蕎麥、其の他(作付面積合計一萬六百六十八町歩)がある

特用作物 滿洲に於ける特用作物として棉花、大麻、蓖麻、煙草、胡麻、其の他麻類等がある。昭和六年に於ける收穫高合計は百四十一萬四千六百九十九斤で此の價格九萬五千六十二圓である。

二 蔬菜、果樹

蔬菜 州内の蔬菜は都市附近に於て營業的に栽培せらるるもの外は總て自家用に供せられる。而して營業的に栽培せられるものは蘿蔔、白菜を主として概ね山東地方よりの出稼人の耕作である。其の他茄子、葱、馬鈴薯、蒜、牛蒡、南瓜、胡瓜、甜瓜、甘藷、萹、其の他等がある。收穫高は一億七千四百七十七萬九千六百二十七斤で其の價格は百五十八萬八千八百四圓である。

果樹 果樹園の經營は帝國の租借以來のこと、關東廳農事試驗場に於ては明治三十九年果樹園を設置して内地より取り寄せた梨、苹果、葡萄、桃及櫻桃等の苗木を栽植して整枝、肥培、接木を行ひ其の成績良好なるものを選出して苗木の配付を行ひ栽培を奨励した。種類は梨が最も多く、苹果、葡萄、桃、櫻桃等がある、由來本州の風土は以上の落葉果樹の栽培に適し生産品も品質優良で益々有望の域に進んでゐる。

昭和六年收穫高は千四百四十二萬四千五百五十五斤で、其の價格六十四萬三十二圓である。

三 蠶業

關東州の蠶業は我が租借前には極めて微々たるものであつたが租借後農事試験場及後にこれより獨立した蠶業試験場等が蠶業に關して多大の努力を拂ひ研究獎勵に努めた結果大に斯業の普及を見、將來は此の地方の重要産業の一となるであらう。現在獎勵されてゐるのは春蠶と秋蠶であつて夏蠶は所謂滿洲の雨期で飼育困難である爲に獎勵されてゐない。昭和六年末に於ける桑園反別は四百三十四町歩で春秋家蠶の收購合計は九百九十四石である。

四 畜産

畜産は滿洲に於ける一大産業であつて、他の總ての産業は畜産を骨子として成立せる如き感がある。特に前述の如く農業經營には密接の關係を有するものであつて、一方運輸交通に或は食用品として夫々必要缺くべからざるものであるが、其の品種は所謂滿洲在來種で性能品質共に概ね良好でない。従つて經濟的價値に乏しい故に其の資質の改良は極めて肝要なものである。特に關東州は地域狭少で飼料に制限があるので家畜の經濟的價値の増進は品種の改良に俟たねばならぬ。當局に於ては特に意を茲に注ぎ逐年之が改良獎勵施設をなして目的の達成に努め、漸く其の効果を認め得るに至つた。

家畜の種類は牛、馬、騾、驢を主とし、此の他豚及鶏は農場廢棄物を利用して此等を副業的に生産する。綿羊及山羊は甚だ稀である。

畜牛 關東州内に飼養されるものは蒙古系統に屬する品種で役牛として用ひらる。乳牛としてホルスタインフリー

シヤン種が飼養され滿洲の氣候風土及飼料に應じて漸次改良を試みられ其の數も増加しつつある。

昭和六年末に於て二萬七千二百八十八頭が飼育され、昭和六年中に於ける牛の屠殺數は四萬三千餘頭である。

馬匹 牛と共に滿洲の農家に缺くべからざるもので品種は蒙古馬が其の主なるものである。體軀は小であるが性質は極めて温順で力量持久力共に優れてゐる。

元來滿洲は馬の使役地で生産地ではなかつたが近年關東廳に於ては州内に種馬所を設けアングロアラブ、ハクニ一等の良種を購入して改良繁殖を圖り漸次其の實を擧げてゐる。昭和六年末現在九千五百五十七頭の馬が飼養されて昭和六年中の屠殺數は二千六百五十一頭である。

驢 滿洲に産する驢は體軀矮少で體高僅かに三尺乃至三尺七八寸、體重三十貫平均に過ぎぬ。性温順で強健忍耐力あり極めて粗食に耐えて、管理が容易である。品種改良は山東及直隸地方産大型驢によつてこれを行つてゐる。

昭和六年末飼養頭數は二萬六千七百七十七頭である。

騾 騾は牝驢に交配して生産せる一代交配雜種である。體高平均四尺五寸内外で耳は驢に似て長大である。粗飼管理に耐え、力量は却て馬に優る。改良は大型驢を移入して行つてゐる。昭和六年度末現在飼養數は二萬四千二百八十五頭である。

豚 大型、中型及小型の三種がある。北滿地方は大型、中型で南滿地方は中型及小型である。關東州に於ては小型の飼養が多く體重十貫乃至二十貫である。

關東州内に於ては小型、小軀、晩熟等の缺點を改良する爲にパークシヤ種を移入して其の交配雜種を作り好成績を納めてゐる。昭和六年度末現在飼養數は十四萬三千三百四十七頭で昭和六年中の屠殺數は八萬七千二百二十頭である。

綿羊及山羊 綿羊及山羊の飼養數は少く僅に回々教徒に屬する民國人等の稀に飼育せるのみである。

關東州内のみにしても、集約的に農業を営み居る爲、自然採草地に乏しく又放牧を主とする牧畜には不適當である爲、飼養頭数は極めて少い。

關東州及鐵道附屬地を合して昭和六年末現在飼養數、綿羊は二千八百三十頭、山羊は六千四百六十五頭が飼養されてゐる。

家禽 滿洲に於ける家禽は鶏、鶯、鷺、七面鳥等がある。此の中鶏が最も多く、其の品種の大多數は所謂支那鶏で飼養は極めて普及してゐるが産卵、肉用の目的に向つて何等淘汰選擇を経たものでなく、従て經濟的價値に乏しいものである。

昭和六年現在の家禽の飼養數は三十七萬五千六百九十一羽で此の中鶏は三十二萬九千六百十三羽である。

第五項 南洋群島

第一概説

本群島は熱帶圈内に在り生活上天恵に浴する事が多いので衣食住に對して大なる努力を要せず、従て現在島民の農業は頗る原始的で一定の耕種組織を有せず寧ろ放任的である。併し日光の熾烈と降雨の潤澤とを合理的に利用すれば内地の農業に比して遙かに優良な收穫を期待し得るものであつて、この爲には適當な農具の使用、地力の維持の爲の施肥、飼畜組織の採用、種苗の改良等を行ふ必要がある。

第二 耕地及經營

本群島總面積は約二十二萬町歩、内農耕適地又は椰子林適地として約七萬ヘクタールを推定される。既に開墾された農耕地としては昭和六年末に於て一萬三千四百ヘクタール、椰子林としては二萬九千六百ヘクタール、合計四萬三千

ヘクタールで尙二萬七千ヘクタールの土地は將來に向つて經濟的利用の時機を待つてゐる。島民の大多數は生活原始的で簡易なる農耕に従事し、全島人口の約七割六分即ち三萬七千人は農業者と看做すべく邦人農業者は約一萬一千人である。

第三 勸業機關及施設

一 産業試驗場

パラオに本場を置きサイパン島及ボナベ島に分場を置く。

本場は農林業及畜産に關する各種の調査、試験並分析鑑定及講習講話等を行ひ、サイパン分場は主として糖業に關する試験調査を爲しボナベ分場は主として水稻及藥草の試験調査を爲して居る。

又地方産業の開發に資する爲各支廳に産業試験費の一部を配付し附屬農場を設置して各種の試験を施行すると同時に指導獎勵の任に當らしめて居る。

二 獎勵金

群島農産物中蔬菜、珈琲及畜産等に關し獎勵金を交付して之が改良増殖を助長して居る。

三 糖業獎勵施設

帝國が本群島を占領以來サイパン島の風土が糖業に適應するを認めためたので糖業の開發を計畫し甘蔗栽培並製糖工場

の建設を獎勵し甘蔗栽培の爲には官有地を貸與し以て斯業の發展を圖つた。

第四 農産物概況

牛 主としてサイパン島に於て飼養せられ、運搬農耕の用に供せられ又近來人口の増加と畜業の發達に伴ひ其の需
要益々増加し従て其の價格騰貴し漸次増殖を見つつあり、昭和六年末現在四千三十九頭である。
豚 島民が好んで飼養を爲し管内畜産の最たるものである。
昭和六年末現在一萬一千六百三十六頭を算する。

山羊 主として肉用種であつて椰子樹林間の放牧に適し近年漸次その増殖を見て居る。

昭和六年末現在二千八百七十五頭である。

鶏 優良種に乏しく在來種は産卵率低く肉量も亦少いが豚に次ぐ重要なものである。

第二節 林 業

第一項 朝鮮

第一 林野概況

一 概 況

朝鮮に於ける林野の總面積は一千六百四十八萬餘町歩を超え、全土の七割強に當る。然るに朝鮮は古來林政不備に
して封山、禁山の如き特殊の保護林を除くの外は、所謂公山と稱し人民の自由入山を許したので、濫伐、盜採盛に
行はれ或は又火田耕作のため、山林の荒廢其の極に達し、國土の保安を害し延いて産業の發達を妨ぐることも甚しか
つた。茲に於て朝鮮總督府は、明治四十四年六月森林令を公布し、植林の普及獎勵並森林の保保、營林監督を主と

し、併せて國有林野の整理及經營を完うせんと努め、又各地方に技術員を配置して林政の刷新と林業の指導開發に
當らしめた。
而して昭和六年末現在に於ける林野面積は次の通である。(單位町)

區 分	國 有		計	民 有		計
	要 存 豫 定	不 要 存		計	計	
立 木 地	三、一四五、〇五三	一、〇四八、九二一	四、一九三、九七四	六、三五一、六二九	一〇、五四五、六〇三	
散 生 地	九五八、三七三 (七九五、八九五)	四八七、三三六 (二七四、八二一)	一、四四五、七〇九 (一、〇七〇、七一九)	一、四八七、一二二 (八三五、二六七)	二、九三二、八三一 (一、九〇五、九八三)	
未 立 木 地	三三九、〇五八 (一五六、〇二九)	四三二、一〇七 (一五七、八三四)	七七一、一六五 (三一一、八六三)	八六〇、四一七 (二八四、六六三)	一、六三一、五八二 (五九八、五二六)	
除 地 其 他	三二一、五二四	二八一、八八四	六〇三、四〇八	七七四、七一〇	一、三七八、一一五	
合 計	四、七六四、〇〇八 (九五一、九二四)	二、二五〇、二四八 (四三二、六五五)	七、〇一四、二五六 (一、三八四、五七九)	九、四七三、八六八 (一、一九九、九三〇)	一六、四八八、一一二 (二、五〇四、五〇九)	

備 考 ()内は天然造林に依り成林せしめ得べし面積を示す。

即ち立木地は一千五十五萬餘町歩にして、林野總面積の約六割四分に過ぎず、殘餘は散生地又は未立木地にして、
林況甚だ不良である。又成林地中林相の稍見るに足るものは、主として鴨綠江及豆滿江の兩流域地方又は脊梁山脈
附近に偏在し、交通運搬不便にして大部分は未利用林の状態である。

二 林野整理

大正十四年度末現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には、農耕地として民間に開放するを得策とするもの又は飛
地、境界複雜地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込であつたので、

此等は昭和元年度より夫々調査整理を行ひ將來の要存國有林野を四百萬町歩と爲し、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除き殘餘の三百八十八萬町歩に對し周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に着々整理を進めて居る。

而して朝鮮に於ける國有林野中には約三百五十萬町歩に達する緣故森林(註)があるが從來其の歸屬確定せざる爲緣故者は之が愛護の念薄く、爲に林業振興上支障少くなかつた。仍て此等の林野は速に夫々各緣故者に讓與するを得策と認めて大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令を公布し、昭和二年二月より之を施行し、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與する事として民心の安定と林野の改善促進を圖つた。而して之が出願總數は百十七萬四千件にして、昭和六年度迄に讓與處分を爲したものの七十八萬六千件、其の筆數面積八十一萬三千筆、二百七萬九千町歩である。

【註】緣故森林とは

- (一) 舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し、禁養し來りたるも其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲に林野調査に際し國有と査定せられたるもの
- (二) 舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたる爲土地調査に當り國有と査定せられたもの
- (三) 古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有に査定せられたもの

三 樹木の分布と種類

由來朝鮮の氣候は南北に於て、差異あるを以て北寒帯より南暖帯に到る迄各種の樹木を生じ其の分布も亦地方に依つて同じくない。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方其の他の高山に於てはタウビ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ等を主とし僻蒼たる樹林を形成し中部より南部に亘り到る處アカマツ多く

又クロマツ、ナラ、クヌギ、ケヤキ、ハンノキ、クリ等を生じ最南部に到れば、カシ、シヒ等の常綠樹及竹林を見る。全鮮を通じ概して森林樹木の種類に富み七百餘種の多きに達し其の中喬木に屬するものは針葉樹十九種、闊葉樹百三十六種外に竹類三種がある。

第二 林業の獎勵及施設

一 林業指導

造林の指導獎勵上、實地に其の模範を示す必要を認め、明治四十四年以來道地方費、面及學校に夫々適當なる林野を讓與する途を開き、以て林業經營に關する各般の模範を示さしめることとした。又林業に關する調査試験を行ふ爲に、大正二年京城近郊に二箇所の林業試験地を設置し、主として造林及苗圃事業に關する研究に従事し、同十年事業を擴張して造林保護利用及施業に關する調査試験に着手し、更に同十一年度には京城郊外清凉里に林業試験場を設けて之等の事務を移屬し林業に關する組織的調査研究に着手した。

二 森林保護

大正十五年林政の改革を斷行し、從來の山林課出張所、營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を置き、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して、經營保護等營林の實行に當らしめて居たが、昭和七年八月從來の十九營林署中八營林署を廢し其の所轄林野及存置營林署所轄林野及存置營林署所轄林野の一部計約百八十九萬町を道に移管し之に六十二箇所の道森林保護區を置き百十一名の森林主事を配置せしめ十一營林署に於ては國有林野約三百三萬町歩に八十四箇所の營林署森林保護區を置き百四十三名の森林主事を配置して直接保護取締の任に當らしむるの外地元住民の活動を促し、官民一致協力して保護せしむるため森林令に依り地元住民に保護命令を發し保護の十全を期して居

る。又別に民有林野の保護取締の徹底を期する爲二百三十二府郡中二百十郡島に對し漸次一人宛の府郡島森林主事を配置することとし、その他火災、病蟲害盜伐其の他に依る森林被害の徹底的取締を圖り、森林保護の完全を期してゐる。

三 植林の奨励

植林事業は荒廢山野復舊の根本義なるを以て、極力之が奨励を爲し明治四十四年以降毎年四月三日の神武天皇祭日を期し全鮮に亘り記念植樹を行ひ、現在に於ては當初よりの累計三億三千餘萬本に達し、又同年以降道地方費及府郡島恩賜金の經營事業として造林及樹苗の養成、下付を行ひ、面、學校其の他の團體又は私人經營の造林を奨励し、一面同年公布の森林令に依りて、未立木地の造林を促進する目的を以て、國有林野造林貸付の制を定め事業成功後は之を無償譲與するの特典を設け其の貸付を奨励し銳意殖林の促進を企圖した。然れども尙民有林及將來民有たらしむべき國有林野のみにも、要造林見込面積約四百七十一萬町歩に達する状況であつたので、大正十年九月産業調査委員會の決定に基き、三十箇年内に之が造林を完了する方針を以て山林の荒廢を復舊することにした。又一般民有林野に對しては、從來道地方費に於て、補助金下付の方法を講じて來たが、充分の進展を期し難いので、大正十四年度以來、毎年國庫より造林補助費を三十萬圓乃至五十萬圓地方費に交付し、道地方費をして更に其の五割を支出せしめ、道地方費の事業として之が補助をなさしめてゐる。

四 砂防事業

全鮮に亘る大面積の禿裸山野より年々流出する土砂は夥しき量に上り、被害激甚にして、此等荒廢林野の復舊は焦眉の急務であつたので總督府に於ては、大正七年度以降先づ忠清南北道、全羅北道及慶尙北道の四道地方費に對し國庫補助金を交付し、砂防工事を施行せしむると共に、荒廢林野復舊の根本計畫樹立の爲大正八年以降三箇年間に全鮮に亘つて之が實地調査を行つた結果、荒廢甚だしく相當なる施設を爲すに非ざれば復舊困難と認めらるる林野四十七萬町歩、就中十一萬町歩は全然一木一草をも止めない禿裸地であつたので、速に充分なる砂防工事を施すの要を認め、先づ其の約半數五萬七千町歩に對し、大正十一年以降三十箇年間に經費五千百餘萬圓を以て工事を施行することとし、其の當初十箇年の施行面積を一萬五千町歩とし、所要經費一千三百餘萬圓は繼續費として支出することとして事業を開始したが、其の後關東震災の影響を蒙り、公債支辨事業打切の爲、既定計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくせられ、豫定の進行を見ることが出来ぬので、大正十四年に至り計畫を變更し、要砂防工事中荒廢特に激甚なる八萬二千町歩を選び同年以降三十箇年間に、經費七千三百餘萬圓を以て施行することに改め、當初九箇年間の經費八百六十萬圓は議會の協賛を経て工事に着手し、更に昭和四年度に至りて同年以降二十箇年に同工事を完了することとし、既定繼續費の年限を昭和十年迄とし、昭和十一年度以降の事業は更に改めて計畫を樹立することにした。

斯の如く砂防事業は、公債支辨事業より一般財源によることとせられ、屢々既定計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくせらるる等財政上の理由より、工事の實績不良にして、一箇年の施行面積は既定計畫の三割にも達せぬ状態にして昭和六年末に於ける實績は砂防工事完了面積一萬四千四百九十四町歩に過ぎない。然るに一面荒廢地は年を逐うて益々荒廢の度を昂め又區域を増大し、被害激増なるために、砂防事業の擴張を圖ると共に、一定不動の根本計畫を樹立するは蓋し焦眉の急務である。

第三 營林の概況

鴨綠江及豆滿江流域の營林署管内に於ける伐木作業は營林署に於て直營し、其の運材は一部は輕鐵に依り、大部は冬季の積雪、結氷を利用して牛欄に依つて江岸に搬出する。流筏は通例五月より開始するが六月より八月に至る三箇月の間が最も盛であつて遅くも十月下旬迄に終了する。而して之等の流下材は鴨綠江流域に在りては北下洞（新義州の上流約一里中の島に在り）及新義州營林署管内、豆滿江流域に在りては會寧營林署管内に在る貯木所に貯蔵する。製材作業は新義州營林署の製材所に於て行はれ、主として建築用材、枕木及函板を製材し、規格の統一、供給の確實等一般需要者に満足と與へて居る。

尙朝鮮に於ける國有林産物の運搬は、從來山地に於て小規模の森林軌道に依るの外は一時的川造工事を施し主として河川を利用したのであるが、豫期の成績を擧ぐることが出来ぬので、昭和三年に國有林産物利用増進計畫を決定し昭和四年度以降十箇年間に主要流域に森林鐵道を其の支線に森林軌道を敷設し、他方固定的川造工事を施行し、統一ある運搬設備によりて運搬の安全増進を期することとし、尙山地製材工場を設けて、極力森林産物利用の集約を企て併せて歳入の増加を圖ることに計畫し、先づ最急施の要ある平安北道厚昌郡東面南社流域に昭和四年度以降五箇年間に經費百十九萬餘圓を以て、森林鐵道三〇・四哩を敷設することとした。

右の外北鮮拓殖計劃の一部として拓殖鐵道及惠山鎮線の各鐵道の完成に關連せしめ白頭山を中心とする八十萬町歩の森林を開發する爲、昭和七年以降十年間に森林鐵道二二三・四軒輕鐵二六四・九軒其の他簡易製材工場を建設することとなつた。

以上は主として官行事業の概況であるが右の外民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所に於て國有林經營上並官行新伐事業實施上に支障なき範圍で立木拂下を實行してゐる。

最近數年間の拂下數量を掲記すれば左の通である。

年 度	材 積	數 量
昭和四年度	二、七三二、二三二	一、〇五七、三五八
同 五年度	二、五五五、五九五	七四二、五五六
同 六年度	二、九二七、六七三	六九一、八一〇

第二項 臺灣

第一總 說

臺灣は亞熱帯より熱帯に擴がつて居る郷土である。地形錯綜山岳重疊峻嶺起伏一萬尺を越ゆるもの四十八座、七千尺より九千尺に達するもの六十七座其の以下のものに至つては殆んど數ふるに遑なしと云ふ状態である。而も此等峻嶺高峰に源を發する河川は最長僅かに四十二里水流急激舟筏の便なく大雨一たび到らば濁水滔々として河堤を決潰し其の慘禍の大なる殆ど想像もつかない有様である。又地質氣象なども頗る錯雜して南北雨期を異にし、東西地質を異にする。此の状態は植物學上にも頗る變化を齎し甚だ妙味あるものがある。従つて其の間に育くまれたる材木も多種多様誠に植物學上の寶庫の感がある。

第二 林野概況

臺灣は由來一箇の植民地であつた。我帝國が本島を領有せし以前に於て覇を此の地に争へるものに和蘭あり、西班牙あり、明あり、清あり、而して王朝を建設せしものに鄭成功がある。而して和、西の占據は主として商業的植民にして林野の開拓は一小局部に過ぎなかつた。然るに鄭氏の建業時代に至るや明朝の恢復、獨立國家建設の壯圖に伴ふ林

野の一大開拓は南は恒春より北は臺北に至るまで平地林帯は元より低地林帯に至るまで積水を決する勢を以て伐採燒盡せられ、降て清朝に至るに及んでは支那移民の増加と蕃地討伐との關係上森林の燒燼濫伐相次ぎ高林地帯に至るまで其の影響を蒙らざるなき状態となつた。嘗て葡萄牙の航海者をして「イラーフォルモーサー」と絶叫せしめた綠翠の本島も遂に枯禿、裸山を現出するに至つたのである。

斯くの如く林政の荒蕪其の極に達した森林を如何に處理するかは領有當時我當局の頗る苦心した處であつて、非常なる困苦調査の結果漸く林地の管理區分の調査を終了したのである。

今最近の細別を示せば左の通である。(單位甲) (昭和六年末)

計	私	公	國	林			野		合	計
				平地	蕃地	計	平地	蕃地		
六〇八、四六三	一九三、九七四	八、三三七	四〇六、一五三	一、三三〇、一四七	一、七六六、二九九	三、〇九五	三三三、七〇〇	五四、六六五	二、八〇、九四四	九、九四二
一、三三三、五〇三	二、三五五	一、八、三七七	一、六、三三九	一、六、三三九	一、六、三三九	一、六、三三九	一、六、三三九	一、六、三三九	一、六、三三九	一、六、三三九
一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五	一、一、四〇、六九五
二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六	二、七、七、六六
三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇	三、三、七、〇〇
六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六	六〇〇、六六六
二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二	二、五、四、二、五二

今此等森林を概観するに西部は帯狀の海岸林を第一線とし、次に本島六億圓餘の生産の四六%を占むる農作物の耕地があり、其の間荊竹林及相思樹林の叢林が介在し斯くして傾斜漸く急を告ぐるに至つて暖帯の潤葉樹があり、更に進んで温帯林に入り本島特有の肖楠木、紅檜、香杉、亞杉現れ、次に扁柏、梅等の喬林を現出し、最後に新高殿、新高びやくしん等の寒帯林に達するのである。東部地方は領有當時西部地方の如く支那民族の移住甚しからずして平地と

雖所謂平地蕃族の選食的農耕を營めるに過ぎざりし爲山脚に接し尙廣大なる天然の森林鬱蒼として存したものであつた。然るに此の地方も拓殖計畫の進捗につれ伐木、製腦、製糖等各種産業の勃興したる爲急激なる森林の減退を來し正に西部臺灣の轍を辿らんとしつのである。

斯くの如く本島の森林は過去三百年の長きに亘り潮の如く渡來せる支那移民の開拓と高山蕃族の魔手と領臺後に於ける各種産業の發達に伴ふ土地利用の促進林産物需要の激増とにより著しく濫伐せられたので今日殘存する森林は世人の想像するが如く豊富ではない。併し乍ら全島の森林を通観するに尙相當纏れる森林が存在するも此れが利用には中々苦心を要するものがある。其の見込蓄積は左表の通である。(單位千石)

樹種別	國		公		私		有	計
	有	公	有	私	有	私		
針葉樹	二五一、五八一		二四四		二、九七五		二、九七五	二五四、八〇〇
闊葉樹	四五七、七四五		一、〇六七		三二、七七七		三二、七七七	四九一、五八九
計	七〇九、三二六		一、三一		三五、七五二		三五、七五二	七四六、三八九

右の表に包含せらるる各種の林期は土地の高低により氣象上變化があるので其の存在する個所も自ら局限されるのである。其の分布の狀況を表示すれば左の通である。

帶地	城			見込面積	主要林木
	北部	中部	南部		
熱帯	海抜一〇〇〇米	八〇〇米	一、〇〇〇以下	二、〇七四、一〇一	榕樹、茄苳、檳榔、龍眼
暖帯	一、五〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	一、一四〇、三五七	樟、櫻桃、柿、椎類、肖楠、檜、松がたまのき、樟、油杉

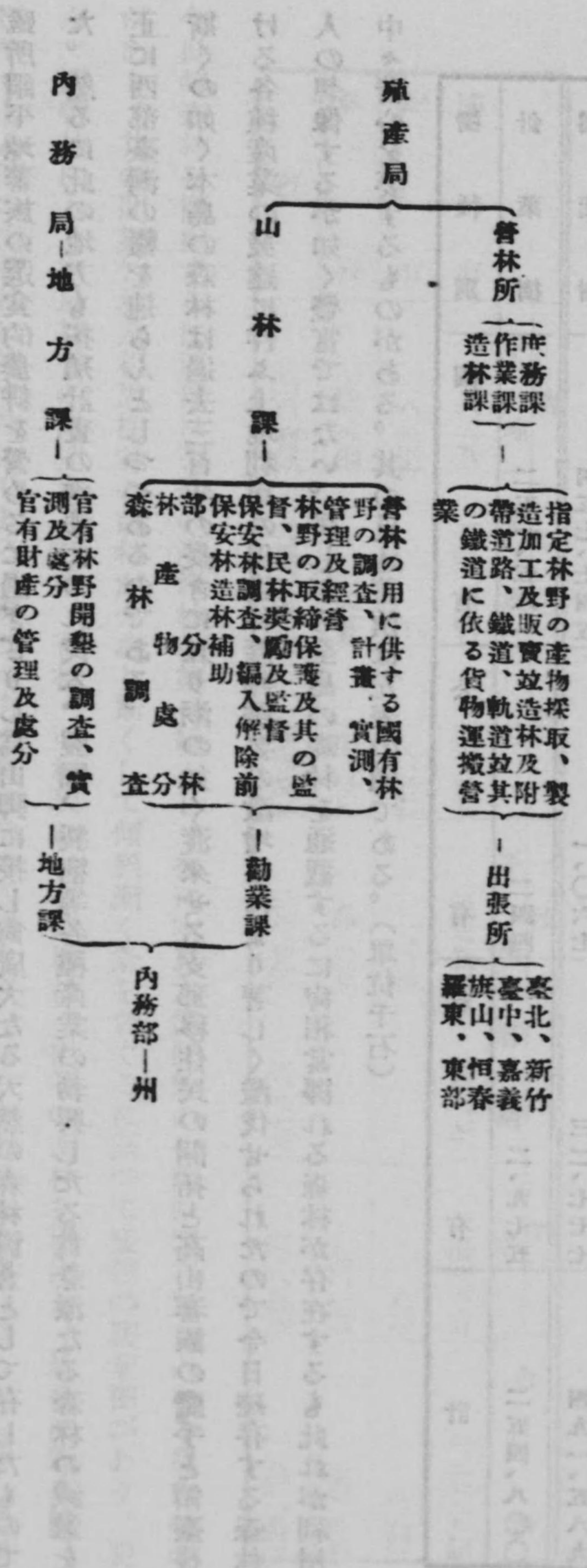
溫帶	二、九〇〇	三、二〇〇	三、三〇〇	四一三、六九二	一一	檜、紅檜、帶大杉、臺灣杉
寒帶	以上			八〇、七七九	二	新高檜、新高しゃくなげ、新高柏檜
計				三、七〇八、九二九	一〇〇	

三三〇

第三 森林の管理

一 林務機關

林務に關係ある各般の事項を處理する機關は複雑してゐる。今此等の關係を表示してみると左の通である。



二 森林計畫事業

本計畫事業は臺灣森林をして合理的且系統的ならしむる本島林業史上特筆すべきものであつて治水、國土保安上は勿論本島林野の開拓上多大の希望を繋がつつある事業で其の主なる項目は左の四である。

- 一 森林治水調査
- 二 區分調査
- 三 施業案編成
- 四 森林調査

由來本島の森林は領臺前支那移民の爲に濫伐せられたため當時殘存せし森林は主として蕃人の蟠居跳梁する高山地帯にあつた。其の爲領臺後約二十年間凡ゆる危険を冒して森林の踏査に努めたるものなきにあらざりしも其の真相を闡明する事は中々容易の事ではなかつた。然るに佐久間總督の威壓緩撫の理蕃政策漸く其の效を奏し昔日の兇暴なく蕃山の平和は大分確保せられ茲に從來究明する事が出来なかつた森林の正體も漸次判別するに至り森林資源の開発に一道の光明を發見するに至つた。

第四 植伐事業の概況

第二編 所管地域 第六章 産業

一 伐採事業

臺灣森林の伐採事業中大規模に行はれてをるものは主として官行である。此等は森林の利用上頗る参考となるものがあるから順を追ふて記述する事とする。

イ 阿里山の伐木事業

阿里山は嘉義の東方四十四哩にあり、新高連峰の西方に起伏せる大森林にして其の總面積一萬八千甲、昭和六年迄の伐採材積は六十萬石を算し尙約三百萬石の針葉樹と三百三十五萬石の闊葉樹とを包蔵する原生林が残存してゐる。併し乍ら此等も今後十四五年も経過せば殆んど原生林はなくなる計算となる。阿里山の材木は他に類を見ない長幹巨材に富むが故に此等の伐採運搬は主として機械力を利用してゐる。即ち集材にはスキツターを、運搬には獨特の機關車を使用し八千餘尺の高峰より蜿蜒四十四哩の鐵路を經過して嘉義に運搬せらるるのである。嘉義には又此等巨材の製材に適する工場の設備があり、其の工場能力は一日六百石あるけれども昭和六年中の製材高は三萬石に止められて居る。

ロ 八仙山の伐木事業

八仙山は西部本線豊原驛より大甲溪に沿ふて廻ること二十哩、中部合歡山より白姑大山の西方に連る一帯の森林にして其の面積一萬六千甲、其の蓄積針葉樹三百三十六萬石、闊葉樹五百七十六萬石、地勢急峻搬出容易ならざる状態であつたが苦心の結果索道、インクライン等各般の設備を施し大正十一年漸く官行斫伐を實施するの運びとなり業態全然安定し今年年々約八萬石の丸太を生産しつつある状態になつた。併し乍ら本林地の樹種は松、樺の様な市價低廉のものが可成多量に生立してゐる關係上山地に製材加工するを有利なりと認め昭和四年度より差

當り年六千石を製材することとなり業績漸次良好に向ひつつある。

ハ 大平山の伐木事業

宜蘭濁水溪の上流の一大森林にして其の面積六萬四千甲、蓄積針葉樹二千五百萬石、闊葉樹二千六百萬石林相の整一蓄積の豊富なる事蓋し本島隨一にして最も將來ある森林である。併し乍ら本事業地は大正三年討蕃の大業成就するまで蕃族中最も兇暴なる溪頭蕃族の根據地であつたので其の實相は不明であつた。大正四年に至り蕃情急に平靜になつたので事業を開始せし爲其の規模も極めて小規模に止めたものであつた。然るに森林の真相闡明せられ事業の將來益有望となるに及んで事業は逐年發展の一途を辿り林内四十哩の軌道と平地二十四哩の鐵道を敷設せる外集材機械 ガソリン機關車の運轉其他各所の索道及インクラインを新設する等機械力應用の諸設備著々擴充せられ作業能力著しく増進し昭和六年中には十四萬余石の丸太を造材し一路官線羅東驛近くの貯木場に搬出し島内外の需要に應じつつある。

二 官行斫伐材の販賣狀況

官行材は主として扁柏と紅檜である。其他亞杉、樺、香杉等がある。何れも建築材として可ならざるはなく内地方面への移出年々増加し昭和六年には八萬石、價格百萬圓に及び漸次其の聲價を高めつつある。島内消費は並材以下のもの多く其の消費約二十七萬石、價格百九十二萬餘圓にして官行斫伐材消費量の主位を占めて居る。

三 造林事業

臺灣の地たるや溫暖多濕林木の生育頗る旺盛であつて既往の林地は多く不良材であつたので之れに替ふるの優良林木を以てする傾向頗る顯著となり造林事業は比年隆盛に赴き熱帯林木の増殖、竹林の造林等頗る見るべきものがあ

る。殊に大學演習林の造林事業の如きは其の計畫、造成狀況等他の模範とするに足るべきもの少くない。現在本島に於ける官民造林地の面積は十九萬六千餘甲に及び其の成績優良なるもの又少くない。

第五 林業試験

臺灣は前述の如く林木の育成に適する所なるも價値少なき林木が主林木をなして居た關係上林相改善は焦眉の念にあつたので先づ林木の殖育試験に重きを置き其の試験の成績を検し本島に於ける造林の指針としたのである。由來本島は固有の造林樹種に富むと雖此等の樹種は多く高地帯に産し、熱帯の有用樹種は外國産に待たねばならぬ結果此等の移植試験も一定の方針の下に順次其の試験を進め相當の成績を擧げてゐる。元來造林の試験は他の農作物に比較し一般に著しく長年月を要するので多くは直ちに之が成績を見る事が出来ない。今日尙試験繼續中の事項が相當多數を占めてゐるが何れも良好の成績をあげてゐる。

第六 大學演習林

臺灣に帝國大學の演習林が設定されたのは明治三十七年臺中州下の東京帝國大學演習林が其の濫觴である。次で明治四十三年には京都帝國大學基本林が高雄州屏東蕃地に設けられ、更に大正二年に九州帝國大學演習林が臺北州文山郡に又大正五年には北海道帝國大學演習林が臺中州能高郡蕃地に設けられ其の合計約十三萬甲、年々各種の試験研究を發表してゐるので本島林業諸般の調査研究に裨益する處少くない。従つて大學演習林の存在は島内林業家の期待と敬意とを繋ぐ重要な研究機關の一である。

第三項 樺太

第一 總説

本島は本邦唯一の亞寒帯にして林木の種類比較的少なく有用樹種としては僅かにエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ、タモの數種であつて其の中最も多いのはエゾマツ、トドマツで全森林蓄積の約八割を占めてゐる。

本島の森林面積は拓殖及伐木等によつて年々移動があるので的確の數字を示し難いが昭和六年末の森林調査の結果に依れば國有林野面積は約二百九十萬ヘクタールで之に大學演習林の面積約八萬ヘクタールを加ふれば約二百九十八萬ヘクタールで邦領樺太總面積の約九割となる。

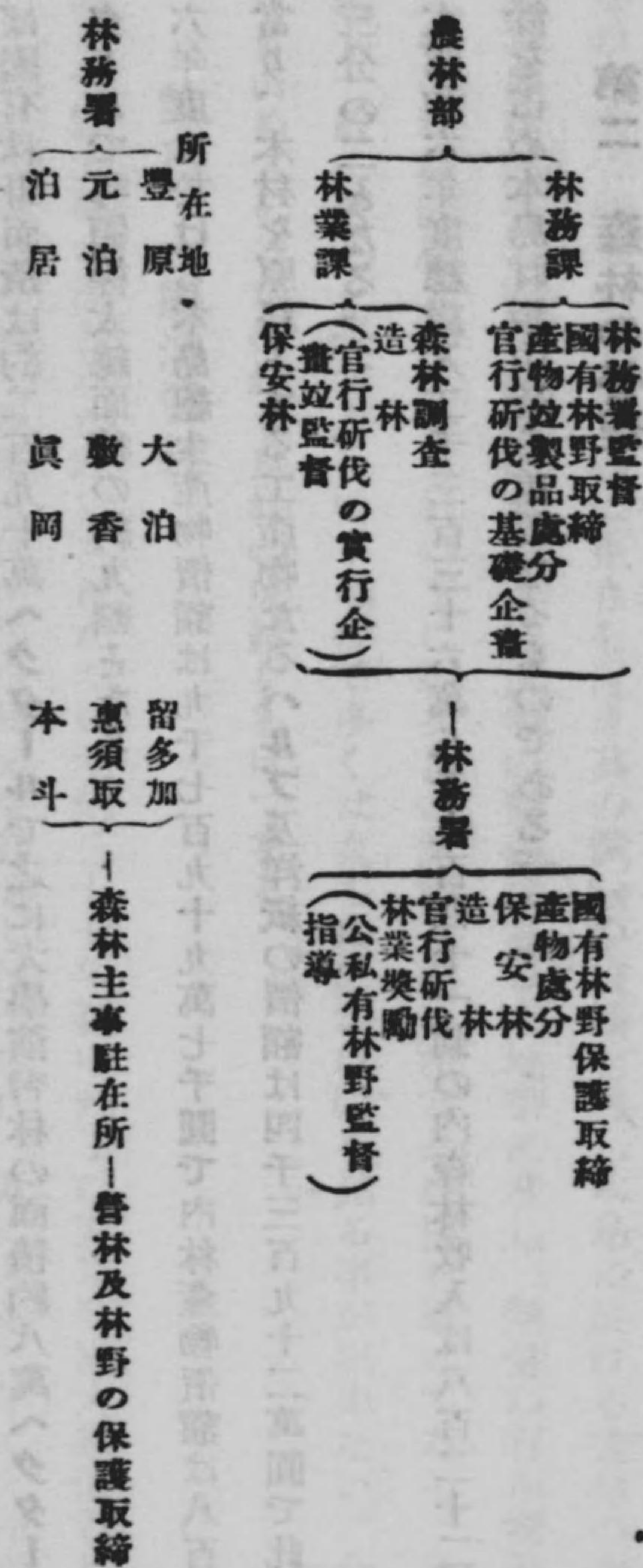
昭和六年度に於ける本島總生産物價額は九千七百九十九萬七千圓で内林産物價額は八百四十三萬圓で其の約一割三分弱に當り、木材を原料とする工産物たるバルブ及洋紙の價額は四千三百九十二萬圓で此の二者を合すれば本島總生産額の三分の一となる。

又樺太昭和六年度總歳入二千三百三十六萬八千九百四十一圓の内森林収入は八百二十二萬九千五百十七圓で其の三割四分餘を占め本島財源中最も重要なものである。

第二 森林の管理

前記の如く本島の森林は其の面積、蓄積等により考察して相當完備せる管理機關を必要とする所であるが領有當初にあつては何等見るべきものがなかつた。明治四十一年一月樺太廳が設置せられ小規模の機關によつて森林業務を取扱はしめてゐたが昭和二年農林部新設と共に本廳に林務、林業の兩課を設け、昭和五年一月支廳林務係を廢し各支廳全管内を區域とする林務署の新設を見るに至つた。森林主事は大正五年初めて十六名を地方に配屬して以來年々増加し

昭和三年十二月定員を二百六十三名とし其の駐在所を百三十五箇所設け従前の面目を一新した感がある。又樺太廳に於ては從來虫害木を斫伐する關係上森林作業所を設けてあつたが昭和五年一月の官制改革の結果、作業所を廢止し其の事業の關係林務署に引繼ぎ林務林業兩課に於て其の企畫及び監督をすることとなつた。今此等の關係を表示すれば次の如くである。



第三 林野の区分調査

領有當時に於ける本島は殆ど全部森林を以て掩はれて居たが、其の後拓地殖民の進展と共に急速に伐採せられ、又山火虫害等に依りて森林の備蓄漸減し、昭和六年度末に於ける森林分布の概要は以下の通である。即ち國有林野面積は約二百九十萬ヘクタールで立木地面積百六十八萬ヘクタールあり、而してトドマツ、エゾマツの材積は約一億二千九十八萬立方メートル、クイマツ材積約八百八十二萬立方メートル、潤葉樹其の他の材積は約千八百九十六萬立方メートルである。

尙伐採地、ツンドラ地帯、燒跡地、草生地等の未立木地面積は約百二十二萬ヘクタールである。

此の外東京、京都、九州及北海道の各大學に移管された演習林約八萬ヘクタールがある。

第四 森林の利用

樺太森林の樹種中有用なるは數種に限られてゐるので其の用途も殆ど一定してゐる觀がある。即ち其の主要樹種たるエゾマツ、トドマツは建築、パルプ製造、包装用に使われ殊にパルプ製造には本島のエゾマツ、トドマツは本邦パルプ原料木の七割を占めてゐる状態であつて如何に本島森林が我製紙界に重要な地位にあるかを知る事が出来る。最近島内に於けるパルプ生産狀況を示せば次の様である。

年次	工場數	資材消費高 立方米	生産高		價格		計
			パルプ	紙類	パルプ	紙類	
昭和四年	八	一、三三、五三三	一、一五、三三三	一、一五、三三三	三、一六、二三三	三、一六、二三三	五、七六、八三三
昭和五年	八	一、四七、八八三	一、一九、三三三	一、一九、三三三	三、二六、二七三	三、二六、二七三	五、八三、三三三
昭和六年	八	一、〇九、七五九	一、一五、二二二	一、一五、二二二	一、八、三三、三三三	一、八、三三、三三三	四、九七、九七三

又建築用材及包装用材として島外に移出せらるる量は最近四五箇年には少くとも二百八十七萬余立方メートルを超え、内地に到る處に樺太材を見ざる所なき迄に販路を擴張するに至つた。

尙官行斫伐に就きて一言せんに大正八年樺太南部を襲つた松枯蠹の被害は其の面積二十二萬町に及び何時底止するかも不明であつたので之が應急策として大正十一年より官行斫伐を行ひ差し當り四箇年間に立木四千石を伐採し丸太二千石を造材して五年目に全部搬出する計畫を樹てたけれども努力の不足に伴ふ資金の暴騰により當初の計畫通り施行

する事が出来ず昭和元年度に至つて大體豫期の仕事を完了する事が出来た。そして臨時作業所は廢止になつたけれども官行斫伐は其の後生立木の伐採に迄擴張せられて今日迄繼續されつゝある。

第五 造林事業

明治四十五年豊原に苗圃を設け僅かに播種及天然生トドマツ、エゾマツの苗木の移植を試験的に行つて來たが其の成績に鑑み漸次擴張を重ね昭和六年末に於ては苗圃所在箇所數十七、面積百三十八ヘクタール、養生山出苗木數六百萬本を産出する迄になつた。而して山地植栽は大正九年初めて落合附近の山火跡地にトドマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試験的に行ひたるに發芽が良好で植樹造林に比し經費を要する事少く大面積の施業に適してゐるので主として播種造林を實行して來たけれども、本島の播種造林は幾多考慮の餘地があるのみならず伐採跡地は天然下種により充分更新し得るので其の後人工造林は特殊の立地關係以外には施行せざる事とし専ら植樹造林の方針を以て進みつゝあるのである。今最近五箇年の人工造林の状況を表示すれば次の通である。

年 度	播 種 造 林		植 樹 造 林	
	面 積	經 費	面 積	經 費
昭和四年	二、四四二 <small>(ヘクタール)</small>	五五、一一五 <small>圓</small>	一、三九九 <small>(ヘクタール)</small>	九三、七四三 <small>圓</small>
同 五 年	四四五	一四、一七六	一、七五二	一二四、九七三
同 六 年	一	一	二、五四六	七七、四〇九

第六 森林保護

森林被害の最大なるものは火災である。元來本島の森林は大部分エゾマツ、トドマツの密林で此等森林の伐採跡地は末木枝條が山積してゐるので春期早燥期に到れば非常に可燃性のものとなつてゐる。殊に林地は腐蝕土の層が相當深いので火は忽ち此等に燃へ移り地中深く侵入する。此の山火の爲に年々亡失する樺太の資源は實に大なるものであつて昭和六年に於ては火災件數二十四件被害面積五千三百九十五ヘクタール、直接の損害額約四萬圓、消防費二萬九千圓に達し此の外多數の家屋人畜の被害等があつた。

右の様な事情にあるので本島の山火の警防は林政上頗る重大なる問題であるので廳當局はあらゆる方法を以て之が防

止に努めてをる。森林盜伐も相當多いけれども山火の被害に比ぶれば殆ど云ふに足らない。此等の被害は森林主事の増員により漸次減少の傾向を辿りつつある。

第七 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒流域に約二萬ヘクタールを割りて東京帝國大學演習林が設置せられ、之と相前後して北海道、九州、京都各大學の各演習林が設置せられたのである其の概要は次の通である。

(昭和六年三月末現在)

演習林	所在地	設定年月	面積	材積	
				針葉樹	闊葉樹
東京大學演習林	茨城県茨城村相川流域 小田寒川流域の一部	大正三、四月	(ヘクタール) 二一、八一九	千立方米 二、五五七	千立方米 二六四
京都大學古丹岸演習林	古丹岸郡泊川流域	同 四、一二	一九、九三三	三、三五三	一三四
同阿屯演習林	敷香郡敷香町幌内川支 流亞屯川流域の一部	同 五、二			
北海道大學演習林	久春内郡三演村 珍内川流域	同 二、六	一九、七四六	四、〇七七	二五三
九州大學演習林	敷香郡敷香村幌内 川支流保惠川流域	同 三、四	二〇、三四五	三、〇七二	一九二
合			八一、八四三	一三、〇五九	八四三

此等各大學の演習林は學生各種の演習に供するは勿論であるが傍ら本島森林の植生調査、氣象と森林の關係、森林植物、施業方法の調査等凡そ本島林業に關する重要な研究は一として此等演習林に俟たざるはなく本島森林開發、利用更新上誠に必要なるものである。

第八 林業試験

凡そ各級の産業開發には其の基礎を嚴密なる試験研究に俟たざる可からざる事は勿論であるが本島に於ても林業關係の試験は明治四十三年に始つた。併し乍ら當初は主とした試験研究であつたが、其の後豊原在の大澤に二千數百町の

地を下し各種更新法の試験を初めとし測樹の試験等をなしたが此の試験林は山火のため燒盡したので大正十四年に保呂に試験地を設け造林利用、更新保護の試験をなした。然るに昭和四年中央試験所が設置せられたので従來林業課の主管であつた此の試験事項は試験所内の林業部の主宰する所となり、試験研究は全く面目を一新するに至つたので本島林業經營上一段の進展を見る事が出来るであらう。

第九 林政改善

昭和七年従來の林政上の缺陷に鑑み左の諸點に亘り改革方針を發表し之が實現を期する爲技手九名を増員し目下實行に専念中である。

- 一 農林適地區分を完成し施業案の編成を了すること。
- 二 隨意契約を極力制限し之に代るに競争入札を以てし更に年期賣拂制度を廢止し唯現存の年期賣拂契約に就ては適宜整理の上存續を認むること。
- 三 樺太材島外移輸出數量を統制し市價の維持安定を計る爲昭和七年度に於ては之が數量を八百萬石に、同八年度は七百萬石に、更に九年度以降は漸次遞減せしむること。
- 四 従來の賣拂單價劃一制を廢止し單價算出の基礎因子に就き慎重な基本調査を行ふこと。
- 五 賣拂立木調査法を改善すること。即ち調査員に對し調査夫を充分に監督し得る餘裕を與ふると共に傭人の全部を官役夫と爲し皆伐調査の場合は賣拂毎木に番號を記し伐採以前嚴重な實地監査を行ひ又伐採後の跡地檢査に付ても更に嚴格を期すること。
- 六 契約不履行者の整理並林務關係諸法規の改廢を行ふこと。

第四項 關東州

第一 林野概況

關東州内の林野面積は九萬四千三百三十六町歩で全面積の三分の一強に當り、既成林面積は七萬五千三百八十九町歩である。

當州の山地は重粘質壤土であるので周到な管理の下に施行せらるれば將來良好な樹林地として更新をなす可能性があるが實際に於ては既往數百年來濫伐の弊に陥り加之野火、放牧及採草の慣習等の爲州内到處所秃山と化し、地力減退せる箇所頗る多く、且地表は落葉雜草等の地被物が少いので降雨毎に表土流出し殊に丘陵地の基脚部は水蝕作用を受け崩壊し地隙を生じ尙河岸地は飛砂の爲附近耕地を埋没せる箇所を生ずるに至り樹林地は唯僅かに河岸地、墳墓地、村落及寺廟等に見るのみである。

之を森林植物帯より論ずれば所謂落葉地帯に屬し、森林として完全に鬱閉を保つて居るものなく只落葉潤葉樹中の陽樹を存するのみである。山地に自生する主要樹種は赤松、柳類、白楊類、楡、榿類、柞類、樺類、楓類、赤楊類、樺類、胡桃類、皂莢、棗、公孫樹、せんのき等である。

第二 林野に對する施設

關東廳内務局殖産課直屬として官設苗圃を旅順、大連、金州の三箇所位置其の下に三十五箇所の地方苗圃を設置し、地方苗圃の作業は各民政署に配屬せる林業技術官適宜巡回して其の指導監督に任じ且最寄警官派出所の巡查をして事業の監督を助けしむる爲數次林野講習會を開き此等巡查をして林學の大意を會得せしむるに努めて居る。地方造林の

獎勵すると共に一般林野取締の爲大年二年林野保護取締規則を發布し、大正七年より山林監視所を十箇所設置してゐる。

尙林野の保護に付ては軍政時代より嚴密な注意を加へ明治三十八年告示第三十五號を以て山野の林木、路傍の並木、寺廟、公園、墓地等の立木は官民有の區別なく許可なくして伐採する事を禁じ其の他マツケムシの駆除、山火事、盜伐等に對し鋭意保護監視せしめてゐる。

官公造林の目的とする所は主として風致林、水源涵養林、魚附林の造成を計ることにして且又造林の模範を公衆に示す事であつて、日露戰役當時以來現在に到る迄この計畫を繼承して造林を實行してゐる。

植栽樹種はアカマツを主とし、クロマツ、アカシヤ之に次ぎカラマツ、ヌルテ、クリ、ニレ、ハギ等である。

尙官行造林の外に公有造林は州内會屯の事業として造林を實行し、又明治四十一年造林獎勵規則發布により造林のためには官有地無償貸下を許可し造林用種苗の無償下付を許可して居る。即ち昭和六年末現在に於ける新植造林面積は左の通である。

	新植面積	植栽本數	播種
官行造林	七五八町歩	三、六三九、九四〇本	四六石
公有造林	七〇三	八、二一八、九三〇	一三三
私有造林其の他	九七九	一一、三〇一、三〇〇	一一

第五項 南洋群島

第一 林野概況

南洋群島は到る所鬱蒼たる森林を以て覆はれ一見千古の美林を爲すの觀があるが其の内容を實地踏査すれば雜木の混
淆林であつて有用樹の蓄積は比較的少いことを知る。其の主なる原因は各島孰れも面積小なる海洋島であつて大森林
を構成する要素を缺くのみでなく從來住民に愛林の念薄く、隨時隨所より材木を伐採して毫も補植造林をなさなかつ
た事に由るものである。唯椰子は海岸附近に植栽され、住民はこれを唯一の財産として保護を加へてゐる。現在の森
林状態は右の如くで其の蓄積は甚だ少いが、在來有用樹種の數は多く又外國樹種の造林に適するもの多い見込であり
一方温度、湿度の潤澤と造林見込面積の豊富の諸條件を背景として適當な植林を行へば現在の雜木林は一變して有用
樹種の蓄積豊かな森林を形成する事が出来るであらう。

第二 椰子の栽培及獎勵

古々椰子は一般に古くより植栽せられたもので、その發育も良好で各離島に至るまで之が植栽を見ない所はない。又
その製品であるコブラは群島産業中砂糖に次ぐ重要物産であるのみならず椰子は島民の飲食物其の他の資料として日
常生活に缺くべからざるものである。然るに從來椰子林の經營法は極めて粗放で合理的に經營せられたものは殆どな
く大半は老齡樹で林相も不均一である疎密均整を缺き樹勢良好でない。故に南洋廳設置以來椰子栽培獎勵規則を制定
し新植を獎勵すると共に既成椰子林の整理を行ひ漸次良成績を擧げてゐる。現在椰子林面積は二萬九千三百五十四町
歩である。

第三 コブラ及其の他の林産物

コブラは椰子果核中の仁肉を乾燥したものであつて、本群島の移出品として重要なものである。昭和六年に於けるコ
ブラ製造高は一萬六千六百六十六噸、この價格百五十八萬七千餘圓である。猶内地に移出する年額は百十二萬圓に上る。
林産物としてはこの外象牙椰子、マンクローブ、鐵木、紫檀、ウカール、タマナ、ブラキヨース、アンモイ、シヤタ
ーク等があつて其の材質、光澤共に優良なものがあるが古くより濫伐された結果その蓄積は極めて少い。
昭和六年中の林野物産額は左表の如くである。

品名	數量	價格
用材	三、九五六石	八、〇三四円
薪炭材	五五、五六六噸	一九九、三九四
木炭	二七七、一六八貫	四二、九〇一
コブラ	一〇、六六六噸	一、五八七、一一〇
其他	—	二、七三二、四二六
計	—	四、五六九、八六五

第三節 鑛業

第一項 朝鮮

第一概況

朝鮮は諸種の鑛物に富み鑛業の起源も亦頗る古いのであるが、李朝の末葉頃に至る迄は未だ不振の状態を免れなかつた。

つた。然るに明治二十七八年戦役後外國人にして半島の利権に注目する者頗る増加し米、露、佛、獨英、伊等の外國人にして鑛物採掘權の特許を受くるもの相次いで出づるに至つた。而して當時は二三外國人の稼行に係るものを除くの外は殆ど見るべきものがなかつたが、我國の保護政治を行ふに至るや韓國政府は明治三十九年鑛業法及砂鑛採取法を發布して鑛業制度は漸く其の緒に就いた。併合後總督府は大正四年舊法を廢して朝鮮鑛業令を制定し次て同五年朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。同令は外國人にして鑛業に關し現に既得權を享有するものを認むるの外は新に鑛業權の取得を禁じ新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ且つ鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し鑛業上必要なる土地の使用收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保護制度を確保した。此の時偶歐洲大戰の勃發に會し朝鮮の鑛業は一時空前の活躍を呈したが戦後鑛物の需要減退し一般經濟界の變調と共に依り内地大鑛業家が相次で事業を休止して引擧げて以來相當資本を有する鑛業家なく、而も鑛業金融に關して何等特殊機關のない爲結局朝鮮鑛業の現状は開かるべき寶庫が資金難の爲に閉鎖されて居る状態であつて甚だ遺憾とする所であるが幸朝鮮主要鑛物の一つである石炭は炭田調査の進捗により漸次價值闡明せられ無煙炭の開發も漸く其の緒につき有煙炭田も亦内地資本家の注目を惹くに至り其の開發は期して俟つべきである。尙近時金價昂騰の爲金鑛業にありては著しく内地鑛業家の進出を見るに至つた。

其の鑛業出願件數は大正五年乃至七年の如きは鑛物市價の昂騰と一般經濟界の好況とに惠まれて一箇年の出願件數三千乃至六千件の多數に上り歐洲戦後出願件數激減して大正十一年には僅に二百五十餘件に降下して居る。然し爾來再び増加して昭和六年には千八百餘件となり年々漸増の歩調を辿つて居る。次に鑛區は明治四十三年末七百四十鑛區に過ぎざりしものが大正七年末には三千二百餘鑛區に達し爾後一時急減し再び増加の趨勢を辿つて昭和六年末には二千

三百九十餘鑛區を算するに至つた。而してその稼行鑛區は大體鑛區數の二割乃至二割内外であつて其の内年々金銀鑛區が最も多く石炭、鐵、黒鉛等が之に次ぐものである。

又鑛産額は年に依り増減ありと雖も大體に於て漸次増加して明治四十三年には六百六萬餘圓に過ぎなかつたが昭和六年には約二千六百六十餘圓を産するに至つた。鑛産額の主なるものは鉄鐵、金地金、石炭、鐵鑛、砂鑛、金銀鑛、黒鉛等である。

今最近五箇年と併合當時との鑛産額を對照表で示せば左の通である。

種 別	鑛 産 價 額			
	昭 和 六 年	同 五 年	同 四 年	明 治 四 十 三 年
鉄	四、五八八、八八七	五、九二三、〇七一	六、七九五、三三四	三、八八、七八一
石 炭	五、一九〇、〇六四	五、三二七、九六六	六、三二一、四八五	三、七四四、九五七
金	八、九五三、四二八	六、二〇七、六六四	五、八四八、七二〇	三、七四四、九五七
鐵 鑛	八二四、〇六三	二、八〇八、一七三	三、一五三、九八八	四二一、四六二
汰 鐵		六三三、八八五	四九五、二〇八	二四二、六三一
金		一、〇七〇、四三九	一、三三三、一三三	二六二、九九二
銀		四一一、〇一二	二五、九三八	八二一、六〇九
砂 金		四二二、三一四	五一、一五九	一五三、四七七
黒 鉛				

計	銅	亜鉛	銀	粗鉛	水	タンクステン	銅	亜鉛	雲母	其他
二二四、九二一	一一八、六〇二	五、八〇〇	二五、三三七	七、一五四	三五、四八五	一〇、一〇六	二五三、六三二	二二、五九八、三七七	二四、六五四、四六三	二六、四八八、三六六
一、三九八、二二五	五、二〇〇	五八、二〇七	四九、九四八	五、二九五	六、二一六	一九、〇四三	二六〇、九三九	二六、四八八、三六六	二六、四八八、三六六	二六、四八八、三六六
一、三四八、六八六	八五、〇〇四	五九、八二〇	一二九、五二八	三三、九三一	八、〇四八	二〇、六五九	二三五、〇〇八	六、〇六七、九五二	六、〇六七、九五二	六、〇六七、九五二

備考 昭和五年以前に於ける鐵産額中には鉄鐵と鐵鐵、合金銀粗銅と金銀鐵等産額が重複して統計せられたるものである。昭和六年に於て此等の點を訂正したる結果總産額が前年に比し減少するに至りたるものとす。

更に朝鮮の四大礦物と稱せらるる金、鐵、石炭、黒鉛並朝鮮の特産礦物と稱すべき明礬石及重晶石に付其の狀況を略述すれば左の通である。

金 朝鮮に於ける金の分布は全鮮に亘るものであるが就中平安北道、黃海道、忠清南道を主産地とし之に次ぐは全羅南道、平安南道、慶尙南道、江原道等である。砂金は忠清南道、平安南道、全羅北道を其の主産地とする。鑛山

の著名なるものは東洋合同鑛業會社（米國會社）に屬する平安北道雲山金山及漢城鑛業會社（米國會社）の經營に係る黃海道遂安鑛山である。之に亞ぐは有信鑛（舊稷山）大楡洞鑛山（元昌城佛國人金鑛）慈城鑛山等にして各相當の規模を有して居る。其他尙州、林川、龍城、九峰山、高靈、北洞、樂山、光陽、三成、桃花、三德等有望の金鑛が尠くない。順安及稷山は重要な砂金地にして共に機械操業の準備として試錐調査を終り稷山金鑛は大正六年末砂金浚渫操業を開始し本邦に於ける斯業の先驅者として、十餘年間事業を繼續して良果を收め又昭和四年更に三菱鑛業株式會社は金堤砂金鑛に浚渫船を浮べ採金に従ふ等極めて大規模の事業を開始した。昭和六年末に於ける稼行鑛區は二百六十六鑛區であつて一千五十五萬三千圓を産出し内百十萬餘圓は内地へ移出して居る。

鐵 朝鮮に於ける鐵鑛床は黃海道、忠清北道、咸鏡南道を主要賦存地とし其の他江原道、平安北道等には相當鐵鑛地帯の存在を豫想せられ大體埋藏量は普通優良鑛に於て約二千萬噸、選鑛を要する貧鑛に於て約五億噸と稱せられて居る。現在稼行せるものは大部分三菱兼二浦製鐵所の自營に係るもので其の他に於ては咸鏡南道利原鐵山、平安南道价川鐵山、黃海道黃州鐵山及八幡製鐵所所管載寧及殷栗鐵山等が其の主なるものであつて昭和六年末現在稼行中のものは二十三鑛區にして其の採掘高は約四十二萬噸で内約十八萬噸を輸移出して居る。總督府は製鐵業獎勵法に依り毎年四拾七萬餘圓の獎勵金を出して居たが昭和七年度豫算に於て五十三萬圓を計上するに至つた。

石炭 朝鮮に埋藏せらるる石炭は内地に見ることの出来ない良質の無煙炭と稍々常盤炭に類似せる有煙炭と極めて炭化の進まざる泥炭とに區別される。炭田の主なるものは咸北炭田を始とし咸興、鳳山、安州の各有煙炭田であつて目下未稼行地にして有望視さるるは慶興、平南北部三涉高原及江界の諸炭田である。埋藏量は調査未了の炭田多い爲正確な計算が出来ないが無煙炭七億二千萬噸、有煙炭三億八千萬噸と稱せられて居る。昭和六年末に於て稼行

中のもは六十六鑛區であつて其の採掘高は有煙炭四十一萬七千餘噸無煙炭五十一萬八千餘噸であつて内約三十一萬五千餘噸は内地へ移出して居る。

黒鉛 鱗狀と土狀の二種あつて鱗狀黒鉛は平安北道、咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道、咸鏡南道を主要産地とし共に品質が良好である、鑛山の主なるものは土狀にありては山野月野鑛山、小宮黒鉛鑛山、山下咸昌鑛山等であり鱗狀にありては安田江界鐵山、柴田義州第一鑛山、黒田城津黒鉛鑛山等である。昭和六年末現在稼行中のものは三十五區であつて一萬四千噸を産出し、約一萬五千餘噸輸出し内他の需要を充たして尙世界の市場に其の聲價を博して居る。

明礬石 アルミニウムは自動車、航空機の發達並電氣事業の進歩に伴ひ軍需品並一般工業の必要的材料として愈其の重要性を加へ來れるに之が生産は全然内地に於て見る能はずして其の悉くを輸入に俟つの狀勢である。然るにアルミニウムの原料たる明礬石は全羅南道玉埋鑛山、黃山面鑛山、聲山鑛山、加沙島鑛山に於てアルミニナ二六%乃至三〇%を含有するもの約五百五十萬噸、アルミナ一五%内外を含有するもの約三千五百萬噸の埋藏量を有して居る。而して現に採掘中のものは玉埋山及黃山面鑛山の二鑛區にして其の産出高は昭和六年に於て約一萬四千噸、六萬三千七百六十四圓である。

重晶石 各種バリウム化合物の製品として主として顔料、ゴム製造用、皮なめし用、硝子及製紙等に用ひらるるものにして江原道金化郡は其の主産地である。その他京畿道水原郡、忠清北道忠州郡、慶尙南道統營郡、河東郡、黃海道載寧郡、谷山郡、平安北道義州郡、慶尙北道慶州郡等にも相當埋藏量を豫想せられて居る。然し乍らこれが採掘事業は比較的新しく鑛山の見るべきものは唯江原道金化郡岐橋面鶴芳里の昌道鑛山である。該鑛山は鑛脈二十數

條よりなり全山重晶石なりと言ふも過言でない狀況であつて現に露天掘にて採掘して居る。然し操業の規模至つて小さく生産額も僅少である。昭和六年の生産高は五、四六〇噸に過ぎない。然れ共内地に於ては奥羽地方に僅かに産出されるのみであつて之が必要を充たす能はずして海外より輸入して居る狀況なるを以て朝鮮に於ける埋藏量の開發は今後益々重要である。

第二 鑛業に對する施設

一 鑛床及地質調査

朝鮮に於ける鑛床の性狀を調査し鑛業的價値を測知して鑛業行政の參考に資すると共に企業家の調査に便せんが爲明治四十四年度より鑛床の調査を開始し大正六年度に於て全く所期の調査を完了した。此の間に於て數名の専門家が實地踏査及鑛物岩石の調査研究を爲した事項に對しては報告書を刊行して斯業の開發に資し更に進んで實質構造を明かにし各種事業の參考に供せんが爲、大正七年度に於て鑛床調査の組織を變更し數名の専門技術者を置いて地質調査所を設け地質有用鑛物及岩石土性、水利及土木に關する地質學的事項の調査、其の他地質圖幅及適度の縮尺普實鑛床圖並調査報告書等の作製に當らしめた。然るに當時の組織を以て朝鮮全土の調査を終了するには三十箇年の長期を要し時勢の進運に伴はないから大正九年度以降更に技術者數名を増して調査期間を十五年に短縮し現に事業進行中である。

二 石炭調査及試験

朝鮮には褐炭及無煙炭の埋藏量が頗る豊富であると推測せられるのであるが一部の地方を除いては之が埋藏量に付未だ調査したことがないので此の調査を開始して鑛量を確定すると同時に其の經濟的利用法を明かにし朝鮮に於け

る燃料竝動力問題解決の基礎を確立せんが爲、大正十一年十月燃料選鑛研究所を設置し調査試験を施行することとした其の概要は左の通である。

石炭調査 主要産地たる咸鏡北道吉州、明川、鏡城、會寧、鐘城、穩城、慶源、慶興の八郡に亘る褐炭炭田及平安南道价川、順川、徳川、孟山の四郡に亘る無煙炭炭田に付地質調査を行ひ、石炭賦存の状態竝炭量を推定し試験を施して深さ二千尺以内の賦存量を確定せんとするものである。

石炭試験 朝鮮に産する石炭は褐炭、無煙炭のみなので無煙炭に付ては微粉炭の完全燃焼試験、褐炭に付ては重油、揮發油、骸炭代用品、瓦斯及煉炭原料ピッチを製造し得る乾餾試験等を實施し各種石炭固有の性質に従つて徹底的に利用の途を構せんとするものである。而して炭田調査に付ては大正十二年度以降地表調査並試験作業を續行すると共に石炭試験に付ても種々攻究を重ねつつあつたが、石炭試験は豫定の試験項目を終つて昭和四年度限り之を廢止した。

三 選鑛製鍊試験

朝鮮に於ける鑛山の多くは選鑛製鍊の施設を缺き多少の施設を爲すものも概ね姑息幼稚で未だ十分な成績を示すに至らぬ爲に利潤を見ることが少ないのみならず鑛業の發達を企圖することが出来ないで朝鮮の鑛山に適應する處理方法を研究し併せて之が普及に努め朝鮮鑛業の振興を計らんが爲主として金銀鑛及黒鉛の選鑛製鍊試験を施行し兼て其の他の鑛物の處理及利用に付試験研究を爲すもので大正十二年度に於て之が設備を爲し同年度以降漸次研究改善を重ね斯業の開發を促しつつある。

四 鑛業の指導監督並教育

朝鮮の鑛業は一般的には未だ幼稚であつて鑛主の技術に關する素養の乏しい者多く不完全なる舊來の操業方法を墨守して採算不引合等の爲稼行中止の止むなきに至る者が少なくない。仍て是等の當業者を實地に就て指導し操業の知識を注入し有利に經營せしむる爲技術員を派して普く稼行業鑛山を巡視せしめ更に大正十二年新に鑛業に關する技術官派遣制度を設けて民間の希望に應じて鑛業に關する調査設計及鑑定を爲さしむることとなした。

又鑛業に對する監督としては鑛業の状態を調査し報告を徴し操業を督勵し或は鑛産額の調査を爲し尙隨時鑛山を巡察して鑛業簿鑛夫名簿竝坑内實測圖を調査して居る。

尙鑛山に關する技術者の養成は鑛山開發の一要素たるを以て大正五年度より設立の京城工業專門學校内に鑛山科の設置を促し總督府鑛務課勤務の吏員をして一部の授業を擔當せしめ毎年五六名の卒業生を出して居る。

五 産金獎勵

國勢の現狀に鑑み金増産の緊要なるを認め金鑛の賦存状態、埋藏量等の推定及砂金鑛床の試験調査を行ひ以て起業の資料に供せんとし昭和七年度豫算に金探鑛獎勵補助費約二十萬圓を計上し、昭和七年八月府令第七十八號を以て金探鑛獎勵金交付規則を發布し將來有望と認めらるる金鑛及砂金鑛床探鑛の促進を圖りつつあり、又國立製鍊所の設置に付ても目下研究に努めて居る。

第二項 臺灣

第一概 況

明治三十九年新に臺灣鑛業規則、同施行細則、鑛業出願及び申請手数料の諸規則を發布して鑛政を整へ、更に大正十

二年府令第六十二號を以て鑛業許可臺帳の謄本、抄本、若は鑛區圖の謄本の交付、又は鑛業許可臺帳、鑛區若は鑛業出願圖の閲覧を請求し得る規定を設けた。次に本島に於ける有用鑛物の分布を見るに、全屬鑛物は極北部から東部に限られ殊に金産地としては本邦屈指のものがあり、石油は北部及中部に産し其の中心地は次第に南下の傾向がある。石油は殆ど全島に亘り中南部は特に其の兆候が著しい。されば極北から東部は金屬鑛物の産地帯、北部は煤田地、中部南は油田地と大別する事が出来る。其の稼業鑛區數は(昭和六年)

種	類	鑛	區	坪	數	該	當	地	名
金	銅	鐵	鐵	三	一、六二五、八七四	同	同	同	臺北州
砂	炭	鐵	鐵	一〇	四〇五三、三七一	同	同	同	臺北州
石	炭	鐵	鐵	一〇	一、〇二二、三二八	同	同	同	臺北州及新竹州
硫	炭	鐵	鐵	一	五、九五八、三六四	同	同	同	臺北州及新竹州
磷	炭	鐵	鐵	一	九、五八五、二一八	同	同	同	新竹州及臺南州
合	計	鐵	鐵	一五八	六八、九〇〇、七四五	同	同	同	臺北州

而して鑛産額は年々著しく増加し、左の通である。
 明治三十年 一一一、八三三 圓
 同 四十年 二、二五五、七二三 圓
 大正六年 六、六八一、七五三 圓
 昭和二年 二一、一〇二、六七四 圓
 同 六年 一三、三三七、七九〇 圓

更に昭和六年の主要鑛物の産額を略述すれば左の通である。

種類	金額	種類	金額
金	七二二、七三三 圓	石	七、一六四、五九八 圓
銅	三、〇二七、七九二 圓	硫	五一、二九〇 圓
砂	一一、六一一 圓	磷	六四八 圓
銀	一〇、〇〇三 圓	原	二六三、六三一 圓
銅(沈澱銅)	一七四、四一九 圓	揮	一、七九四、二七五 圓
鐵	七〇、七五〇 圓	カーボン、ブラック	四三、五五七 圓

第二 鑛業に對する施設

一 鑛物及地質調査

領臺當時民政局殖産部に於て産業の調査を爲すに當つて地質、鑛産に關する調査も同時に行つたが明治二十九年民政を布くや、殖産部經費中鑛物地質調査費があつて五箇年を以て本調査を完了し有望の鑛業地と重要な箇所には特別調査を行ふの方針を定め、専ら實用的調査を主として事業の進行を圖り、其の後明治三十八年度から鑛物調査費を計上して

- (一) 油田調査
- (二) 煤田調査
- (三) 一般鑛物調査
- (四) 地質調査の四項目に分ち臨機豫察及特別調査を行つた。次で明治四十二年新に地質調査と土性調査の二係を殖産鑛務課に置き地質の精査と土壤の理化學的調査を行ひ、其の後土性の調査は同四十五年に至り農事試験場に移管した。

更に油田地精査と東部臺灣の砂金調査の必要を認め共に四箇年繼續事業として昭和二年度より作業を開始し昭和五

年度を以て豫定の調査を完了した。

二 石油鑛業獎勵

油田調査に依つて石油の分布は殆ど全島に亘ることが明かになつたが、これは總督府が助成として明治四十二年度以後、深さ二千尺以上に達すべき適当な鑿井設備をしたものに對しては鑿井費の一部を補助し、大正十三年度迄繼續し經費の都合に依つて大正十四年度から其の豫算が削除せられたが、昭和五年度から再び補助金十萬圓を計上して既設の事業を獎勵するは勿論處女油田の開發にも努め、本島石油事業の向上發展を期して居る。

三 天然瓦斯

臺灣に於ける天然瓦斯の包藏量は頗る豊富であつて、同島の中部より南部の各地に亘つて自然の噴出を觀るの狀況である。

從來臺灣に於ける石油の鑿井作業中、強烈なる天然瓦斯の噴出に依つて屢々其の掘進を妨げられた事跡より按ずるも、天然瓦斯が如何に豊富なるかを察知し得らるる。現在新竹州錦水に於ける日本石油株式會社の試掘井たりも多量の天然瓦斯を噴出しつつある。同社は之より一日四百石のガソリンを採取すると同時に其廢棄瓦斯よりは日産四千封度のカーボンブラツクを製造し一部は鑿井其の他の自家動力燃料用に使用しつつあるも大部分は空中に逸散しつつあるの狀態であるからカーボンブラツク製造工場を増設並工場用燃料としての積極的利用を計畫するに至つたが更に其の利用方法を研究するの必要上から、臺灣總督府は之が研究費を計上して調査研究をなしてゐる。之が研究の結果は獨りガソリンの採取及自家燃料用に限らず廣く發電又は化學工業原料として利用せらるべく期待されて居る。

第三項 樟 太

第一概 況

明治三十八年邦領となるや全管内に鑛業の絶對禁止を聲明し爾後幾多の調査と變遷を経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地と同一の制度の下に開放するに至つた。鑛業、砂鑛業の出願件數は左の通であつて、昭和六年末現在許可採掘鑛區數は五十八である。

年次	出願	許可	年次	出願	許可
明治四十一年	一四	一一	同 五年	二九五	一七〇
大正八年	八一三	九五	同 六年	二一八	九九
同 四年	二六二	一七九			

採掘鑛區數

年次	石炭鑛區	石油鑛區	金屬其他鑛區	年次	石炭鑛區	石油鑛區	金屬其他鑛區
明治四十一年	二	一	一	同 五年	四五	八	四
大正八年	二〇	一	一	同 六年	四六	八	四
同 四年	四五	五	四				

以上の表に於て見る如く本島の鑛業の主なるものは石炭鑛業にして昭和六年には約六十四萬疋を産し、炭田の主要なものは南部、中部、北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等で中生代白堊紀の岩層よりなる西樺太山脈の西側に於て該白堊紀層に接する古第三紀層及新第三紀層に發達し夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向

斜構造をなしてゐる。其の推定埋藏炭量は十二億五千四百萬疋(未調査區域を除く)である。

〔註〕 我國石炭の埋藏量は商工省鑛山局の調査(自昭和四年至昭和六年)に依れば未探掘炭量百六十六億九百万噸、其中現存炭量五十九億六千万噸

石炭に次では石油で其の他の鑛物にあつて金、砂金、含銅硫化鐵鑛であり建築用及土木用の石材類としては花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等である。

尙石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せらる。

第二 鑛業に對する施設

一 地質及鑛物の調査

樺太に於ける地質及鑛物の調査は明治三十八年以來全土的に施行せられ、爾來現在に及ぶも調査委員の不足、僻蒼たる森林の障害及交通不便の爲め未だ完了するに至らない。

二 炭田調査及石炭の低温乾留試験

大正十四年度より封鎖區域中比較的開發の容易なる中部、内淵炭田及南部、内幌炭田並北部、内川炭田に於ける炭層賦存の状態及炭層地帯の地形測量を行つて居る。

尙樺太炭の利用法研究の一端として大正十一年中内幌炭、川上炭及内淵炭を商工省燃料研究所に送つて石炭の低温乾留試験を行つた結果左の如き得率を示して居る。

半成骸炭	川上、内淵炭 六五・六六%	内幌炭 五六・五七%
------	------------------	---------------

低温タール	一一・一二%	一〇%
低温ガス	一五〇立方尺	二〇〇立方尺
硫安	約五 疋	約五 疋

三 石油調査及油田の試験

昭和二年度より從來の方針に替へ、五箇年の繼續事業として樺太全島に於ける第三紀層の石油にする地質構造を調査する計畫の下に地域を分つて進めつつある。目下本斗町島舞澤及落合町圓山に於て、日本石油株式會社をして試験せしめ樺太廳は之れに補助金を出して居る。

第四項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 概況

關東州及滿洲は全域に亘つて鑛産物に富んで居るが最も有望で且埋藏量の豊富なものは石炭であつて砂金、鐵鑛、マグネサイト、ドロマイト、耐火粘土、石灰石及珪石等が是に次いで有望である。左に關東州並鐵道附屬地の鑛業狀況を示せば次の通である。

鑛産物數量價額			
鐵	千噸 九五〇	千圓 一、〇四四	千斤 一一〇
石	噸 八、〇一八	圓 五七、三五七	噸 七一〇
		石 苦	千圓 二八
		灰	
		石 綿	千圓 七八

鑛業に従事する鑛夫及勞役夫延人員

日本人	六二八
滿洲國人	一一、七四六
合計	一二、三七四

稼業鑛區數

鐵鑛	三
石鑛	一

石炭	四
灰石	一五

第二 鑛産状態

金鑛 金鑛の有望なものは未だ發見されて居ない。滿洲國人の幼稚な採掘法に據り試掘されたまま放棄した廢鑛は可なりある。

又砂金は滿洲各地に採掘される。即ち南滿洲に於ては各河床に沿うて砂金鑛があり、殆ど官有であり、特に黑龍江岸に著名なものが多い。

銅鑛 銅鑛は吉林省に於て二、三の銅鑛が精鍊を兼ねて發掘されて居るが經營方法が幼稚で、鑛量の豊富にも拘らず産出額は極めて少い。

鐵鑛 鐵は滿洲の鑛物中最も豊富なもので、南滿洲の鞍山鐵鑛は已に採掘され製鐵所に於て精鍊されつつある。尙本溪湖煤鐵公司の經營にかかる廟兒溝鐵山がある。其他奉天、吉林兩省に於て既に發見されただけでも多數に上つて居るが鑛は總體に低く廟兒溝鐵鑛の大部分は三〇—四〇%の鐵分で鞍山は三〇%以上の含鐵硅岩即ち一次的のものが大部分を占め之に二次的構成に成れる富鑛五五%以上のものが局部的に發達して居る。

石炭 石炭は滿洲重要鑛物中の第一位で撫順、本溪湖、烟臺、長春、關東州の各地方に産し埋藏量は十五億噸以上と推定され、地質の時代は、古生代石炭紀二疊紀、中生代侏羅紀及近生代第三紀層の別がある。

油母頁岩 撫順産のものは露天掘の豫定區域のみにても七百五十尺迄を採掘するとして五億二千萬噸を採取出来るものと豫定され此の收油量は原油二千七百五十萬噸である。

第五項 南洋群島

本群島に於ける鑛産として見るべきものは唯アンガウル島に於ける燐鑛あるのみで、同島は東西約一里、南北約一里の小島で鑛層の厚さ三米乃至六米にして其の蓄積量二百四十萬噸と稱せられて居る。本鑛は今より二十二年前獨領時代獨逸南洋燐鑛株式會社によりて採掘着手せられ目下は南洋廳の經營に屬し昭和四年度以來の各年移出額は左の通である。

年次	移出額	金額
昭和四年度	六四、四五九噸	一、四一四、八七五圓
同五年度	五五、四五五噸	一、一五三、四六四圓
同六年度	五九、二五一噸	一、二二五、七六九圓

昭和六年末の使用人は雇員四人、傭人一三人、職工鑛夫四三三人である。外に西カロリン群島バベルタオブ島中に褐炭の埋藏もあるも特筆する程度のものでない。

第四節 水産業

第一項 朝鮮

第一 水産概況

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長九千三百二十五哩に達し地勢、氣候及潮流の關係等天恵に厚く水族饒多にして有利の漁場に富んでゐる。即ち(一)日本海方面沿岸は東朝鮮漁場を中心として沙懸崖相交つて好箇の海岸漁場を形成しリマン海流は北より寒帯性水族を送り、對島海流は南より暖帯性水族を齎し、而も水深く魚介類の棲息に適して居る。就中鰯、明太魚、鱈、鯨、鱒、鯖、鯖漁業の如きは最も有望である。(二)朝鮮の南部多島海方面は大小の島嶼基布し沿岸亦凹凸多く水深概ね八十尋内外にして漁具の使用に適し寒暖兩海流交錯して水産物の分布豊である。就中釜山、馬山、巨文島近海に於ける鱈及鯖漁業、鎮海灣麗水附近の鱈漁業が著名である。(三)黄海方面は河口、港灣に富み淺灘多く島嶼此の間に點在し海底は概ね淺で春季暖流の回流に伴ひ、石首魚、鯛、鯖等の魚群放卵の爲淺海に蟄集する。而して七山灘、煙島近海、延平灘の石首魚漁業は咸鏡南北道の鰯及び明太魚漁業、慶尙南北道の鱈及鯨漁業と共に著名なる漁業である。其の漁獲高及製造高は左の通で併合當時と比較するときは激増を示して居るも近年財界不況の影響を受け漸減の歩調を辿りつつある。

明治四十四年	漁獲高	製造高
昭和四年	六百七十六萬圓	二百六十五萬圓
	六千五百七十萬圓	四千四百八十一萬圓

同 五年	五千十二萬圓	三千三十八萬圓
同 六年	四千六百五十七萬八千七百七十圓	二千七百七十六萬圓

昭和六年二百萬圓以上の産額を有する漁獲高及製造高を示せば左の通である。

鱈	六百四十一萬九千六百六十八圓	鯨	四百六十三萬圓
鯖	五百三十一萬二千七百三十八圓	油	二百八十六萬圓
石首魚	三百五十二萬七千一百一圓	鰯	二百五十一萬圓
乾海苔	二百一十一萬圓		

漁業の基本制度は漁業の免許、漁業の許可及漁業の届出の三種に區別してゐる。而して漁業免許出願其の他の手續を爲すものは府令の規定に依り一定の手数料の納付を要し尙漁業者は地方税として漁業税を賦課せられる。昭和六年度の處分件数は免許千七百七十六件、許可一萬九千六十五件、届出一萬三百六十五件である。猶水産業者用船舶數四萬四千四百三十五隻、水産業に従事する戸數は十八萬七百八十一戸の多數に上つてゐる。斯の如くであるが之を内地の水産業に比すれば尙遠く及ばないので、今後適切な施設と相俟つて斯業の發展を圖らねばならぬ。

第二 水産に對する施設

一 水産團體

水産會 大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、道の區域を單位とする道水産會及此れが聯合組織である朝鮮水産會の二階級に區分して設立した。水産會は公共團體あつて水産業の改良發達を圖るを以て目的とし各種の施設經營を爲す一面に於て國家水産行政の補助機關たる性質を有してゐる。其の施設事業は道水産會に在りては水難豫防、救済、醫療、施藥、各種の試験及調査、水産業の指導獎勵等にして、朝鮮水産會に在りては機關雜誌發行、道水産

會の助成、水産業の指導獎勵等であり、國庫補助として、大正十四年以降毎年二萬四千圓を受け健全なる發達を圖つてゐる。

漁業組合 明治四十五年二月漁業令に基いて漁業組合規則を發布し、以て漁業組合の設立を獎勵して來たが昭和四年一月漁業令の改正と共に漁業組合規則も亦改正された。組合の事業は主として漁業權を取得し、又は漁業權の貸付を受け、漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、漁業必需品の共同購入、養殖場施設、貯氷庫及冷藏庫並倉庫の設置等の施設をなすことである。此の漁業組合に對して其の普及と共同施設とを促進せんが爲大正十一年度より國庫補助を開始し、昭和六年度は約四萬圓を支出してゐる。同年度の組合數は二百九、組合員十萬八千七百四十九名である。

水産組合 水産組合は漁業者又は水産物の製造取引若は保管を營業とする者を以て組織せられ當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正するのを以て目的とし現在十組合、組合員數一千八百人に達し漁業者を以て組織するもの三、製造業者を以て組織するもの六、取引業者を以てするもの一にて夫々相當の活動を爲してゐる。

二 水産製品の検査及輸移出

水産製品の改良統一を圖る爲大正七年五月水産製品検査規則を公布し、同年七月一日より施行したが昭和二年大改正を行ひ、次で昭和四年五月同令の一部を改正した。昭和七年十月現在検査所は仁川、釜山、甘浦、統營、麗水、莞島、木浦、濟州、鬱陵島、元山、雄基、清津、漁大津、城津、長箭、注文津、鎮南浦、新義州、新浦、浦項、西水羅、遮湖、三陟、丑山の二十四箇所に置き税關に配屬してゐるが此の内鬱陵島、長箭、莞島、西水羅、遮湖、三陟、丑山は臨時期間を定めて検査を行つてゐる。而して昭和六年度検査數量三百十二萬四千六百六十二個、價格一

千二百二十八萬六千七百七十七圓に達した。

朝鮮より輸移出してゐる鮮魚及製造品は貿易品の主要なもので、昭和六年度輸出百四十二萬三千九百九十八圓、移出一千九百二十五萬七百四十四圓の多額に上つてゐる。鮮魚は主として内地に、鹽乾魚類は支那に、魚油（昭和六年度製造高二百五十七萬三千七十九圓）は殆ど全部内地に、此の魚油の滓より製する肥料（昭和六年製造高四百二十六萬六千六百三圓）も多くは輸移出をなしてゐる。

水産物の輸出は支那が隨一の華客で特に大正十三年より上海航路の開始せらるるに及び支那輸出の機運旺盛となつたから水産物支那輸出組合を組織し昭和二年度から上海に専門の組合員を駐在せしめて對支貿易の發展を圖つてゐる。

三 水産試験及調査

水産に關する各種の調査試験の爲大正十年釜山に朝鮮總督府水産試験場を設置し、單なる内地模倣に止まらず更に學術的基礎の上に立つて徹底的に試験調査を行はんとして着々遂行しつつある。其の重なる試験項目は左の通である。

- 漁撈部 漁業試験、漁船試験、漁具試験
- 製造部 冷蔵試験、網地防腐劑の研究、凍乾明太魚試驗、海苔製造試験
- 養殖部 池沼堤堰利用養殖試験、干潟利用養殖試験
- 海岸調査部 沿岸定地海洋觀測、海流調査等

四 水産教育

地方費を以て水産學校を設け或は水産に關する傳習、講習を行ふ等一般當業者の智能啓發に資し、現在は統營公立水産學校以下五校設置してある。

五 魚市場及漁港

大正三年九月發布の市場規則中特に魚市場に對し幾多の例外を設けて水産物の需給を圓滑ならしめ且取引の安全を期してゐる。而して魚市場の經營並に營業に付ては許可を要することとしてゐるが昭和六年には經營許可並營業許可を併せ受けたものが二十三箇所、營業許可のみ受けたものが十二箇所ある。此等魚市場の取扱高數量九百二萬六千四百四十四貫、其の價格五百九十六萬二千五百七十圓に達してゐる。

朝鮮に於ける地方港、漁港は其の數合して三百餘港あるが多くは天然に委ねて人工を加へないから人命、船舶の慘害を蒙るものが尠くないのである。故に此れが修築は極めて緊急事である。大正元年以降昭和五年度迄十九年間に地方港及漁港の修築をなしたものが三十六港あるが此の内國庫補助に依り修築したるもの二十三港あり、其の補助額二百十二萬九千八百六十六圓である。尙昭和六年以降三箇年繼續事業として國庫補助に依り修築のものは十箇所である。其の國庫補助豫定額は百三十四萬五千圓である。此の外、道地方費及邑面等の公共團體は自己の費用を以て修築し人命、船舶の安全を圖つてゐる。

六 保護獎勵

漁業取締に關する漁業取締規則は昭和四年一月漁業令と共に改正され取締制度の整備をなし、漁具、漁法、漁場、漁期、採捕物の體長等に付ても一定の制限を加へ、有毒物、爆發物及電流の使用を禁止し又密漁に對しては監視船に依り取締を嚴にしてゐる。

水産業の直接の指導獎勵は主に地方廳が行つてゐるが、昭和元年からは沖合漁業用優良漁船の建造に對し同年度より八箇年の繼續計畫に依り國庫補助をなすこととし、昭和元年度には五萬八千五百圓支給したが、昭和二年度より補助額を十萬五千八百圓に増額し目的の貫徹に努めてゐる。海苔、牡蠣養殖業の促進の爲昭和二、三年度に各二萬一千圓、昭和四、五年度共四萬二千圓、昭和六年度三萬一千九百二十圓を補助した。又漁獲物處理の爲貯氷庫及製氷工場の設立を獎勵し、昭和四年度製氷工場に一萬九千二百七圓、貯氷庫に五千三百九十六圓、昭和五年度製氷工場に二萬四百二十七圓、貯氷庫に三千六十六圓を國庫より補助したが、昭和五年度限り廢止した。此の外朝鮮水産會、漁業組合及漁港等に對しても國庫補助をしてゐる。

當地方廳は地方費又は府、郡、島臨時恩賜金利子を以て其の地方に適應する水産業の助長獎勵をし一面内地漁業者の移住を獎勵する等銳意斯業の發展を企圖してゐる。

第一 水産概況

一 概況

本島は四面環海何れの漁場に出づるにも便利な好位置を占めて居る。且其の沿海は各種の魚族に富み北部海面には鯉、鮪、連子鯛、旗魚、珊瑚を産し、東部海岸には鮪、惣田鯉、飛魚、西部海岸には鮪、鮪、鮪、南部には旗魚、鮪、鯉、黄花魚、鯛を産する。就中北部及南部の鯉、旗魚、鮪並支那東海の連子鯛は本島漁獲物の最たるものである。此等魚族の漁獲高は明治四十三年水産施設の定められて以來次第に増加して當時僅に九十六萬圓に過ぎなかつたもの

が昭和四年には實に一千四百四十萬圓以上に達して居る。而して昭和六年は鯉漁業、珊瑚漁業並底曳網漁業等一般漁業の不振の爲四年に比し約三百二十九萬圓の減收を來して居るが之一般財界不況の影響に因る。製造方面は本島式の製品の外主要な物は鯉節で、又養殖業は古くから行はれて居たもので其の産額は年々増加して居るが昭和六年は漁獲高の減少や財界不況に伴ふ物價の低落等の爲前年に比し何れも減收を示して居る。因みに明治四十三年と昭和六年との水産高を比較して見ると次の通である。

區別	明治四十三年	昭和六年	明治四十三年と昭和六年との比
漁獲高	九一五、四八三圓	八、四八二、七七六圓	九・二七倍
製造高	一九二、四三八	一、五二四、八六九	七・九二
養殖高	一、〇六四、五七〇	三、〇四七、二五四	二・八六
計	二、一七二、四九一	一三、〇五四、八九九	六・〇一

二 漁業

鯉漁業 明治四十二年より漁業者次第に増加し、試験船の漁場探險、節製造上の諸施設等と相俟つて年々發達しつつある。昭和六年の漁獲高二百五十八萬餘斤である。漁場は北部、東部及南部の暖流區域一帯である。
機船底曳網漁業 大正十四年五月二艘曳底機船曳網漁業が新に許可されてから勃興した漁業であつて其の漁獲物は主に黄花魚、狗母、れんこ鯛、真鯛、血鯛である。昭和六年の漁獲高は百五十九萬圓である。

旗魚、鮪、鱈延繩漁業 本漁業は大正八年以來鮮魚の内地移出に依り益旺盛に向ひつつあり、昭和六年の漁獲高は約百五十萬圓である。
旗魚突棒漁業 大正十四年以來漸次盛となり、昭和六年度の漁獲高四十二萬圓に上つてゐる。
鯉待網及大敷網漁業 主として東海岸に行はれる惣田鯉漁業であつて一漁期五十萬尾以上の漁獲のある事がある。漁獲物は節と生賣と半々である。
 以上の外鰯焚寄網其の他の網漁業、鯛、黄花魚延繩其の他の釣漁業、珊瑚採取業、石漚漁業、及石花菜採取等が行はれる。

三 製造業

昭和六年に於ける生産額は約百五十二萬圓であるが、其の大半は鯉節の生産高で其の他は概ね本島式の製品のみである。
眞鯉節 眞鯉節の製造は鯉釣漁業の發達に伴ひ總督府の指導奨励と相俟ち漸次盛況を見るに到つたもので生産高の八割九分は内地に移出し一割一分を島内で消費して居る。昭和六年の産額は約三十九萬圓である。
惣田鯉節 其の起源は眞鯉節よりも古い。主として定置漁業の漁獲を以て製造され、昭和六年の産額は十三萬圓である。

鱈鱈 専ら鱈漁業者が副業的に製造するもので粗製、精製合せて昭和六年度産額約十三萬斤、約十七萬圓で對岸支那にも輸出してゐる。

右の外鱈仔、鹽干魚、乾海苔、鯛田麩、蒲鉾、本島人式の熟魚(素煮)、魚脯(にぼし)、貝殻、珊瑚等の加工品等があるが何れも産業としてはまだ大した物ではない。

四 養殖業

養殖業は古い歴史を持つて居るもので、虱目魚養殖の如きは約二百五十年前から行はれて居たと謂はれて居る。主な養殖業は次の様なものである。

虱目魚 虱目魚の養殖は本島の養殖業中の主位を占めるもので昭和六年度の産額は百八十三萬圓、養殖業の總收穫高三百五萬圓の六パーセントを占めて居る。

鱈 臺中以南の養魚池で淡鹹兩水共に他の魚と混養して居る。收穫高は昭和六年九十四萬斤、其の價格は十三萬圓である。

牡蠣 牡蠣は臺南州に多く養殖されるが風浪の高い關係上一年以上に附いてゐることが尠いので従て小粒である。昭和六年の收穫高四百三十萬斤、約三十四萬圓である。

蝦及蟹 蝦の主なもの「うしえび」で虱目魚と混養する。蟹は所謂紅鱒(のこぎりがさみ)である。

鯉、草魚、鱈魚、鯉魚 此等は淡水魚であつて淡水養殖の主なものである。昭和六年に於ける養殖收穫高は

鯉	二百一十一萬九百斤	十二萬八千圓	鯉	魚	百四十一萬二千斤	十七萬六千圓
草魚	百七十一萬九千斤	十九萬六千圓	鯉	魚	三十五萬二千斤	四萬二千圓

第二 水産に對する施設

一 水産施設並試験調査

水産施設の經過 領臺後の水産業に關して二三の施設があつたが、根本的に基礎が確立されたのは明治四十二年初めて國庫豫算に水産試験費を計上して以來の事で之に依り新に職員を任命し其の試験調査、指導獎勵は總督府の直營に歸し、水産關係の事務は殖産局の所轄として商工課に屬せしめられた。斯くて事業の漸く發展するに従つて之を獨立の一課とするの必要を生じ大正七年を以て水産課を設けられ、大正十三年行政整理に由り農務課所轄に移つた。後更に昭和四年水産課復活して今日に及んでゐる。

試験調査 漁業に關しては總督府及各州共試験船を以て各種漁業に付き調査をなして當業者の指導に任じ、製造方面にあつては大正十二年基隆に鯉節改良工場を設け鯉節改良試験を行ひ職工の養成、製品々質の改良に努め、養殖方面に於ては大正三年新竹州に淡水養殖試験場を、大正八年に臺南州に鹹水養殖試験場を設け兩方面の水産養殖方法の試験、魚苗の配布等を行つて居た。

而して昭和四年十一月水産試験場創設され本場を總督府内に置き、基隆及臺南に支場を設け基隆支場には試験船を附屬せしめ且漁業製造、海洋調査を行ひ、臺南支場は從來の淡水、鹹水、兩試験場を合併したものである。

尙昭和六、七年度豫算を以て水産試験場の内容充實を計り新に四百噸級試験船の建造及試験場廳舎、工場等の附屬設備を爲すことになつた。

二 水産團體及魚市場

水産會 大正十三年二月内地の水産會法が施行され同年五月新竹州水産會の創立されたのを初めとし、高雄州、臺

南州、臺北州、澎湖廳に相踵いで其の設立を見、此等を統一する臺灣水産會は昭和三年八月設立せられた。
 漁業組合 大正十三年六月高雄州下の東港漁業組合の設立を嚆矢とし爾來各州廳下に其の設立を爲すものが増加し
 現在は左の五十七組合がある。

臺北州下	九組合	臺南州下	八組合
新竹州下	八組合	高雄州下	二十一組合
臺中州下	六組合	澎湖廳下	四組合
臺東廳下	一組合		

魚市場 領臺當時は何等市場の設備が無かつたが明治三十三年各街庄が此の事業を行ふ様になり後數次の變改を経て現在は市場は市、街庄又は區の區域に依り一箇所と定め、公共團體又は之に準ず可きもの、若は産業組合の經營に依らしめて居る。現在の魚市場は漁業組合の共同販賣所をも加へて八十四である。

水産關係會社 水産關係會社は昭和六年其の數十七社で其の資本金總額は一千四百十六萬圓である。

第三項 樺太

第一 水産概況

一 概況

樺太はオホーツク海と日本海との間に介在して三方海に面し、東海岸方面には鱒、鮭、昆布、蟹、蝶、西海岸方面には鱒、鱈、全沿岸に亘りて鱒の漁獲がある。此の外鮪、鮫、鯨、鰻、海鼠、柔魚、鱈、鯖を産し東岸北知床岬南方の海豹島は世界に於ける臘脂獸の三大蕃殖場の一である。又多來加湖には鮭、鮒、富内湖には鮭、來知志湖

には鱒、白魚を産する。

以上の如く各種の水族があるが其の内樺太の漁業中最も重きを爲すものは鱒、鮭、鱒である。此の三種魚族の漁業は古く松前氏が蝦夷に封ぜられた時代から既に邦人に依つて行はれて居たもので、明治三十八年樺太南半が邦領に歸して後は水産は樺太の唯一の富源と目され、殊に此等三種の漁業は其の最も重要なものとして其の漁利の保存、其の漁業の發達の爲に免許の制度を採り爾來幾多の變遷を経て今日に及んで居る。

製造の方面を見るに未だ漁獲物が充分に利用せられて居るとは言ひ難く、昭和六年には其の總額約千五十萬圓である。

又蕃殖方面の尤なるものは河川に於ける鱒、鮭の人工孵化放流の事業である。其の他湖水に於ける鯉、蜆等の蕃殖、昆布等の蕃殖保護等が行はれて居る。

二 漁業

鱒漁業 鱒は東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除く全沿岸で漁獲されるが、最近最も多く産するのは亞庭灣内及東海岸各地で、昔盛況を見せた西海岸は今では反對に漁獲が減じて來て居る。鱒漁業は免許漁業として定置、専用漁業に依らねばならないが、其の他漁業組合員には六月十五日以後沖網、十月一日以後刺網を用ひて漁獲する事が許可せられて居る。定置漁業の漁具は建網、専用漁業の漁具は刺網と小建網又は地曳網である。昭和六年に於ける漁獲高は五億四千六百八十三萬疋、内大泊支廳管内最も多く四億三千萬疋である。
 鱈漁業 鱈は東海岸に漁獲多く亞庭灣之に亞ぎ西海岸は餘り振はぬ。
 本漁業も免許漁業で漁場は多く鮭の漁場と一致してゐる。定置漁業としては建網、鰻網、専用漁業としては小建網、

地曳網を用ひる。尙其の他漁業組合員に限り配繩の使用が許可されてゐる。昭和六年に於ける漁獲高は九百三十萬疋、敷香廳管内の産額は其の内約五百六十五萬疋を占めてゐる。

鮭漁業 鮭は夏季漁獲される夏鮭と秋季に漁獲される「秋あぢ」とある。前者は東海岸敷香地方、後者は西海岸南部地方及東海岸内淵川附近を主産地とする。本漁業の漁具は配繩の外は罾に同じである。昭和六年に於ける漁獲高は約百六十五萬疋、其の内六十五萬疋は敷香管内で産する。

鱒漁業 鱒は全島沖合一帯に棲息して居るが就中其の主産地は西海岸野田方面から南方武意泊に至る間で同地方では夏季三箇月を除く外は本漁業に従事してゐる。漁期は春秋二期であるが秋魚期の漁獲高は春季の半分にも達せぬ。漁具は専ら配繩を用ひる。昭和六年の漁獲高は二千萬疋、其の内本斗管内最も多く千九百九十二萬疋である。

鱈漁業 鱈の種類は極めて多く到る所に棲息してゐる。漁法は配繩及手操網であつたが現在は機船底曳網が續出して來てゐる。昭和六年漁獲高二百七十四萬疋、其の内泊居支廳管内は約百十萬疋である。

蟹漁業 本島に産する蟹は「たらば蟹」で西海岸及亞庭灣口内外に多く専ら刺網を使用して漁獲する。明治四十二年以來罐詰製造業が勃興して本漁業も従つて隆盛を來したので濫獲を防ぐ爲に蟹及稚蟹の濫獲の禁止、禁漁期の設定を爲し蕃殖保護に努めて居る。昭和六年の漁獲高は約二百七十四萬尾、眞岡支廳管内は其の内百七十五萬尾餘を産してゐる。

昆布採取 昆布は全島に産するが其の内でも西海岸及亞庭灣内が主な産地である。昆布は昭和六年には各種製品として三百六萬疋、約六十九萬圓を産し其の内百六十二萬疋は大泊支廳管内で産する。

捕鯨業 鯨は主に長鬚で座頭之に亞ぎ春夏の候海岸近くに廻游する。現在東洋捕鯨株式會社が亞庭灣内札塔に根據を置いて従業して居るが、昭和六年は休業した。

臘納獸 海豹島は東海岸北知床岬の南方十哩にあり、長さ四百三十六米、幅六・七米の一岩島で四周の砂濱を加へて全長四百五十米幅九十一米に過ぎぬが米領フリビロフ及露領コンマンドルスキー群島と共に臘納獸蕃殖場として世界的のものである。明治四十四年日、英、米、露四國間に臘納獸保護條約が締結され國際的に其の蕃殖保護に努めて以來上陸頭數、産兒數を増加し、締結當時は最大上陸頭數七千四百一頭、産兒數二千七百頭であつたものが昭和六年には上陸頭數二萬七千九百九十九頭、産兒數一萬二千五百頭に達した。海豹島に於ける同獸の保護並獵獲に付ては樺太廳は毎年吏員を派して之に當らしめ蕃殖上有害と認めらるる一切の行爲を禁止すると共に條約の範圍内に於て蕃殖上關係の無い三、四歳牡獸及老牡獸の撲殺を爲し、獸皮は各締約國に一割宛を分配し、肉其の他は鹽、乾藏品として國內で販賣する。最近年々の獵獲數千七百頭内外である。

三 製 造 業 製造は前記各種の漁獲物を鹽、乾、燻製し或は罐詰と爲すものであるが罐詰以外のものは多く漁業者自身で製造する。今其の狀況を各に付て記せば次の様である。

鱈製品 鱈の主なものは縮粕で身缺鱈、鱈、燻製等も次第に増加しつつある。昭和六年の製造額は千四十九萬八千圓餘、其の内五百七十九萬圓は縮粕で之に亞ぐものは鱈の百二十七萬圓、鱈油の二十三萬圓である。

鱒製品 鱒は大部分漁業者の手に依つて鹽鱒に製せられるが、生賣、罐詰原料も次第に殖へて來て居る。鱒の製造高は四十七萬餘圓、生賣は十萬餘圓で製品中鹽鱒は三十四萬餘圓、罐詰は約十二萬餘圓である。

鮭製品 鮭も漁業者各自に依つて鹽藏品とせられるものが多い。昭和六年の製造額は十二萬餘圓、其の内鹽鮭は十萬餘

圓を占めてゐる。

鱈 鱈の製品は棒鱈が最も多く製造總額の五割強、四十八萬餘圓を占め鱈鱈の十六萬五千圓、鱈肝油の七萬圓及開鱈の六萬五千圓等が之に亞ぐ、生賣は二萬五千圓である。

鱈 鱈は生産高の大部分は生賣、他の一半は締粕である。即ち總額五萬餘圓中、生賣四萬餘圓、締粕一萬圓である。

蟹 蟹は殆ど全部罐詰に製せられる。大正六年には産額十二萬圓、三百十六萬五千圓に上つたが漁獲高が次第に減少したので工場の手整理を行ひ、濫獲の防止と製品の改良に力を盡しつつある。昭和六年の罐詰製造高は六萬一千八百九圓、百七十三萬七百三十九圓である。

昆布 昆布は漁業者各自により乾燥製造せられる。製造高は昭和六年に三百六萬千七百五十二疋、六十八萬九千六百圓、其の内反昆布最も多く約六十八萬圓を占めてゐる。

四 養殖業

本島に於ける養殖の主なるものは前にも述べた通り河川養殖に屬する鱒、鮭人工孵化事業で、現在孵化場は保惠川、多蘭泊川、敷香川、内淵川、阿幸川、麻内川、武意加川、櫻保川、馬群潭川及來知志川に在る。其の内初の二箇所は官營、他は民營である。昭和六年に於ける總採卵數は鱒千六百五十萬粒、鮭三千五百三十七萬餘粒、孵化放流尾數は鱒が千四百萬尾、鮭が三千三百八萬餘尾である。此の外湖沼、池中及淺海養殖としては遠淵湖の伊谷草及牡蠣の養殖、里也湖の鯉、來知志湖の蜆、南貝塚地先の北寄貝、其他池中に於ける鯉、鮎の養殖並漁業組合の施設である昆布等有用藻類の蕃殖保護の爲の投石及雜藻交除等が行はれて居るが未だ試験的施設の範圍を出でて居らぬ。

第二 水産に對する施設

一 水産施設並試験調査

樺太廳内務部水産課に於て水産關係事務を取扱ひ、試験調査は中央試験所水産部に於て之を行ふ。尙水産物の改善を計る爲大正三年以來本廳に水産物検査所を設置し、主要な製品の検査を行つて居る。之は明治四十三年以來各種水産組合が行つて居たものであるが全般に對する統一がとれないので本廳に於て行ふ事になつたもので、現在に於ては検査員八十二名を沿岸各所に駐在せしめ一定の擔當區域を絶えず巡回して検査を行はしめ、且水産物検査所より時時三名の検査監督員を派して検査業務に遺憾なきを期すると共に一面製品改良の實施指導に任せしめつゝある。中央試験所水産部は明治四十一年西海岸樂磨に設置された水産試験場が昭和四年九月から中央試験所の一部となつたもので、設置當初は製造に關する試験調査のみを行つて居たのであるが大正七年擴張されて漁撈、養殖の試験調査を行ひ且其の外に分析、鑑定、講習、講話、傳習生の養成其他實地指導にも任じて居る。

二 水産團體

漁業組合

漁業組合は明治四十一年十二月樺太に於ける漁村部落を二十區に分ち、各管内の定住漁者をして漁業組合を作らせたのに初り、大正五年更に組合の分合、新設を行ひ又は地域擴張を爲し結局二十八組合と成つた。現在の組合數は四十五組合員は四千二百餘名で、漁業資金貸付、共同販賣及購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習、講話及魚介の蕃殖保護等の共同施設を行ふ。

水産組合

水産組合は大正十三年迄東海岸建網漁業水産組合、亞庭灣建網漁業水産組合、西海岸建網漁業水産組合及此等を統一する樺太建網漁業水産組合があつたが、大正十四年整理の爲全部を解散の上改めて全島を網羅した樺太定置漁業水産組合を設立した。昭和四年に至つて新に大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合が成立して水産業の改善發達、組合員相互の利益増進に努めつつある。

第四項 關東州

第一節 水産概況

關東州は三面海に圍まれ海岸線の延長は七百餘哩、島嶼の數四十餘、舟楫の便、漁撈の利自ら天恵に浴すること厚く、爲に古來住民は水産を重要な生業として居つたと推せられるものがある。併し我國の租借以前にあつては漁政の基礎極めて薄弱、本産上の施設に見るべきもの無く且漁民は舊來の幼稚なる漁撈法を墨守して居たが爲斯業は發達すべくして發達しなかつたのであるが、明治三十八年九月關東州が我租借地となつてから邦人の移住する者多く魚類の需要大に興り、之に應じて邦人の通漁者頗る増加し年に一千二、三百人を算へ又滿洲國人にして邦人の漁法に倣ふもの日に多數を加へ茲に本州の漁業は勃興したのである。明治三十九年の水産高と昭和六年の夫れとを比較して見ると左の如くである。

	明治三十九年	昭和六年
漁獲高	一七〇、六一八	三、一五〇、七五〇
製造高	一三二、六三六	一、一〇一、三三一
計	三〇三、二五四	四、二五二、〇八一

關東州を圍む海は西は渤海、東は黄海であつて、それに産する水族で重要な物を挙げると魚類では鯛、鱒、太刀魚、石首魚、鰈、鱈、鱈、鱈、方頭魚、蝦等で又貝類では鮑、牡蠣、蛤、蜆、赤貝、螺等、海藻類では石花菜、海羅、岩海苔等である。

主な漁業根據地は大連を第一とし、旅順之に亞ぎ其他數箇所の漁業根據地又は避難港があるが邦人の根據地は大連、旅順の外は老虎灘に限られてゐる。

製造業は昭和六年に於て百十萬圓を擧げて居るが其の約八割餘は滿洲國人の生産である。日本人の製品の中では蒲鉾が首位を占め其の他は各種魚類の干製品である。滿洲國人の製品は鹽干鰯が最も多額で其の他は各種の鹽乾品及乾製品であるが製法粗雑で何等見る可き進歩なく製造高の増加は唯漁獲高の増加に伴つたものに過ぎない。

養殖業は未だ幼稚の状態を脱せず見る可きもの少いが州内は養殖適地たる干潟、淺海に富み且有用底棲生物が多いから將來試験調査の成績と指導の如何に依つては囑目す可きものがあらう。

二 漁業

州内漁業者戸口は昭和六年に於て専業、兼業合せて九千四百九十九戸、人口は同じく二萬四千四百六人、此の漁獲

高約九百三十九萬貫、二百五十萬圓である。
漁船は日本型、支那型、西洋型、和洋折衷型等で捕鯨船、機船底曳網漁船の極少数の外は皆木船である。漁船の總數は滿洲國人五千九百九十四隻、日本人百六十一隻、計六千五百五十五隻であるが動力附のものは日本人百二隻、滿洲國人三十隻である。

イ、日本人漁業

機船底曳網漁業 關東州近海は海深淺く且底質が砂又は泥である爲曳網の漁場としては最適である。本漁業は大正七年に始められ幾多の變遷を経て今に日及び昭和六年現在では定住日本人漁業者の漁船數七十一隻、同じく滿洲國人二十六隻、内地よりの出漁者六十一隻、計百五十八隻で漁獲高六十五萬餘貫、五十萬圓に上る。漁獲物はほしがれひ、ぐち、かながしら、ほうぼう、あぢ、えそ、えび、えひ、ふか等である。

捕鯨業 古來州民の迷信より之を捕る者が無く爲に海洋島附近には夥しい鯨群が游弋して居たが現時は汽船の航行と捕鯨業の開始の爲其の數を減すると共に性質が機敏になつて來てゐる。關東州に捕鯨業が開始されたのは大正四年からで、東洋捕鯨株式會社に對し二隻の捕鯨船を以て海洋島を根據地として行ふことが許可せられ今日に及んで居る。昭和四年の捕鯨數一九、同五年は一九、同六年は七である。

小型發動機船網延繩漁業 本漁業は大正十三年頃に始り帆船式と同漁業が機船底曳網漁業に依つて驅逐せられるに及んで之に代つたものである。之は島嶼沿岸を漁場とする爲機船底曳網の脅威を受ける事なく順調に進んでゐる。漁期は五月より十一月迄で五、六月を最盛期とする。

打瀬網漁業 本漁業は明治四十三年に始り次第に操業船數を増したが現在は稍不振で二十五隻の出漁を見てゐる。漁期は五月より十二月迄で順次漁場を變へて操業する。漁獲物はかながしら、ひらめ、ぐち等である。

ロ、滿洲國人漁業

滿洲國人漁業の主なるものは次の如くである。

風網漁業 一艘曳の無囊旋網の類であつて現在操業隻數二百五十隻に達し、漁獲物は石首魚である。

鱈延繩漁業 滿洲國人漁業の首位を占めるもので小平島沖、三山島東南沖、海洋島南沖及芝罘北沖等を主な漁場とし漁期は周年に亘る。

太刀魚延繩漁業 本漁業は古くより行はれ滿洲國人漁業の主要なるものの一つで沿岸近くで操業するものと遠洋式のものがある。前者は五月より十一月迄に沿岸二、三哩より七、八哩の海上で行はれる。沖合に出漁するものは四月より七月迄の間は三山島南東沖、山東省石島沖に及ぶ海面で九月より十一月迄は芝罘沖より威海衛沖に亘り距岸二十哩までの海上で操業する。

駐木網漁業 大正八年頃に山東省石島方面から輸入された漁法で一種の小型定置網であつて普蘭店管内、鏡子窩管内金州灣内を漁場とし漁期は春秋二季で漁獲物は小蝦、烏賊、鱧、鰻、鮫鱈等である。

罾網漁業 漁具の構造、漁期、漁法も前者と殆んど同じであるが規模は遙に大きいものである。

桁網曳漁業 遠洋に出漁し得ざる老幼及農家の副業的に行ふもので三月より五月迄の間は海鼠、九月より十一月迄の間は牡蠣を目的とする。

梶子網漁業 一種の建干網であつて州内の淺海に敷設せられ、滿洲國人定置漁業中の最大のものである。漁期は三月より十一月に亘り其の内四月及九月を盛漁期とする。漁獲物は春季は鱈、沙魚、蝦、石首魚、太刀魚、さより、

石首魚流網漁業 本漁業は風網と共に春季に威海衛、芝罘、鮫魚園方面に於て石首魚を漁獲するものである。以上述べた各種の漁業の漁獲高は一千二百五十四萬餘貫、四百六十八萬餘圓であるが主なるものは次の通である。

鱈	百九十七萬餘貫	五十四萬餘圓	鱈	八萬貫弱	八萬圓弱
石首魚	二百二十九萬餘貫	五十五萬餘圓	鱈	三十四萬貫弱	五萬餘圓
鯛	八萬餘貫	十八萬餘圓	方頭魚	二十六萬貫弱	六萬圓弱
太刀魚	百二十二萬貫弱	五十五萬餘圓	海鼠	四十四萬餘貫	十三萬餘圓
鮐	百十三萬貫	二十七萬餘圓	蝦	十九萬貫弱	十九萬圓弱
鱈	十萬二千餘貫	十一萬餘圓			

三、製造業

製造業が未だ充分の發達を遂げて居ない事は前に述べたが、本州は需要地として滿蒙、中支及南支を控へ、製造用鹽は安價であるし氣象上も恵まれて居るので將來發展の見込は充分あると思はれる。現在の製品は次の様なものである。鹽乾鱈 鱈の漁期は春期、秋期及冬期であるが鹽乾しに造るのは春秋の二期で冬期にはすべて生賣される。漁獲物は漁場で直に處理されるのであるが製法粗雑、用鹽不良、乾燥不十分な爲價格は百斤七、八圓を出ない。昭和六年の製造高は四十三萬餘圓である。鹽太刀魚 産額鱈に次ぎ旅順管内が産出高最も多い。之も前者と同じ理由で肉質、色澤の損耗甚しく價格も他地産に比して三四割安く、改良の必要があるものである。昭和六年の製造高は二十七萬餘圓である。

乾鱈 旅順管内に最も多く産する。昭和六年の産額は七千餘圓である。

海參 桁曳網、潜水器漁業等で漁獲したものを製するので品質は餘り佳良ではない。大粒品は上海、小粒品は奉天、營口又は州内各地に販賣される。昭和六年の産額は九萬八千餘圓である。

鹽石首魚 本品は支那人の嗜好に適し中、南支及滿洲各地到る所に需要がある。現在に於ては殆ど滿洲國人に依つて簡單な撒鹽漬とされるもので將來改良の餘地があるものである。昭和六年の産額は四百五十圓である。

四、養殖業

本州沿岸は一般に遠淺で且干潟地が多く有用底棲生物が多い。殊に牡蠣、淺蜆、海膽は産額が最も多く何れも年産十萬以上に及んで居る。而して此等は從來沿岸土着漁民の濫獲に委ねられ、積極的増殖施設を講ずるもの極めて少なかつたが近來養殖業の有望な事が認められ之を企畫するものが次第に増加しつつある。現在に於ける養殖業許可件數及其の面積を示せば

養殖物種類	件數	養殖場面積(坪)
牡蠣	六	四六一、一六五
淺蜆 其他	四	二三二、八五〇
淺蜆 其他	三	一四六、九〇〇
計	一三	八四〇、九一五

但し右の内牡蠣、蛤、淺蜆養殖の一、二のものが投石、稚貝の移殖、放養等を行つて居るのみで、他は皆單に區劃を設けて自然蕃殖に依る貝類を採取しつつあるものである。

尙淡水養殖も利用すべき水面が有るに拘らず試験時代を經過して居ない。斯くの如く本州の養殖業には未だ特筆すべきものは無いが水産試験場の各種試験調査の結果に依り將來發展すべき餘地が多いと見られる。

第二 水産に對する施設

一 水産施設並試験調査

關東州に於ける水産の施設としては關東廳内務局農林課に於て水産事務を行ひ、廳の水産試験場は各種試験調査に任じて居るが、尙改良漁船建造獎勵補助、水産會に對する事業補助金の交付等に依つて斯業の進展を圖り又水産會に於ても各種の指導獎勵事業を行つて居る。

改良漁船建造獎勵補助は大正十四年以來之を行ひ發動機附改良漁船の建造に對し獎勵金を交付して居るのであるが昭和六年迄に其の交付を受けたもの四十七隻に及び日本人經營の發動機船總數の約六割に當つて居る。

關東州水産會は大正十五年十一月に設立せられ州内の日支漁業者、製造業者及水産物の取引保管業者を包含してゐる。其の事業は旅順大連の魚市場經營、漁業資金の貸付、販路の開拓、遭難救済、會報發刊、發動機附漁船の建造貸付、漁船々員の養成等である。

試験場で行つて居る試験調査の事項は試験船遼東丸、旅順丸、やよひ丸に依る各般の漁撈試験、各種の製造試験、養殖試験及海洋調査等である。

二 水産團體並市場

關東州水産會

關東州水産組合の後身であつて大正十五年設立せられたものである。本部は關東廳内に在り、旅順、大連、金州、普

蘭店及鏡子窩に支部を置き、旅順、大連の魚市場の經營、各種試験、指導、補助、救恤、講習其の他の事業を行つてゐる。

漁業組合

本州には漁業法の施行を見ないので同法による漁業組合は無いが、共同施設の獎勵、漁村の健全なる發達の爲には組合が必要なので昭和二年民法第三十四條に依る漁業組合を各民政署管内の主要漁業地に設立せしめた。現在ある漁業組合は六組合であるが其の内二は日本人、他は滿洲國人漁業者の團體である。此等の目的とする所は各種共同施設、資金の融通等であるが未だ設立以來日淺く充分所期の効果を擧げてゐない。

魚市場

大連魚市場、水産會經營で昭和六年の取扱數量四百一十一萬四千九百七十七貫、金額百八十六萬八千四百三十八圓である。

旅順魚市場、同じく水産會の經營で昭和六年の取扱數量は三十九萬七百六十五貫、金額十七萬一千八百四圓である。

鏡子窩魚市場、鏡子窩市場株式會社の經營である。從來魚市場の制なく取引上及衛生上の弊害が尠くなかつたので

昭和四年十月在住邦人が關係業の出資を求めて設置したものである。

第三 製鹽業

關東州は大氣干燥し、降雨少く、蒸發量旺盛にして吹風比較的強く、氣象狀態最も天日鹽に適當せる爲、古來此の天惠に依る製鹽事業は相當の發達を示してゐたが、我が施政下に移るに及び、邦人の鹽田開設を出願するもの多く、明治三十九年關東州民政署令關東州鹽田規則を公布するに至り、大規模の鹽田經營發達し、昭和六年末に於ては鹽田面

積七千町歩（内邦人六千三百十二町歩）産鹽高三億四千萬斤（内邦人鹽田より二億四千七百萬斤）に達する盛況である。

而して邦人經營中殆ど其の大部分は、大日本鹽業會社に屬し、其の反別四千九百町歩を占め其の他は東洋拓殖會社、東洋捕鯨會社及個人三名である。

當州産鹽の主なる販路は本邦内地及朝鮮で、其の他露領沿海州、勘察加、樺太、香港等であるが、廉價なる青島鹽に壓倒せられ、各年多量の過剩鹽を擁する狀況であるが、最近鹽業改善の急務を認められ官民共に其の促進を劃策中である。

第五項 南洋群島

第一 水産概況

一 概況

我國委任統治の南洋群島は各島其の周圍に裾礁、堡礁を有し、或は全然環礁のみより成るマーシャル群島の如きもある。水深は礁内極めて淺いに拘らず礁外は二、三千米の深海である。

本群島の漁業は僅かに島民が「やす」又は小形の手網等を以て行ふ極めて原始的なもので半ば遊漁的のものであつたが、獨逸領となるに及んで高瀬貝、海鼠等の漁業が稍行はれる様になつた。更に我海軍南遣支隊の占領以後邦人が渡航して海鼠、高瀬貝を目的として漁業を行つたが、其の他の漁業は顧みる者が無い状態であつた。然るに南洋廳設置以來調査及獎勵補助の結果邦人の漁業に従事する者が多くなり殊に鰹、鯖の漁業は從來全く望なしとされて

ゐたものが勃興し來り、節製造も行はれるに至つた。

二 漁業

鰹鮪漁業 近頃の調査の結果魚群の存在が確められてから急激に勃興して來たもので、現在行つて居る所はサイパン、バラオ、ボナベ、トラツクの四島である。漁場が極めて近く島の四周に在る爲小型船を以て日歸りの出漁が行はれてゐる。昭和六年末漁業高は鮪二十一萬一千餘疋、鰹二百八十一萬六千餘疋である。

海鼠漁業 海鼠は各島共に産するので漁業者が之を獲つて各自に製造してゐる。其の漁獲高三萬八千餘貫である。

高瀬貝及珊瑚漁業 濫獲を防ぐ爲禁漁期及寸法を定めてある。高瀬貝の産額は約百五十五疋四萬八千餘圓珊瑚は三百頭である。

以上の外島内で消費せらるる磯魚の漁業が行はれてゐる。

三 製造業

鰹、鮪節製造 バラオ、サイパン、ボナベ、トラツクの四島で行はれ工場数は、バオラセ、トラツクハ、サイパン四、ボナベ四である。職工は内地から渡つた者で昭和六年の製造高鰹節八十四萬二千疋九十九萬七千餘圓、鮪節四萬二千餘疋四萬四千餘圓である。

海參製造 各島で行はれる。昭和六年の製造高約一萬四千餘疋、六千八百餘圓である。

四 養殖業

養殖業としてはバラオ島に御木本の眞珠養殖があるのみである。黒蝶介を母介とし一年の作業介數一萬個内外である。

第二 水産に対する施設

一 水産施設並試験調査

水産行政の事務は南洋廳拓殖課で取扱ひ、各種試験調査事業は水産試験場（昭和六年度創設）で行ふ。各種の指導獎勵中主なるものは節製造指導、鯨節移出獎勵、海參製造工場の補助等で、又農林省よりも遠洋漁業獎勵の見地から鯨漁業に對し補助を爲して來てゐる。

試験調査の主なるものは鯨、鮪漁業に付ての調査、海洋調査、高瀬貝移植試験及眞珠養殖試験等である。

二 水産經營

會社組織のものはパラオに大洋水産株式會社がある。之は主にソンソル島民の漁獲した鯨を買上げて製造を行つてゐるものである。其他南洋貿易株式會社に於ても漁業を行つてゐる。

漁業者の組合はトラツクに七、パラオに二、サイバンに一、ボナベに二あり、他は皆個人の經營である。

第五節 工業

第一項 朝鮮

第一概 概況

一 概況

朝鮮の工業は高麗時代より二三百年の間相當の發達を遂げて居つたことは其の高麗燒、諸建物等に付て見るも明か

であるが、其の後漸次衰退し、併合當時にありては僅に家内工業又は小工場工業に其の片影を留めたに過ぎない。而も其の技術は幼稚にして使用の器具も亦不完全、從て其の製品も粗悪を極め日常生活の必需品も大部分は輸入品を以て充當せらるる狀況であつた。明治三十九年統監府の設置せらるるや中央試験所を設けて工業に關する各種の調査研究を行ひ、或は工業教育機關を創設して知識技術の養成に努め、又は補助金を交付して傳習指導の周到を期した結果、時勢の進展と相俟つて技術の進歩製品の改良産額の増加を促し、且鮮人の工業に對する思想も漸次啓發せられ、工場組織を以て事業を經營せんとするもの漸く増加の傾向を示し、一方内地實業家にして朝鮮に於ける工業經營に着目するものも次第に増加し、大正五年以來紡績、製糖、セメント、硬質陶器、製絲、罐詰業等相當大規模の工業經營を見るに至つた。特に最近に於て大規模の水力電氣事業、空中窒素固定工業及金屬製煉事業の計畫が實現せられ、特に各種原始産業の開發と共に各種諸工業は漸く勃興の機運に向ひつつある。例へば鴨綠江木材の搬出と共に新義州に王子製紙會社の製紙工場興り、棉花の栽培普及と共に釜山、木浦、京城等に、紡績工場興り、米産の増加と共に釜山、群山、仁川、鎮南浦等には無數の精米工場興り、養蠶業の獎勵と共に京城、大邱、全州、光州、咸興等に製絲工場興り、鱈の漁獲高激増と共に咸北地方に魚油製造工場勃興し、肥料の獎勵と共に肥料會社の設立を見たるが如き著しき現象である。今其の發達の狀況を見るに明治四十四年には三千萬圓に過ぎなかつた工産額は、昭和五年には二億八千餘萬圓の巨額に達し實に九倍餘に上つて居る。更に併合當時と最近とに於ける朝鮮工場工業の發達の狀況を内鮮外人別に表示すると左の通である。

經營者別工場調

經營者別	明治四十四年		昭和五年	
	内地人工場	朝鮮人工場	内地人工場	朝鮮人工場
工場數	一八五	六六	二、〇九二	二、一七九
生産額	一六、九二〇	一、九六九	一六七、六〇四	二七、二九七
従業者數	一〇、九八四	二、四七九	一四、五七五	三〇、五四四
計	一	七五〇	二、七〇四	一、五九三
計	四、三四四	三〇七、九六二	四、三四四	九、五一九

備考 工場生産額の工産額より多きは工場生産額には工産額として調査せざる精米、精練、製材、製綿等の産額を掲
上せるに由る。

併しながら昭和五年に於ける工産物の需給状況を見るに輸移出額僅に八千四百萬圓に過ぎざるに輸移入額は實に二億五千七百餘萬圓の巨額に上り、一億七千餘萬圓の輸移入超過にして之を鮮内工産物總需要額四億七千八百餘萬圓より見る時は其の過半は之を鮮外、主として内地より供給を受けつつある状態である。
而して朝鮮に於ける有望なる工業は機業及紡績業、製紙業、窯業、醸造業、鐵工業、製綫業、製革業、製糖業等であつて今其の昭和五年に於ける生産額を擧ぐれば左の通である。

品名	生産額	品名	生産額
繭製物	一六、五五八	織物	二二、五一六
編組物	四、五一四	綿類	四、五一八
紙類	四、六五六	菜子類	七、〇八五
紙製品	一、六一三	砂糖	六、六五六
窯業製品	一〇、四六八	詰	一、七七五
金屬製品	六、〇四〇	改良乾海草	二、一二八
機械製品	四、六五三	煙草	三二、八〇九
木製品	四、三四九	皮革製	二、三三〇
建築類	一、六〇八	護謨製	四、三九〇
菓工産物	九、八三四	動物性脂	三、二四六
冠工産物	八八七	植物性脂	四、一八
布帛加工品	二四六	薬劑	五、四六七
網類	八四二	コルク	一〇六
車輻	四、三九五	煉炭	八一
船舶	九八七	石鹼	九六三
酒類	四二、六三九	燐寸	五〇七
醬油	二、七三四	肥料	七、五八六
粉類	九四二	其他	二九、八九八
製粉	五、五七四	計	二八〇、九四四

備考 内容が合計と符合せざるは千圓以下切捨の關係に依る

二 勞 力

朝鮮の工業に付て有利な條件は第一勞力の豊富にして賃銀の比較的低廉なる點である。即ち昭和五年に於ける工場勞働者の供給力は九萬九千五百十九人にして、其の内内地人が一萬四百九十六人、朝鮮人が八萬五千二百二十四人、外國人が三千八百八十九人である。

今工場勞働者の供給力を案するに昭和五年内地に於ける工場勞働者百六十餘萬人に對し、朝鮮に於ける鮮人勞働者は九萬九千餘人なるを以て之を各其の總人口に對比すれば人口百人に對し前者は二、四八人に相當し後者は〇、四七人にして朝鮮に於ける勞働者の數は其の人口に對比し尙極めて僅少なるを知るのである。

次に勞銀は昭和六年中の調査に依れば成年男工の一日平均賃銀内地人一圓七十九錢なるに拘らず朝鮮人は九十三錢である。

三 動 力

燃料 從來朝鮮には石炭の產出乏しく明治四十三年には僅に七萬八千餘噸に過ぎず、爾來年々其の產額を遞増して昭和六年には九十三萬餘噸に増加したが尙八十三萬餘噸の内地炭及支那炭を輸入して居る。然れ共石炭は無煙炭有煙炭を合せて少くとも十一億噸以上の埋藏量を有し、其の採掘高は年一年と躍進し且從來は風化して微粉となる特徴あり其の使用方法に慣れず之を不便としたが、今や其の使用方法の研究進み煉炭とするか或は微粉炭燃焼の有利なること知悉せられんとして其の成績頗る良好である。

四 原 料

朝鮮は大體各種工業原料の賦存產出に乏しくない。特に朝鮮總督府の設置以來農、林、水産、鑛業等各方面に亘り諸般の獎勵施設を加へたるが爲其の品質は改良せられ產額は増加しつつある。今之等工業に要する主なる原料の產額を擧ぐれば左の通である。

棉	在來棉	四一、四四一、五一二斤
	陸地棉	一二七、三二九、二〇八斤
大	麻	五、五八六、九九七貫
苧	麻	一七八、二三三貫
楮	麻	一、八三三、二一五貫
葡	萄	二四〇、三九三貫
柞	蠶	一四、九一七、〇〇〇兩
繭		五五五、二二二貫
	魚油(鯨油を含む)	三二、六一三担
	牛 豚 脂	二、〇一八担
	牛 皮	五、七四九、一二〇斤

以上の外窯業原料の土石である高嶺土、硅砂、石炭、製糖原料の甜菜、製粉原料小麦の產額も少くない。

五 電 氣

朝鮮に於ける電氣事業は創始以來三十有餘年を経過したのであるが終始順調なる發達の行程を辿り、現在では人々の相當稠密な都邑に於て電氣事業を見ざる所は殆どないといふ状態に達し、電燈及動力の供給を掌る事業として社

會的經濟的に頗る重要な地歩を占めるに至つた。今電氣事業の發達の跡を顧みるに次の如くである。

年次	事業者數	資本金	拂込資本金	電力	電燈需要箇數	電力需要
大正三年三月末	一六	一一、八〇〇 <small>千圓</small>	六、三六〇 <small>千圓</small>	七、四〇五 <small>キロワット</small>	六七、〇六三	四四六
同 八年三月末	二五	一五、〇八〇	一〇、二九〇	五、三三八	一八四、七六九	四、〇〇九
同十三年三月末	五一	四三、六七〇	二六、六九〇	二二、四〇六	四五三、九一八	一一、三五七
昭和四年三月末	六六	五八、三五〇	三四、一九〇	三四、〇一二	七三〇、二五六	二六、七五〇
同 七年三月末	八六	八五、〇四〇	六三、七〇〇	六七、八二八	九一七、九七八	三八、五三一

以上に依つて窺知せらるる如く事業の著しき發達と水力調査の結果發電水力地點百四十六箇所、其の發電力最大約二百二十二萬キロワットと謂ふ豊富なる發電水力を蔵有することが明かに爲つた結果とに鑑みると小規模火力發電に依る孤立經濟時代より全鮮を對象とする大規模水力發電に依る設備組織の實現を見るべき計畫經濟時代に立ち至つたことが解る。茲に於て天然資源の效率的開發と電氣事業の合理的運營とを豫め計畫するの緊要なるを認め、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て主要なる發電所及送電線路決定の規準と爲る發電計畫及送電網計畫並電氣事業經營の企業形態を決定し電氣統制方策の樹立を見たのである。此の方策の確保促進と事業に對する監督力及保護策の充實を期する爲朝鮮電氣事業令が發布せられた。將來此の統制計畫に基く事業の秩序ある發達は、電氣普及に依る文化の向上、基礎産業の發達に依る各種産業の興隆乃至燃料其他動力政策に對し重大なる貢獻を爲すものである。

第二 工業に對する施設

一 中央試験所

本所は總督府に於て明治四十五年創設したもので其の業務は化學工業部、染織部及窯業部の三部に分たれ、朝鮮の工業及衛生の進歩に必要な諸般の調査試験に従事し併せて一般の依頼にかかる此等の事項の試験、分析、鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じて各地に職員を派遣して産業の指導發達に資するものである。尙昭和七年平壤に平安南道立工業試験所を設置し専ら道の産業指導發達に當りつつある。

二 地方工業傳習所

本傳習所は製紙、機業、繩索製造其の他の副業として最も適當なる簡易工業を朝鮮人に普及するを目的とし、恩賜授産事業、地方費事業及個人又は組合事業で政府の補助を受け簡易な傳習事業を經營するものであつて種類別に見れば左の狀況である。(昭和六年)

布帛加工	所
絹、綿、苧麻布製織	一一
製絲	四
計	一六

三 工業獎勵

工業事業を企畫する篤志家又は有益な工業を經營する者、事業創始の際收支償ふことの出来ない者に對しては總督府又は地方廳は金品を補助して工業の發達に努めて居る。

又室内工業の改善發達を圖る爲大正十五年以降絹布、麻布、紙陶器の共同作業場を設け、一箇所に四千圓乃至六千圓の補助を與へ生産者各自をして品質の改良と生産能率の向上を圖らしむる爲の模範的指導機關として居る。又日韓併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て從來一般に副業として行はれて居る機業、製紙等の改良を計り、或は從來全く存しなかつたれ共將來有望な副業たるべき繩吹製造等の技術を傳習せしむる爲に三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習を各地に設け、或は實地指導をなす爲巡回教師を置く等各種の方法を講じて専ら手工業の改良發達を圖つて居る。

第二項 臺灣

第一概 況

由來本島の産業は農業を主として來たが、近來漸次工業發達の機運に向ひ殊に歐洲大戰を期として一大飛躍を爲した。其の後戦後の反動襲來、金融の梗塞に依り深刻なる打撃を受けたが、食料品工業並に相應の發達をなした各種小工業のみは逐年勃興の機運に向ひ、殆ど農業と比肩するに至つた。而して昭和六年は世界不況に因る營業不振と價額の低下に基因して産額の減少著しきものがある。

今最近三箇年間の工産額を大戰直前たる大正三年に對比すれば左の如き躍進振を示してゐる。

大正三年	千圓	四五、七三七	指數	100
------	----	--------	----	-----

而して各工業品を分類すれば左の通である。(昭和六年)

昭和四年	二四六、九六八	五四〇	
同五年	二三二、八五七	五〇七	
同六年(見込)	一九二、二三九	四二三	
紡績工業	二、一八〇	化學工業	一二、八九三
金屬品工業	三、二九八	食料品工業	一四九、三五九
機械器具工業	四、四八〇	其の他の工業	一五、三〇五
窯業	六、九六三	合計	一九四、四七八

更に之が内容を見れば食料品工業にあつては主に農産加工品であつて砂糖を大宗とし茶が之に次いでゐる。前者は一億二千七十二萬圓を占め、後者は鳥龍及包種茶で、八百三十二萬圓であり、其他食料品工業中二百萬圓以上の産額を有するものは鳳梨罐詰、菓子類及麵類等である。化學工業に在つては酒精と調合肥料が主なるものである。次に此等工業に従ふ工場並職工数を擧ぐれば左の通である。

大正三年	工場數(指數)	職工數(指數)
昭和五年	一、三〇九(一〇〇)	二一、八五九(一〇〇)
同六年	六、〇九七(四六六)	五八、一一六(二六六)
	六、〇六四(四六三)	五七、五六一(二六三)

二 勞 力

本島に於ける勞力の供給状態は、昭和六年末現在使用職工數五萬七千六百人であつて、事業種別に之れを見れば左の通である。

紡織工業	一、八八六
金屬工業	一、〇六〇
機械器具工業	一、七〇五
窯業	七、四六四
化學工業	三、三八〇
製材及木製品工業	一、六八九
食料品工業	三三、三九六
其他の工業	六、九八一

次に勞銀に就ては臺北市を例として略述すれば左の通である。

賃 銀 指 數 (昭和四年上半期基準)

内地人	昭和四年		同 五年		同 六年		同 七年
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
内地人	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九七、一	九八、三	九三、二	九三、〇	九二、六
本島人	一、〇〇〇	一〇一、七	九六、八	九六、九	九八、八	九八、二	九六、三

即ち昭和四年上半期を基準とする七年同期の賃銀指數は内地人に在りては九二、六本島人に在りては九六、三で、前者七分四厘、後者は三分七厘の各低落を示して居るが、内地人側に比し、本島人側の低落率の遙かに少いのは近年本島人の技能の向上著しきものあり、而も従來内地人に比し賃金が割安であつた爲の此の方面に對する需要が増加した結果に外ならない。

三 動 力

工場及發電所に於ける原動力使用高は工業の發達と共に逐年累増し來り、昭和六年には機數一千八百七十臺馬力數十四萬四千馬力に達した。之を前年に比すれば一割二分の増加で十年前の大正十年に比すれば機數は二・二倍、馬力數は二・五倍に激増してゐる。此の内工場使用のものは千八百臺七萬六千馬力で、發電所使用のものは五十六臺六萬八千馬力である。

而して原動機を種類別に分類して使用高の多い順に擧げると機數に於ては石油機關の八百九十臺を筆頭に、蒸汽機關六百三臺、日本型及臺灣型水車二百四十五臺、蒸汽タービン五十九臺、タービン水車五十臺、瓦斯機關十三臺、ベルト水車六臺の順位になつてゐる。實馬力數に於ては蒸汽タービンの五萬二千六百馬力が第一位で、總體の三十六パーセントを占め次位の蒸汽機關は五萬百馬力百で三十五パーセントに當り右と伯仲し、タービン水車は三萬三千二百馬力で二十三パーセントに當り第三位を占めてゐる。第四位以下は遙かに下つて石油機關六千二百馬力、瓦斯機關八百馬力、ベルト水車七百馬力、日本型及臺灣型水車は六百馬力の順位であるが、此等四種類の馬力數を合はせても猶總體の六パーセントに過ぎない状態である。(昭和六年末)

四 電氣事業

臺灣の電気事業は明治三十五年新店溪の落差を利用し臺北市に燈用電力を供給する目的で株式會社の組織されたのを總督府の官營に移して同三十八年より事業を開始したのが嚆矢である。爾來、官營電氣の急速に普及し能はぬ地方に於ては民間會社の事業を許す外、漸次官營を全島に普及せしめる方針で來つたが、産業の發達に伴ふ電氣需要の激増に鑑み、大正八年四月臺灣電力株式會社令による資本金三千萬圓の臺灣電力株式會社を設立し從來の官營事業を擧げて之に移した。現在同社の資本金三千四百四十九萬五千圓、出力四萬三千四百四十キロ、供給區域は花蓮港、臺東、澎湖の三廳を除く大部分に亘る。供給事業は同社の外に民間の六社があるが何れも地方的小事業であつて其の資本金合計四百八十六萬圓、出力五千六百八十五キロに過ぎない。此の外自家施設電氣工作物は百一に達し官應施設電氣工作物は四であるが之等は大部分火力を用ひて居る。(昭和六年末)

【註】臺灣電力株式會社は低廉豊富なる動力供給の爲大正八年設立と同時に日月潭の湖水を利用して最大出力十萬キロの大水電計畫を立て、爾來種々の事情で延期されて來たが昭和五年十月に至り再興計畫が成り昭和六年十月其の起工を見るに至り三箇年で完成の豫定である。之が完成の曉は臺灣の産業上大なる貢獻を爲すものと期待されてゐる。

第二 工業に對する施設

一 中央研究所工業部

工業部の起原は明治四十二年中總督府研究所が創設された時、專賣局檢定課の事務を引繼ぎ更に其の内容を擴張し殖産上の試験、研究、調査と醫療藥品の検査とを行ひ來つた同所の化學科が其の濫觴である。即ち工業部には有機工業、化學、電氣化學及醱酵工業科の各科があつて、それぞれの事業を分掌して居る。

二 糖業施設

明治三十五年六月糖業政策が確立されて臨時臺灣糖務局を設立して指導獎勵の實行機關に充てられたが同四十四年十月糖務局の廢止と同時に、殖産局に糖務課を置いて其の事務を繼承し、更に大正十三年糖務課は特産課と改稱せられた。糖務局の設置と同時に糖業獎勵規則を發布して糖業獎勵の規準とし、これに基いて甘蔗農業、製糖工業兩方面に對して廣く獎勵金又は補助金(昭和六年度以降交付せず)を交付し爲に糖業の改善發達に一段の躍進を見るに至つた。

尙製糖工場の續出による原料甘蔗の争奪其他種々の弊害を防ぐ爲、明治三十八年六月原料採取區域限定の制度を施行し、又一方外來甘蔗苗による病蟲害傳播を防ぎ同時に蔗苗改良を助長する爲、大正三年四月蔗苗取締規則が發布された。

三 茶業施設

茶業に對する施設事項を擧ぐれば優良茶苗の無償配布、模範茶園の設置、製茶機械器具の無償貸付等に依つて栽培製茶の改良獎勵を計り、又巡回教師を派遣して製茶技術の普及に努め、昭和四年度よりは茶業技術者を養成する目的を以て茶業傳習所を設置し、一方共同販賣所を設けて從來複雑なりし取引を改善し或は茶検査所を設置して一定標準以下のものの輸出を禁止し、其の他海外需要地に於て各種の廣告宣傳を行つてゐる。

第三 製糖業

領臺當時の臺灣糖業界は其の甘蔗耕作法も製糖法も共に極めて幼稚で、砂糖八、九十萬擔を産し一千百餘を算する工場中新式機械を使用するものは一もなく何れも畜力を以つて動力とした。故に壓搾能力不充分にして多重の糖分を逸

し而かも其の品質は不良で市價騰らず、動もすれば當業者の損失を來すと云ふ有様で當時臺灣に於ける糖業の將來が漸く囑目せられたるに係らず其の企業は甚だ振はなかつた。故に當局は蔗作の合理化と共に製糖工業の改良を行つて臺灣糖業の刷新を圖る爲、明治三十五年糖業獎勵規則を發布し同時に糖務局を新設した。之に伴つて製糖工業方面としては改良糖廓の設立が獎勵され漸次糖業の勃興を來し新式製糖工場も續々設立せられ、明治三十五年期には製糖場は僅かに一箇所、能力二百噸であつて資本金百萬圓に過ぎなかつたものが、昭和七年期には新式工場の操業するもの四十六工場、能力三萬八千八百英噸となり資本金總額も亦實に二億四千五百餘萬圓に増加した。全島産糖總額は明治三十六年期には五十萬擔で製糖歩留七・四二%であつたものが、逐年累増して昭和七年期には一千六百四十八萬四千餘擔となり歩留も一三・〇八%に上つた。之を製糖場種類別に分ければ新式製糖場が其の大部分を占め一千六百二十八萬七千餘擔、改良糖廓は十一萬二千餘擔、舊式糖廓は八萬四千餘擔である。製糖狀況の趨勢を示せば左表の如くである。

	明治卅六年	同 四十三年	大正十一年	昭和七年
製糖原料 使用高	六八三、一五七、九〇二斤	三、三六三、三五八、七六二斤	六、一九二、〇九〇、一五五斤	一二、六〇五、七一九、二三六斤
産糖高	五〇、六八〇、五六一	三四〇、四〇一、八六二	五八七、七五八、〇五二	一、六四八、四四六、三二〇
製糖歩留	七・四二%	一〇・一二%	九・四九%	一三・〇八%

尙副産物として生産されるものに糖蜜とバカス(搾殻)とがあるが、之が利用の増進を圖ることは砂糖生産費の低下に大いに關係あるものである。糖蜜の用途としては酒精原料を始め、製酒原料、家畜飼料、肥料、燃料、煉炭原料、煙草味付、調味料等であつて未だ全生産を消化し盡す事は出来ぬとは云へ、其の需要の範圍は可なり擴がつて來た。

昭和七年期に於ける糖蜜生産高は三億七百餘萬斤で島内に於て酒精原料として使用される量は約二億斤である。次にバカスの用途は其の儘製糖工場に於ける燃料として使用される。此の外にバカスは建築板製造の原料に供せられ又製紙原料として其の可能性は充分認められ研究を重ねられて居るが未だ實現に至らない。

第四 製茶業

臺灣に於ける茶業は支那民族の移住と共に起つたのであるが、爾來漸次發達を來して其の産額を増加すると共に中華民國或は米國等へ輸出される様になつて米國向輸出の初年たる明治二十一年には一千三百萬斤餘の輸出があつた。臺灣が我國の領有となつてよりは、當局の指導獎勵に依つて益々隆盛を來し、大正七年の如きは輸移出額の最高を示した年で二千三百萬斤を突破したが其の後は年々一千五百萬斤臺を上下してゐる。

臺灣茶の種類は烏龍茶、包種茶、紅茶、綠茶等種々あるが此の中主なるものは烏龍茶及包種茶であるが最近紅茶の生産も有望にて逐年増加してゐる。

烏龍茶と包種茶との相違は釜炒の際に後者は前者に比べて強熱短時間で従つて醱酵が少い。再製の際に包種茶は花香を附する。製茶戸數は昭和六年末の調査に依ると粗製茶に於て二萬六百九戸再製茶では九十九戸であつて、これ等は殆ど臺北、新竹の二州に限られてゐる。

産額は粗製茶の數量一千六百三萬七千六百七十八斤價額三百二十二萬八千八百二十二圓、再製茶の數量一千四百九十五萬九千五百八十四斤價額八百三十二萬三千八百三十七圓で之を内譯すれば左の通である。

島 龍 茶	數 量	價 額
	六、七二二、五五四斤	二、八四五、〇六九圓

包種茶	七、一〇二、七七六斤
紅茶	一、一〇一、〇九四
綠茶	三三、一六〇
計	一四、九五九、五八四

爪哇	五、〇七一、四九九斤
暹羅	三九二、一六五
計	一五、一〇四
計	八、三二三、八三七

臺灣茶の大部分は海外へ輸出せられ、烏龍茶は合衆國を第一位とし、英國が之に次ぐ。包種茶は爪哇、暹羅を主として南洋一帯に輸出される。

第三項 樟太

第一概況

樟太に於ける工業の概況を見るに昭和六年度の工産物は五千四百四十六萬餘圓であつて各種生産物總額の約六割六分（九千七百九十九萬餘圓）を占め、之を大正七年の實數生産總額三千七百五十七萬圓中工産物一千七百九十九萬圓弱に對比すれば漸増の機運にある。

此等工業に對する當局の助成施設を略述すれば、先づ明治四十三年樟太廳に臨時工業調査所を設け同時に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治三十四年に豊原に乾餾工場を設け潤葉樹木を乾餾して、醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、煉鐵工場を起して其の需要に充つる計劃の下に着手し、大正六年工場は大倉組に拂下げ經營せしめたが大正十年以降閉鎖した。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむる爲調査研究を重ね、直接、間接に其の助成に努めた。次に

昭和六年末の工場數は二五八、職工數は五、三二二である。

而して豊原に於ける勞銀は（二十種職業の平均）二圓十一錢である。（昭和七年四月調）

尙樟太に於ける電気事業は明治四十三年十一月樟太電気合資會社が陸軍守備隊の設備した發電所を借受け豊原市街に電燈用の供給を爲したのに初まるが、當時開拓未だ進まず人口稀薄で斯業は遅々として振はなかつた。然るに大正三年以來各地にバルブ工場創設された爲家用の電気施設が勃興し、次で供給事業の經營も續出し、現在供給區域は全島四十町村中三十町村に及ぶ。一時は小規模事業者筈出したが、昭和二年十二月資本金五百萬圓の樟太電気株式會社設立され、豊原、大泊を始め逐次各地の事業を譲り受けて全島供給事業の大部分を合同統一した。

樟太は降雨の少きと地勢上適當の落差を有する河川に乏しく且冬期渇水期甚しき等の爲、水力電気事業は近時一、二許可したものがあるのみで他は總て火力發電に依つてゐる。

電気事業概況（昭和六年末）

事業	事業數		發電所數		電燈數		電力	
	開業	未開業	落成	未落成	需要家數	燭光數	裝置數	キロワット
供給事業	一〇	二			受電 三、五〇〇	二七、四九九	二九	七五
家用	三五	一			受電 三、〇〇〇	三〇、一七一	一、五八四	五、四四八
計	四五	三			受電 六、五〇〇	一四七、六〇〇	一、八四三	五、二六八

第二 バルブ工業

樟太材木の利用に付てはバルブ製造を得策となし、大正二年初て大泊に王子製紙株式會社の工場が創設せられたが恰

も歐洲大戰に際會し、異常の發達を爲し現在は八工場あり、製産年額十七萬五千噸に及び所要資材百十萬立方米を要し現在本邦バルブ資材の大半を供給するの状況である。即ち（昭和六年）

バルブ	一七五、一三五 <small>千圓</small>	一八、二五一 <small>千圓</small>
洋紙	一三二、三四一、三八四	二五、六六七

第三 釀造業

樺太は冷寒の地なるを以て酒精飲料の需要は多いが、當初は製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を充したが年と共に品質改良せられ一方人口の増加に伴ひ生産量も増加し、現在釀造場五十餘にして昭和五年中の（酒造年度）酒造高は約三萬六千石にして此の價額三百四萬三千餘圓である。

第四 罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額三百三十七萬餘圓であつたが、蟹盞獲の結果次第に其の量を減じたから、後大正九年蟹罐詰工場の場合を奨めた結果、工場數三十八、製産額百四十五萬八千圓、昭和元年には工場數十八、製産額六十六萬三千餘圓、昭和六年末には二十五工場、生産額百七十三萬七千圓となつてゐる。

第五 其他の工業

一 澱粉製造

馬鈴薯を原料とする澱粉製造は大正七年には製造戸數二百八十八戸、生産額四萬四千四百餘圓を算し、大正十三年末には製造戸數は四百七十三戸に漸増したが生産額は七千二百十五圓に、更に昭和四年末には三百一戸、約一萬四

千圓に漸減した。

二 牛酪製造

牛酪製造に對しては獎勵補助金を交付して居る。

第四項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 概況

關東州の租借及南滿洲鐵道の繼承後著々近世的各種工業は其の背後に在る原料の豊富と相俟つて異常の進展を爲し且從來自給自足を目的とする家内工業の域を脱して機械的、大企業的な組織に改むるに至つた。

即ち大連を中心として各地に散在する榨油工業、機械工業、釀造業、周水子のセメント、鞍山及本溪湖に於ける製鐵業、安東を中心とする製材業及木材加工業、奉天、鐵嶺、長春附近に於ける製粉、製糖業の勃興を見、又近年に至つて大連の硝子、撫順のガス、骸炭、タール蒸餾、安東の柞蠶、紡績、遼陽、金州、周水子の綿絲紡績等の諸工業又其他の化學諸工業も年と共に發達し、次で製造用、加工用の機械器具、鐵道用車輛及其の部分器、船舶等の製造も亦見らるべきものがある。

其他の精米、煙草、製糸、燐寸、清涼飲料水、皮革、粉條子、煉瓦、土器製造等の諸工業も發達して居る。今此等工業の状況を數字的に表はせば次の通である。（昭和六年）

地方別	工場數	生産額
關東州	四六〇	五九、六〇七 <small>千圓</small>
附屬地	三六八	三〇、二七三

第二編 所管地域 第六章 産業

合計

八二八

八九、八八〇

二九八

備考 右の工場は一日平均五人以上の職工を使用するものである。

更に工場の種類を主なる工産物に付て略述すれば左の状況である。(昭和六年)

工場種別	工場数	工産物	金額(千圓)
紡織工場	七三	綿織物	七、一七五
金屬工場	八〇	織物	一、二六九
機械及器具工場	六九		
化學工場	二二二		
飲食物工場	一七七		
雜工場	一八八		
特別工場	一九		
合計	八二八		
製煉鉄	七、一〇三		
セメント	五五四		
玻璃	一、八九〇		
豆油	九四一		
豆粕	一四、二七〇		
藥品	三一、六六二		
塗料	二、六四三		
人造肥料	九九二		
紙	一、七一六		
支那酒	一、三三一		
麥粉	九四九		
烟草	一、二二六		
製材	三、五四七		
草	三、〇三一		

次に大連、奉天、安東、長春に於ける昭和六年末調に依る大工、左官等十二種職業の労働者賃銀の平均は左の通である。

職業	日本人	滿洲國人
大工	三、一九	〇、八六
左官	三、〇三	〇、九〇
漆工	二、八七	〇、七〇
瓦工	二、九六	〇、七〇

電氣事業

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける電氣事業に付て概説するに露治時代東清鐵道の附屬事業として大連に於て電氣事業が經營されて居たのを、明治三十七年五月我軍の占領によつて之を軍用及官衙用に供したが、戦後滿鐵が之を繼承して一般公衆に電燈電力の供給を開始した。爾來滿鐵は大連の外奉天、長春、安東、撫順、鞍山に於て電氣事業を經營して來たが、大正十年五月以來、大連、奉天、長春及安東に於ける事業を獨立せしめ、資本金二千五百萬圓の南滿洲電氣株式會社(昭和五年度末の發電設備四九・四〇三キロ)により經營せしめ、撫順は炭礦、鞍山は製鐵所に於て別に經營せしめることとなつた。此の外鐵道附屬地の各地に民營の電氣事業があるが其の大部分は南滿洲電氣株式會社の經營又は投資に係る。又關東廳は旅順、金州、普蘭店、貔子窩に於て供給事業を官營にしてゐる。此等州内及附屬地の電氣事業は何れも火力を原動力としてゐるものである。

電氣事業概況(昭和六年末)

事業種別	事業數		發電所數		發電力(キロワット)		需要家數		燈數		燭光數		電力(キロワット)	
	官設	私設	成	未落成	成	未落成	電燈	電氣	電氣	電氣	電氣	電氣	電氣	電氣
合計	四	三	一	一	一	一	八、二二	一〇、〇九	三、六八三	三、六〇九	六八、三三	六八、三三	九五	四、八〇・八
官設	一	一	一	一	一	一	八、二二	一〇、〇九	三、六八三	三、六〇九	六八、三三	六八、三三	九五	四、八〇・八
私設	三	二	一	一	一	一	九、九六	七六、三九	六、七四六	三、〇〇九	三、〇〇九	七、四九三	七、四九三	

用途別電力

用途	電動機數	キロワット數
紡織工業	二七二	一、二〇二・〇
金屬工業	一三〇	四五三・二
機械器具工業	三三九	一、九八九・五
窯業	七〇	八四七・六
化學工業	二四五	一、五二九・二
食品嗜好品工業	八四六	四、六七五・八
乾溜工業	六〇	八七〇・五
其他工業	三六〇	二、三八五・九
探礦精鍊業	一、五四六	五七、二九二・一
農業	五一	六五〇・五
家庭用	一	一
其他	七二二	四、一六一・七
計	四、六四一	七六、〇五八・〇

投資狀況

資本金	三〇、三五〇、〇〇〇
拂込資本金	二五、五一二、五〇〇
固定資本	四六、四三二、二二六
社債及借入金	一、二三八、九七〇
積立金	二、一五五、二四八
利益金	三、三六〇、八〇四

三〇〇

第二 各種の工業

一 油房業

大豆搾油即ち脂油は滿洲人間には、日本の醬油同様に如何なる料理にも必要なものにして、其の上塗料や燈火用供する爲、搾油業は古くから支那に發達して來た。かく大豆を搾つて得る豆油は斯うした地方的消費の外に外國への輸出が年額二百萬擔内外に達して居る。

搾油業の工場を油房と稱し古い歴史を有するのであるが、現時日本及歐米各國に輸出される豆粕は此の搾油業の副産物として現はれたもので、最初は家畜の飼料と肥料とに使用されるに過ぎなかつたものである。

搾油法は搾出式、油出式の二式があつて孰れも大豆に壓力を加へて油分を誘出するものであるが楔式、螺線式、水壓式に區別され、作業機械力を用ひるものを機器油房と云ふ。従來滿洲舊來の搾油方法は人力又は家畜を以て動力と爲し機械的作業に依ることが尠なかつたが、邦人の斯業を經營するに及んで蒸氣力其の他の機械力を用ゆるに至り、茲に搾油作業上一新生面を啓き爾後滿洲國人の經營する油房に在つても漸次之に倣つて改良を加へ、搾油機は舊式の楔式より螺線式に移り更に現今水壓式を使用する工場漸次増加しつつある。

水壓式壓搾法は全然機械力を應用せるものであつて、之を螺線式に比し作業能力、收油量共に遙に優つて居り壓搾式は搾油法中最も進歩して居るものである。

かくて昭和六年末に於ける職工一日平均五人以上を有する油房數を見るに關東州及滿鐵沿線各地を通じて其の總數八十三工場、其の年産額油粕約三千四百萬六千餘枚、豆油一億四千二百六十萬斤に達し、之が主要地は大連、營口、安東、開原等にして大連は總産額の五割を占め油房工業の中心地である。

二 纖維工業

綿絲布業

第二編 所管地域 第六章 産業

滿洲の棉花は漸次作付反別増加し、錦州及遼陽は其の主産地で漸年増加して居る。紡績工業も滿洲國人經營の奉天紡紗廠、邦人經營の遼陽滿洲紡績株式會社、金州内外棉花株式會社工場及大連市外周水子福紡績株式會社工場があつて以上四個工場の總錘數十一萬三千四百八十四錘に達して居る。併し現在では尙棉花は南支及印度よりの輸入によるものが多いが漸次原棉の増産に依つて將來土産棉の利用を得れば頗る優越なる地位を占め、今後紡績業は次第に發展する事であらう。

柞蠶絲業

元來柞蠶糸の原料たる野蠶は滿洲到る處の山野に自然に産し、其の主要産地である奉天以南、安東及滿鐵附屬地沿線地方に於ける最近の生産額は四千六百五十四萬圓にして柞蠶糸は滿洲重要輸出品の一として輸出は激増するに至つた。

而して現今滿洲に於ける代表的工場は安東の富士瓦斯紡績株式會社工場である。

製麻業

麻の産地は松花江流域を最多として、鴨綠江、渾河、太子河の流域地方で年産額四、五千萬斤である。其の製品は麻袋を主とし帆布、綱、麻袋、口逢糸及玉卷等で之が製造は年産四百萬枚で、主として滿洲製麻株式會社及奉天製麻株式會社の二工場で製造して居るが、尙輸入麻袋は年額約二千四百餘萬枚に上つてゐる。

毛織物業

滿蒙牧羊總數は約五百萬頭で羊毛の年産額は六百萬斤以上と稱せられる。目下奉天に於ける日滿合辦の滿蒙毛織株式會社によつて毛織物及毛絲を製造し、支那軍隊、滿鮮及日本内地の需要に應じて居る。

三 セメント及石灰製造業

滿洲殊に關東州附近にはセメントの原料である石灰及粘土が頗る豊富で且勞銀低廉なる爲需要の増加と共に近時斯業の發達を見、先づ小野田セメント株式會社が明治四十二年より作業を開始し大正九年工場の擴張と共に年額七十五萬樽の製造能力を有するに至つたが、其の後一般財界の不況の爲め生産制限を實施し昭和五年に於ける年産額は二十萬噸程度である。

四 油脂工業

滿洲の豊富なる大豆油を原料として硬化油を製造する事業も次第に隆盛となり、大連油脂工業株式會社はグリセリン、大豆油、硬化オレイン、ステアリン及石鹼脂等の製造を開始し多量の牛脂輸入國たる内地に之を輸出し、石鹼原料に供する爲努力中である。

五 製粉業

北滿地方は小麦の産出豊富で、千九百年哈爾濱に一製粉會社の設立を見、爾來南北滿洲を通じ工場數六十有餘、年産額千五百萬袋となり、内南滿洲内に於ける工場は十三なりしが、近時休場せる工場多く、關東州管内には目下新京に於ける滿洲製粉株式會社の一工場あるのみにして、其の年産額約二百二十五萬袋である。

六 酒造業

水質が優良酒産地方の水質に及ばざる爲優良酒の産出不可能であつて、其の年産額は需要の三割程度である。

七 醬油醸造業

滿洲は大豆、小麦及鹽に富み石炭亦廉價なるとに因り近年漸く支那人にして日本醬油を愛用するに至つた爲本業も

漸年盛んとなり其の年産額は三萬石以上に達し、今後益發展する事と思はれる。

第五項 南洋群島

本群島に於ける工業としてはサイパン島の製糖工業、之に附帯する酒精、糖耐製造及少量の清涼飲料製造等あるの外、唯僅かに各島に於て行はるる手工業あるのみである。其の主なる工産物を挙げれば左の通である。(昭和六年)

種類	數量	價額(圓)
砂糖	六六〇、九四六担	九、六三二、九〇二
酒精	六、七六六石	三三八、三三〇
酒類	一、九六八石	一三五、七四〇
非酒精飲料	九三石	四、五一七
椰子	一四、〇七七把	一〇、四四四
椰子帽子		一、四三九個
葉織維編製品		二、四九九個
林投帽子		一、四六四個
葉編製品		五、六二六個
其他		一、二二八、八八三
計		一〇、二六二、五〇四

主なる工場は製糖二、酒精一の三工場であつて此れに従事する職工数は二七八人である。其の概況は左の通である。

年次	工場數	資本金	職工	生産品價額	原動力
昭和四年	三	七、〇〇〇 <small>千圓</small>	一〇六人	三、〇四五 <small>千圓</small>	一五馬力
同五年	三	七、〇〇〇	一四二	五、五三八	一五
同六年	三	七、〇〇〇	二七八	一〇、三九一	一〇

次に製糖業に付て其の概況を略述すれば南洋に於て糖業の相當認めらるるに至つたのは全く我國領有以後の事であつて、其の以前は甘蔗の栽培はあつても島民の生食用に供せらるるのみであつた。領有後サイパン支應管内は特に甘蔗の栽培に好適し、且製糖上の要素を具備すると認められたので極力斯業の奨励に努めた結果、蔗作面積の擴張と共に製糖工場の設立を見、爾來舊式製糖場は改良製糖場に改革され、次いで大規模の新式製糖場の設立となり、現在(昭和五年)サイパン、テニアン兩島に夫々一箇所の新式製糖場があつて、其の能力合計二千四百英噸である。

創業當時に於ては甘蔗耕作法の粗笨と病蟲害の被害に併せて製糖操作の缺陷等の爲、歩留は僅か三、六〇%で産糖高六千五百餘擔に過ぎなかつたが、年を累ぬるに従ひ歩留は漸次向上して昭和七年期に於ては一〇、四六%となり、作付面積は六千六百四十一町歩、産糖高は六十九萬五千五百七十二擔に上つて居る。併し他の糖業地の歩留一二—三%なるに比すれば猶相當の遜色がある。故に現在實行中の左記施設に依つて各方面より糖業の改善助長に力を注いで居る。糖業に關する諸施設を挙げれば左の如くである。

糖業規則 大正十一年九月南洋廳令を以て發布されたものであつて、其の要點は南洋に於ける糖業者の間の競争の弊を避け健全なる糖業の發達を圖る爲許可主義をとり、許可を受けたる製糖工場に對しては原料採取區域を指定し又蔗莖の賣買價格に付ても許可を要する事になつて居る。

砂糖に關する稅制 南洋に於ては砂糖の消費稅及製糖業者の營業稅を課することなく唯移出の場合に出港稅を課する。尙昭和五年八月からは糖蜜の移出に付ては一定の條件の下に免稅せらるることとなつた。
糖業獎勵規則 大正十一年十月發布されたものにして蔗作、製糖業の各方面に亘つて獎勵金、補助金を交付してゐる。

商
業
及
貿
易

外地の商業及貿易に付ては此處に格別の特説すべきものを有しない。共に外地に於ける産業、交通及文化の發達と形影相伴ひ漸次活潑を加へ來つたものであるが、各外地に於ける商取引の實勢及商事施設の現狀は該地域の經濟及文化の高度を測定する有力なる尺度たり得る點に於て其の検討の要あること言を俟たぬ。

外地の産業が内地に主目標を有する如く、其の商業的活動も亦内地との交渉の粗密により總體として伸長に遲速の差あるを免れ難い。唯關東州のみは滿蒙の大背域を擁すると、且對支那の特殊環境にあるが爲其の商業的地位に多少の異彩あるを認め得るのである。

今外地の内地に對する依存關係を昭和六年の外地貿易により徵證する、即ち朝鮮は輸移出入總額五億三千二百餘萬圓中八割八分、臺灣は總額三億六千六百餘萬圓中八割六分、樺太は總額八千一百餘萬圓中九割九分、關東州は總額二億九千餘萬圓中四割四分、南洋群島は總額一千八百餘萬圓中九割九分は何れも對内地貿易の占むる所である。是に由て觀るも外地經濟の將來は其の對内地關係の擴充に加へ、更に各々地の利に據つて對外國關係に積極的進出を試み貿易上の新分野を開拓することにより一層の發展を期待し得べきであらう。

第七章 商業及貿易

第一節 商業

第一項 朝鮮

第一 概況

従來朝鮮に於ける商業は、自國産の穀物、鹹魚、雜貨及外國より輸入する綿絲、綿布、石油其の他必要品を主要品とし概ね定期開設の市場に於て取引を行ひ、常設の店舗を有する者が甚だ稀であつた爲、其の取引は極めて地方的で貨物の集散も亦微々たるものであつた。

明治三十八年統監府の設置を見、保護政治が創始せられてからは、帝國政府は特に産業の進展に留意し、時の韓國政府を指導して各般の施設經營に従はしめ、總督府の設置後に於ては一層其の開發促進に努むる所があつた。爾來年を閲すること二十有三年、其の間諸制度の整備、内地資本の投入と相俟つて其の面目を更め異數なる發達を遂げた。昭和六年の輸移出入貿易額に付て見るも約五億三千二百萬圓を數ふる狀況である。

第二 朝鮮人の商業

従來朝鮮人の商業取引は大部分物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はるる慣習があり常設店舗で營業するものは少なかつたが近時常設店舗を設けて商業に従事するもの漸次増加するに至つた。

第三 内地人及支那人の商業

一 内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、元山、清津、鎮南浦、新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍としてゐたに過ぎなかつたが、併合以來諸般施設の發展と共に今や都鄙の別なく、到る所に内地人の商業勢力が伸びて居るのを認めることが出来る。内地人の商業は、穀物、海産物、牛皮等朝鮮物産の輸移出或は各種雜貨、綿絲布類、酒、醬油、砂糖、燐寸等移入貿易を主とし、各種商品の卸賣及小賣に従ふもの亦多く、日用雜貨又は米穀、吳服、煙草、酒、醬油、文房具、菓子、荒物、青物類の商品は概して京城、仁川、釜山等の卸賣商より各地の小賣商に供給せられてゐる。

二 支那人の商業

支那人の商業は朝鮮内に於て非常なる勢力を有し、殊に京城、仁川、釜山、平壤、鎮南浦、新義州、元山其他の開港場及都會地に於ける輸移出入貿易の實權は牢固として抜くべからざるものがあるは勿論、如何なる山間僻地であつても必ず支那人が入込んで吳服、反物、雜貨等の商業を營み、殊に市街地に於ける野菜の販賣は、其の附近に菜園を經營する支那人の爲殆ど獨占されてゐる。又支那料理店や理髮店の普及して居ることも驚異に値するものである。

第四 會社

併合前後に於て存在した朝鮮人の會社は合名會社三、合資會社四、株式會社十四で其の公稱資本金六百五十七萬圓、拂込資本金二百二十八萬圓であり、外に内地人との協同事業二十社、拂込資本金一千五十一萬圓であつて、其の中朝鮮

銀行及東洋拓殖株式會社（公稱資本金二千萬圓、拂込資本金一千萬圓）の二特殊會社を除けば殆ど見るべきものはない。内地人の朝鮮に於ける會社事業は相當古い沿革を有するが、明治四十三年末に於ては合名會社十二、合資會社三十六、株式會社五十四、計百二社で、其の公稱資本金九百六十四萬圓、拂込資本金四百七十一萬圓、又内地會社であつて支店を設置したものの數は總數二十五社を算した。

斯の如く併合當時に於て極めて微々たるものであつた朝鮮の會社事業も、逐年堅實な發展を遂ぐるに至り、殊に朝鮮に於ける各種産業の發展、朝鮮事情の周知は内地資本家をして朝鮮投資の氣運を醸成せしめ、殊に歐洲大戰を機として大正五年以來紡績業、甜菜製糖業、硬質陶器製造業、製鐵業、パルプ製造業等大規模の組織と豊富なる資金を以て其の企業を計畫する者相踵ぐに至り、會社事業は頓に其の面目を改むるに至つた。

而して朝鮮に於ける會社の設立は併合當時未だ會社企業に關する知識が普及せず、内地實業家亦朝鮮の實情を詳にせず、之を自然の儘放任するときは不健全なる會社の濫設となり朝鮮産業の發展を阻害するばかりでなく、資本家を以て不慮の損害を蒙らしむる虞れがあつたので、機宜の手段として會社企業に對し設立許可主義を採り之等に對し適當なる保護監督を加ふるの必要を認め、會社令及同施行規則を公布して孰れも明治四十四年一月より之を施行した。然しながら近時朝鮮人の經濟力も逐年増大し朝鮮事情も亦漸く周知せらるるに至り、本令の存置は寧ろ企業の發展を阻害するものと認められたので、大正九年三月限り之を廢止した。但し取引所、保險業、有價證券の賣買若は仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任するときは種々の弊害の起ることを虞れ、是れが取締に關

する特別法令の公布を見る迄、仍従前の會社令を適用して之を監督することとなつてゐたが、其の内取引所に付ては昭和六年五月朝鮮取引所令の公布を見たので會社令の適用を受けるのは保險業及有價證券の賣買者は仲立業を目的とする會社のみである。

昭和六年末に於ける會社數は二千三十五社、公稱資本金六億五千六百四萬四千六百二十七圓、拂込資本金三億五千九百二十三萬二千七百七圓を算し、尙内地會社又は外國會社の朝鮮に設置せる支店數は内地會社支店百五十二、外國會社支店八、計百六十を數へ、之が本店數は内地會社百九、外國會社七、計百十六社である。

而して其の支店勘定として分離せる資本金は不明であるが其の本店の資本金總額は内地會社に於ては公稱資本金十四億三千五百四十一萬二千八百五十圓、拂込資本金十億六千二百五十九萬一千四百一十一圓、外國會社に於ては公稱資本金九億一千七百九十四萬六千五百五十圓、拂込資本金九億一千五百五十三萬四千三百五十圓である。

第五 現物市場及取引所

一 現物市場

大正九年市場規則改正以來「毎日又は定期に營業者集會し見本又は銘柄に依り物品又は有價證券の賣買取引を行ふ場所」即ち商品又は有價證券の現物市場は市場規則の適用を受けることとなり、之に基き設置せられたるものは京城に於ける有價證券現物市場、京城、群山、木浦、釜山、大邱、鎮南浦、新義州、元山及江景各地に於ける穀物現物市場であるが、昭和六年朝鮮取引所令及其の施行規則の制定に伴ひ市場規則にも改正を施し昭和六年朝鮮取引所令及其の施行規則の制定に伴ひ市場規則にも改正を施し現物市場に關する一切の規定を同規則中より削除し別に朝鮮

正米市場規則の制定を見た結果茲に朝鮮に於ける現物市場制度には一大變革を來した。即ち從來穀物現物市場に於て行はれて來た所謂穀物の延取引は取引所法令に依り所謂銘柄別清算取引として取引所取引の範圍に加へられ取引所以外の市場に於ては之を行ふことを得ざるに至り、穀物の所謂直取引を行ふ市場は正米市場規則の適用に移され又有價證券の賣買取引を行ふ市場も取引所法令に依り一般に取引所と看做され同令に依るに非ざれば其の設立を許されざるに至つたから從來の現物市場は形式的にも實質的にも全く面目を一新したことになるのである。而して改正市場規則は昭和七年一月一日より施行せられ、其の施行の際存した前記各穀物現物市場は經過的に施行の日より一年を限り其の存続を認められ右期間經過と同時に消滅することとなるのであるから取引所令又は正米市場規則に依り更正するの外ないこととなつて居る。又有價證券現物市場は取引所令の施行（昭和七年一月一日）と同時に取引所としての營業を繼續し得ることとなつて、有價證券現物市場も亦其の姿を失ふに至つた。

二 取引所

取引所は從來株式會社仁川米豆取引所（以下單に仁取と稱す）の一を數ふるのみで、之が設立の出願をしたものは併合前後より數十件を算して居るが總督府は總て不許可の處分を爲して今日に及んで居る。仁取は仁川に於ける我が居留民が明治三十二年時の駐在領事の認可を得て設立したもので總督府設置後に於ても其の既存の沿革に因り特に其の存続を認容せられ今日に至つた。而して之が監督に付ては從來特別法規の制定なかりし爲會社令に基き取引所に關する重要事項は總て總督の認可を受けしめ總督は或は各種の報告を徴して嚴に業務の狀況を監督すると共に臨時必要な命令を發し其の他實地の監督に付地方長官を督勵し以て弊害の醸成防止を期することとせるが近時朝鮮に於ける經濟界の進展に伴ひ取引所業務も亦益々重要性を加へ之が監督取締に付ても單に會社令を以てしては到

底十全を期すること能はざるに鑑み總督府は昭和六年五月朝鮮取引所令同九月其の施行規則を發布（同時に法令を改正して會社令の適用より除外す）しこの取引に關する制度を整へ取引所は凡て會員組織によるを原則とし會社組織とし會社組織取引所の新設は一切之を認め有價證券取引市場は一般に取引と看做し取引所令に依るに非ざれば設立することを得ざらしめ仁取及京城に於ける有價證券現物市場（以下單に京取と稱す）は法令の施行と同時に一定年限を限り取引所としての營業繼續を認むる等諸般の事項に亘つて根本方針を確定し、昭和七年一月一日之を實施すると共に群山、木浦、釜山、大邱及鎮南浦の五箇所に會費組織の商品（米穀）取引所の設立を免許し又仁取及京取の合併を認可した。兩社は同月十一日合併を實行して株式會社朝鮮取引所を設立し本店を京城に支店を仁川に置き本店に於ては有價證券を支店に於ては商品（米穀）の取引を經營することになった。

第六 其の他の商業施設

一 商工會議所

朝鮮に於ける商工會議所は、明治十二年釜山居留日本商人の設立に係る釜山商業會議所を以て嚆矢とする。商工會議所は商工業に關する公益團體として重要なるに拘らず、從來何等據るべき法規なく遺憾の點が多かつたが、大正四年制令第四號を以て朝鮮商業會議所令を制定實施し不統一なる既設會議所を整理し、内鮮人共同の一地一區商業會議所たらしめた。然しながら同令は、前述の如く大正四年の制定に係り、現時の經濟界の實情に副はざるものあり且内地に於ては既に昭和二年商工會議所法の實施を見てゐるので、昭和五年五月朝鮮に於ても内地同様商工會議所令の制定公布を見、同十一月二十五日より之を實施し商業會議所令は廢止せられた。

現在本令に依る商工會議所は、京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎮南浦、新義州、元山及清津の十一

箇所である。

二 重要物産同業組合

従來朝鮮に於ける同業組合は單なる一種の社交團體たるに過ぎず、何等成績の見るべきものなかつたが、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を發布し、同年十一月一日より施行し組合に法人格を與へて、其の基礎を鞏固ならしめ其の機能を發揮せしめんとすることを期し、一面同業組合を設置し得る業の種類を米、大豆、家畜、家禽及其の副産物たる毛皮及毛皮製品、棉花、繭、蠶種、桑苗、果實、織物、紙、醸造品、白蔘及其の製造物、木炭及製材の生産販賣又は之と密接の關係を有する業に限定した。而して本令により重要物産同業組合の設置を認可したるものは昭和六年度末現在に於て畜産同業組合二百六、同聯合會十二及織物、紙、酒造、穀物、輸移出、木炭、蠶種の組合各一、果物の組合六、同聯合會一、合計二百三十一に達してゐる。

三 産業組合

産業組合制度は朝鮮の實情に鑑み、中産以下の者をして共同互助以て各自の産業及經濟の發達を企圖せしむる趣旨の下に大正十五年三月朝鮮産業組合令を實施した。爾來本令に依つて設立を許可したものが四十七組合ある。同組合令は其の範を内地に採つたものであるが、現に朝鮮には信用組合と略同一の内容を有する金融組合制度がある關係上、本組合に於ては組合事業の範圍を販賣、購買及利用の三種に限定し、兩者相提携して地方産業及經濟の圓滿なる發達を遂げしめんとするものである。

四 商工獎勵館その他

商工獎勵館は總督府の經營に係り、朝鮮の産物を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明かにし、以て朝鮮産物利用の促

進を圖ると共に、一面多額の輸入ある内地及外國の商品を蒐集陳列し、營業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしめてゐる。此の外名古屋市展示館、仙臺市朝鮮館、新京輸出組合陳列所、哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船、内地、上海、浦潮就航船室の一部を借受けて朝鮮生産品を系統的に陳列し、且統計表及説明等を掲げ一般の觀覽に供してゐる。尙内外人の出入頻繁なる東京並下關の鮮滿案内所、朝鮮ホテル等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列し、産業事情の紹介に努めつつある。

其の他産業紹介の施設としては鮮米協會及朝鮮物産協會等がある。前者は朝鮮米の眞價を紹介し、其の販路の擴張を圖る目的を以て鮮内主なる營業者に依り組織せられ、後者は朝鮮物産の販路擴張に資する目的を以て鮮内各地の有力なる實業家に依り設立せられてゐる。右は共に總督府及各道支援の下に立つてゐる。又時宜に應じて博覽會、共進會、品評會、見本市等を開催して朝鮮産業の紹介に資してゐる。

第二項 臺灣

第一概況

從來本島人の商業は之を大別して問屋業及小賣業の二つに分れ、問屋業者は主として南支那及香港より諸貨物を輸入し之を島内小賣商人に卸して居つたが、領臺後南支那及香港との日用雜貨貿易漸次減少し日本品の移入と共に如上問屋業者は日本品卸商と變ずるに至つた。

從て内地商業の影響を受け決算期も從來は七月及十二月の兩期であつたが、内地人間屋との取引の關係に依り現今は毎月又は特約を以て定むるに至つた。

尙本島内産出の重要商品は米、砂糖、烏龍茶、包種茶、石炭、帽子、酒精、芭蕉實、鳳梨罐詰等の諸品であつて大體

右以外の商品は内地及支那等の輸移入品である。

第二市場

尙本島に於ける魚類及蔬菜果物の市場は從來の慣習として街路の秩序及公衆衛生を顧慮せず任意に街路の兩側又は廟宇の近傍等に開設して居つたが、總督府は之が改善を期し、先づ組織的市場の設置を促し、大正十一年府令市場規則を發布し嚴重なる取締に依つて前記の缺陷を一掃し適當なる指導と相俟つて生活必需品の需給の圓滑に努めつつある。昭和六年末に於ける此等卸賣市場(消費市場を除く)の數は七十四所にして其の賣上高は左の通である。

農産物	一、九〇二
水産物	七、九六〇
畜産物	一、六〇九
其他類	九
計	一、四八〇

尙右の外珊瑚市場一箇所あり、昭和六年度に於ける開市回數は二十六にして其の取扱高は二十四萬一千圓である。

第三會社

本島に於ける會社は大正十二年末に於て資本金總額六億二千五百五十八萬圓に達したが、其の後財界の不況に伴ひ大規模會社の解散、減資、又は合併するもの多く資本金は漸次減少して昭和六年末には四億八千二百萬圓(概算)となり一億四千萬圓餘、即ち約三割の著減を示した。併し社數に於ては却て六割餘激増して九百二十七社の多きに達した。之は不況の爲個人商店の會社に變ずるもの續出し、且タクシー及乗合自動車會社等の勃興に依り大規模會社の激増した爲である。

今昭和六年末に於ける會社を概算業種別に示せば左の通である。

水産業	一八	六、一八八	三、五八五
鑛業	三五	二七、八一四	一六、九一二
工業	二四四	二九〇、六一三	一九七、一八一
商業	四〇二	七、三三二、四五五	三六、三〇八、九〇七
銀行及金融業	二六	四一、九〇三、〇〇〇	二四、七〇〇、三五〇
交通業	一二九	一六、六四七	八、三五一
計	九二七	四九、六〇二、七一五	六一、二五〇、二三五

第四 其他の施設

一 産業組合

産業組合としては内地同様信用、販賣、購買、利用組合の四種に分たれてゐるが是等組合は單營のものもあり、又二種乃至四種の事業を兼營してゐるのもあつて組合數四百十六を有してゐる。(昭和六年末)

二 重要物産同業組合

重要物産同業組合法は大正十一年勅令第五百二十一號を以て本島内に施行されたが本法に依つて組織されてゐる組合及聯合會數は組合數十八、聯合會二である。(昭和六年末)

三 商工會

臺灣には未だ商工會議所に關する法令の制定はないが各市商工業者を以て任意申合せにより組織する商工會又は其

の他の名稱を以てする商工團體が臺北市外四十箇所(五十四團體)に設置されて商工業の改善發達に努めて居る。

四 商品陳列館

臺灣總督府商品陳列館は本島貿易の發達及商品研究等凡て商工業の進展を圖る目的を以て大正六年六月開館せられた。而して本島の各種商品又は參考品を陳列し其他産業に關する圖書を蒐集し公衆の觀覽閱覽に供して本島生産品を廣く紹介して内外市場及陳列所との連絡を完全ならしめ販路の擴張に努めつつある。

第三項 律 太

第一 概 況

明治四十二年大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至つてより樺太の商況頓に一新し次で大正十一年眞岡港の開港を見尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈繁盛の機運に赴きつつある。

商業都市としては眞岡、大泊が本島に於ける物資の二大集散地であつて其他西海岸に在つては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在つては落合、榮濱、元泊、知取、敷香等あり夫々特殊の使命を有して居る。

第二 會 社

會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近年各種工業を目的とする大會社の設立せられるもの多きを加ふるの傾向を示してゐる。

樺太に本店を有する會社(昭和六年末)

株式會社	會社數	拂込金
	一三二	七八、五五九 <small>千円</small>

合資會社	一八六	二、五二七
合名會社	三七	一、六二二
計	三五五	八二、七〇八
株式會社	六	一六七、一六七
合資及合名會社	二	五四〇
計	八	一六七、七〇七

樺太外に本店を有する會社(昭和六年末)

第三 商工會議所

本島の主要市街地である豊原、大泊、眞岡及知取には従來商業會議所類似の私設團體があつて専ら商工業の向上發展に努め、公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し來つたが、其の後大正十一年に至り商業會議所法(大正十一年勅令第四百四號)施行せられると同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布し因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據つて其の設立を見たが更に商工會議所法(昭和二年法律第四十九號)の公布に伴ひ昭和二年勅令第三百七十六號を以て同法を本島に施行し昭和三年廳令を以て同法施行規則發布され以て商工會議所と改稱するに至つた。尙昭和五年二月知取にも商工會議所が設置された。

第四項 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 概況

日本人は大正四年の日支條約に依り南滿洲各地に亘つて居住往來の自由を得たが、事實上の居住は凡て關東州、鐵道

附屬地又は商埠地、開放地等であつて此等の地域では近代的の商業を營み、商業都市を現出して活況を呈して居る。州内一般の商業も之等の各地と聯絡し取引する商品は輸出に於ては穀物其の他の原産又粗工業品で、輸入に於ては綿絲布等が主要なるものである。此等滿洲の輸出入の貨物の過半数は大連港を経由するが滿洲の商業は銀本位の貨幣制度に依つて影響を受けることが多い。

第二 市場

一 卸賣市場

關東州及南滿洲鐵道附屬地内に於ける生活必需品の卸賣機關は左記の通にして其の取扱高の六割は滿洲奧地に出されてゐる。

名 稱	經營生體	取引方法	販賣手数料	昭和六年中取扱高
大連中央卸賣市場	大連市	複式制度雜賣	一割	菜果 一、二六七、一四〇円
關東州水産會旅順魚市場	關東州水産會	單一制度雜賣	鮮乾魚 七七分	魚類 一七一、八〇四円
同 大連魚市場	同	同	同	魚類 一、八六八、四三八円
滿洲市場株式會社(在奉天)	公資四十一萬圓 拂込十萬圓 滿鐵出資八萬圓	單一制度雜賣	鮮魚 一割一分 蔬菓 一割一分	魚菜肉計 二、三九、〇八八円 魚類 一、八三三、〇六六円 菜果類 一、五五、六三一〇円 其他類 五三〇、七九四円

二 小賣市場